

渉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する
行政評価・監視
－外国人の婚姻届を中心として－

結果報告書

令和4年1月

総務省行政評価局

前 書 き

戸籍事務は、市区町村が行うこととされており、そのうち外国人や在外の日本人に係る事務を「渉外戸籍事務」という。

我が国における在留外国人の数は、2001年（平成13年）時点で約178万人であったが、2019年（令和元年）時点で約293万人とおおむね増加傾向にあり、こうした傾向が続くことを前提とした場合、今後、市区町村への日本人と外国人又は外国人同士の婚姻の届出も増えていく可能性がある。

これら外国人の婚姻に係る渉外戸籍事務については、本人の国籍によって適用される法律に基づく婚姻要件や必要書類が異なるため、市区町村には、届出に來られた本人に対する説明や書類審査に、多大な時間や労力が費やされているとの声がある。

今回の調査は、以上のような状況を踏まえ、市区町村における外国人の婚姻に係る渉外戸籍事務を適正かつ円滑に進めるためには、法務局や法務省がどのような対応を採ればよいのかという観点から、全国48の市区町村及び16の法務局における事務処理の実態を把握の上、課題を整理したものである。

なお、調査の過程において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、来日が困難な外国人との婚姻の事務処理について、義務とはされていないパスポートの原本提出を求められたとの行政相談が寄せられたところ、他の市区町村においても同様の問題が生じている可能性があることに鑑み、上記の48市区町村を対象として追加調査を行い、その調査結果については、先行して公表したところである。

目 次

第 1 行政評価・監視の目的等	1
第 2 行政評価・監視結果	3
1 渉外戸籍事務をめぐる状況	3
(1) 在留外国人数	3
(2) 渉外的婚姻数	5
(3) 法務局の組織概要	7
2 調査結果、分析等	8
(1) 渉外戸籍事務の制度	8
(2) 調査の結果（概要）	8
(3) 各課題に関する検討	9
(4) まとめと所見	22
(5) その他（研修について）	26
3 渉外的婚姻の届出時に係る添付書類について	29
(1) 国籍証明書（又は旅券）	30
(2) 出生証明書	40
(3) 独身証明書	48
(4) 申述書	56
第 3 資料編	64
第 4 （参考）令和 3 年 11 月 12 日公表 総務省行政評価局レポートについて	88
第 5 参考文献	95

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、涉外戸籍事務¹（婚姻届）の適正かつ円滑な処理を促進する観点から、市区町村における涉外戸籍事件（婚姻届）の受理状況、管轄法務局への受理照会の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 調査対象

(1) 調査対象機関

- ・法務省
- ・札幌法務局、青森地方法務局八戸支局、秋田地方法務局、東京法務局、さいたま地方法務局、横浜地方法務局、静岡地方法務局浜松支局、津地方法務局、大阪法務局、京都地方法務局園部支局、広島法務局、松江地方法務局出雲支局、徳島地方法務局、大分地方法務局、鹿児島地方法務局川内支局、那覇地方法務局沖縄支局

本調査では、戸籍事務を所管する法務省民事局のほか、夫婦の一方が外国人の都道府県別婚姻件数（令和元年人口動態統計）を参考に、全国バランスを考慮した16都道府県（以下「16都道府県」という。）に所在する法務局、地方法務局及び支局について、偏りが生じないように、都道府県ごとに1機関ずつ、計16機関を選定した。

(2) 関連調査対象機関

- ・札幌市東区、滝川市、共和町、八戸市、五戸町、田子町、秋田市、仙北市、五城目町、川口市、富士見市、寄居町、江戸川区、小平市、稲城市、横浜市鶴見区、秦野市、寒川町、浜松市中区、静岡市葵区、長泉町、津市、伊勢市、朝日町、大阪府中央区、池田市、貝塚市、京都市南区、亀岡市、南丹市、福山市、広島市東区、竹原市、出雲市、隠岐の島町、海士町、徳島市、板野町、神山町、大分市、臼杵市、玖珠町、鹿児島市、いちき串木野市、知名町、沖縄市、豊見城市、座間味村

本調査では、16都道府県内の市区町村を在留外国人数（令和元年12月在留外国人統計）により上位・中位・下位にグループ分けし、近年の在留外国人の増加率等を参考に、グループごとに1市区町村ずつ、計48市区町村を選定した。

(3) 調査対象国

本調査では、在留外国人数（令和元年12月在留外国人統計）の多い国や婚姻要件具備証明書発給の有無等のバランスを考慮し、以下の12か国について必要添付書類等の調査を実施した。

¹ 第2の2(1)で詳しく説明するが、戸籍事件本人の一部若しくは全部が外国人（日本国籍を有しない者）であるもの又は身行為の行われた場所等が外国であるもの等である場合の事務を「涉外戸籍事務」という。

・中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジル、ネパール、アメリカ、タイ、インドネシア、ペルー、アルゼンチン、オーストラリア

また、これら以外の国についても、市区町村の窓口で対応に苦慮した事例等を中心に調査を実施した。

3 担当部局

- ・行政評価局
- ・管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）
- ・四国行政評価支局
- ・行政評価事務所 1 事務所（神奈川）

4 実施時期

令和2年11月～4年1月

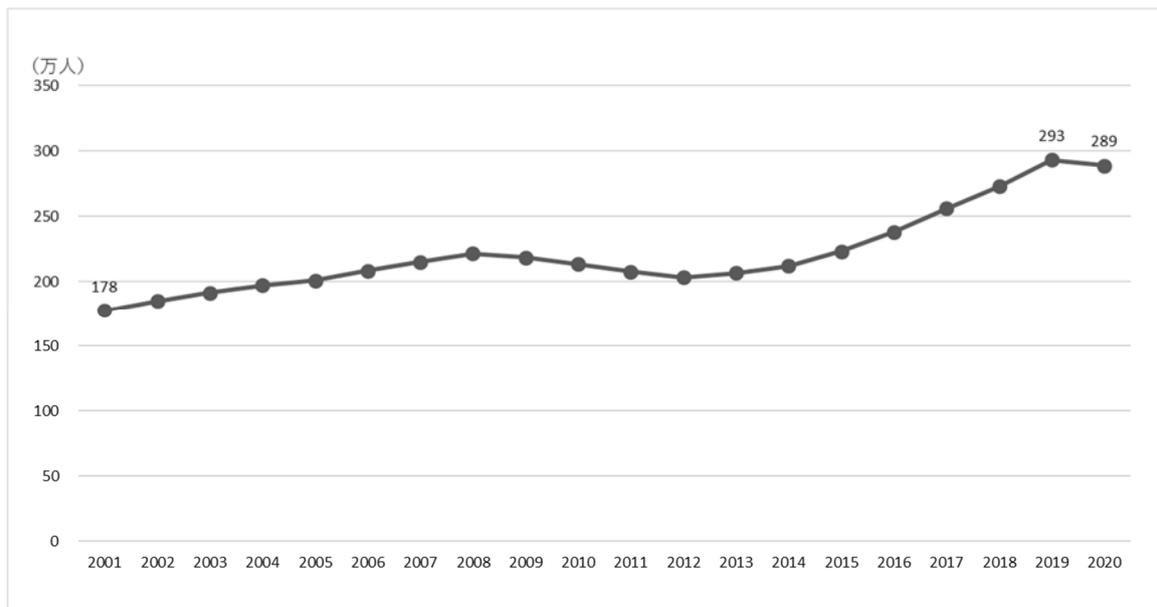
第2 行政評価・監視結果

1 渉外戸籍事務をめぐる状況

(1) 在留外国人数

我が国における在留外国人数は、図1のとおり、2008年（平成20年）以降、一時は減少したが、2012年（平成24年）を境に右肩上がり増加している。2020年（令和2年）には、僅かに減少しているものの、ピーク時の2019年（令和元年）には293万人に上っている。

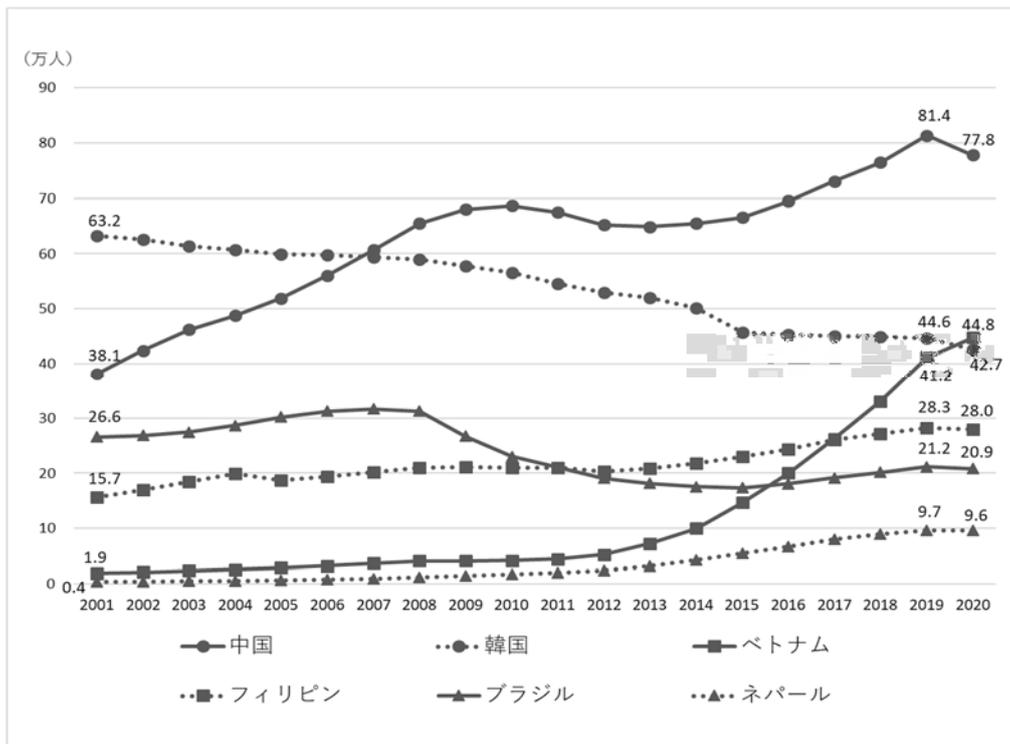
図1 在留外国人数の推移



(注) 2011年以前は登録外国人統計、2012年以降は在留外国人統計に基づき、当省が作成した。

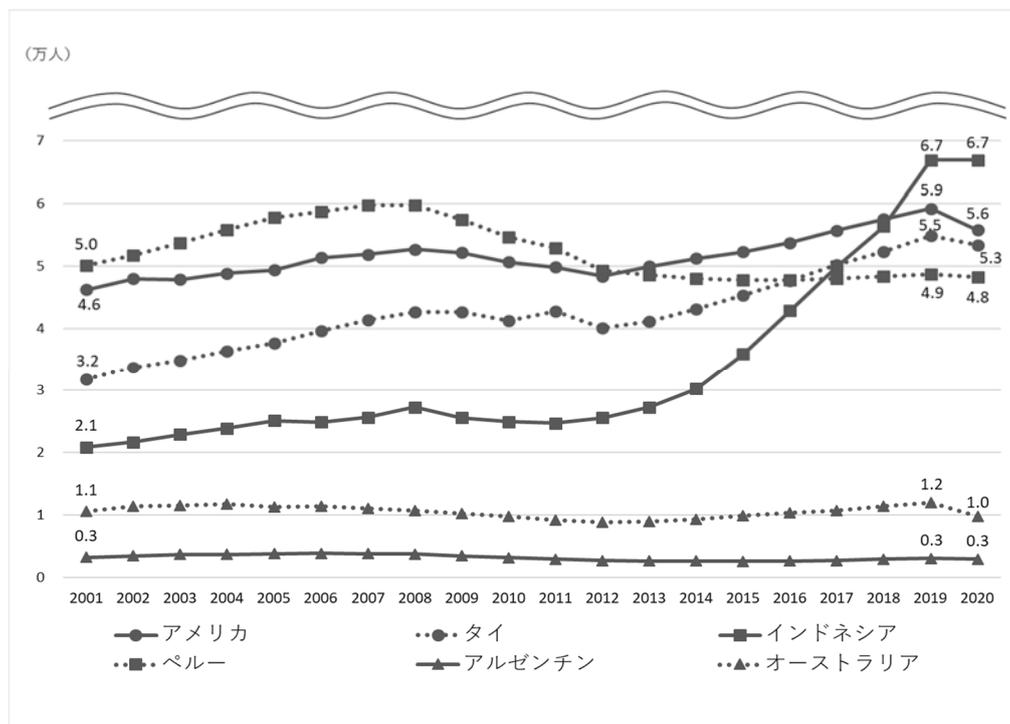
また、調査対象国とした12か国の在留外国人数の推移は、図2-①及び図2-②のとおりである。韓国やブラジル等のようにこの20年間で減少した国もあるが、中国やベトナム等は、倍以上に増加している。

図 2-① 国別在留外国人数の推移(1)



(注) 1 2011年以前は登録外国人統計、2012年以降は在留外国人統計に基づき、当省が作成した。
 2 2001～2014年の韓国の数値には朝鮮も含まれている。

図 2-② 国別在留外国人数の推移(2)

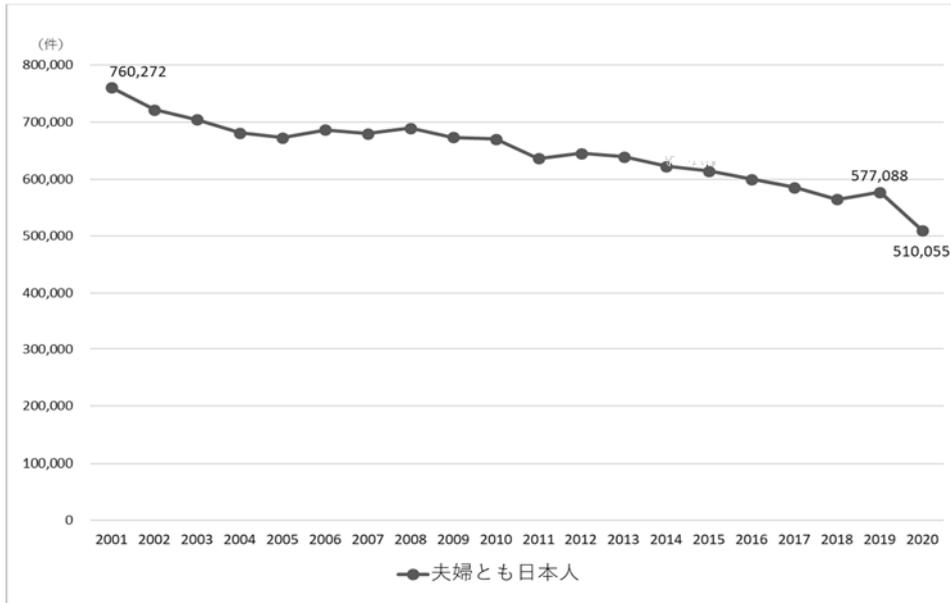


(注) 2011年以前は登録外国人統計、2012年以降は在留外国人統計に基づき、当省が作成した。

(2) 渉外的婚姻数

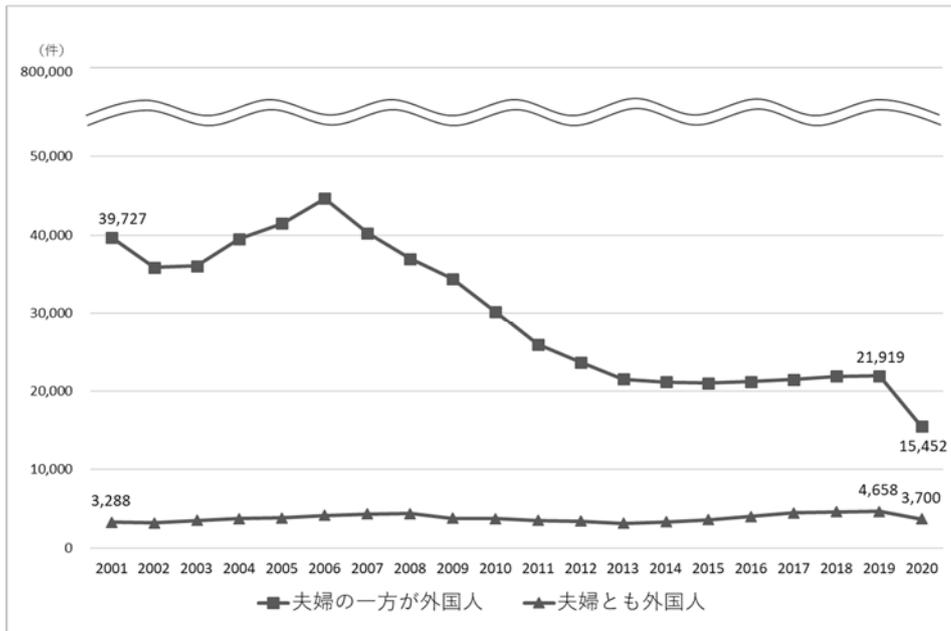
上記のような状況を背景に、図 3-①及び図 3-②のとおり、我が国における婚姻件数が減少傾向にある中、夫婦の一方が外国人である場合の婚姻件数は、2006 年（平成 18 年）のピーク後は 2015 年（平成 27 年）まで減少を続けるも、それ以降は 2019 年（令和元年）まで横ばいの状況にある。その一方で、外国人同士の婚姻件数は、20 年間で大きな変動はないが、2013 年（平成 25 年）から 2019 年（令和元年）にかけては僅かに増加傾向にある。

図 3-① 婚姻件数の推移(1)



(注) 人口動態統計に基づき、当省が作成した。

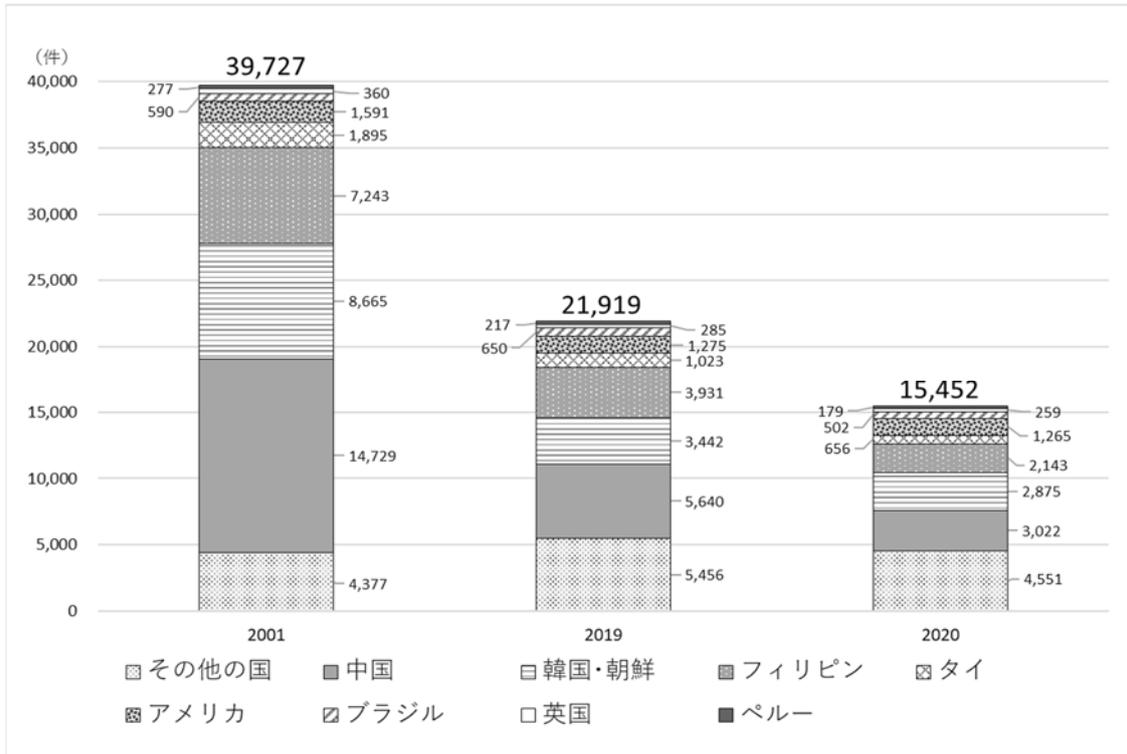
図 3-② 婚姻件数の推移(2)



(注) 人口動態統計に基づき、当省が作成した。

なお、参考までに、夫婦の一方が外国人である場合の婚姻について、当事者の国籍の内訳は、図4及び表1のとおりである。2001年（平成13年）は夫婦の一方が韓国・朝鮮、中国及びフィリピン国籍の婚姻が全体の4分の3を占めていたが、2020年（令和2年）には約半数になっている。

図4 夫婦の一方が外国人である場合の婚姻における国籍別の内訳



(注) 人口動態統計に基づき、当省が作成した。

表1 夫婦の一方が外国人である場合の婚姻における国籍別の内訳

(単位: 件)

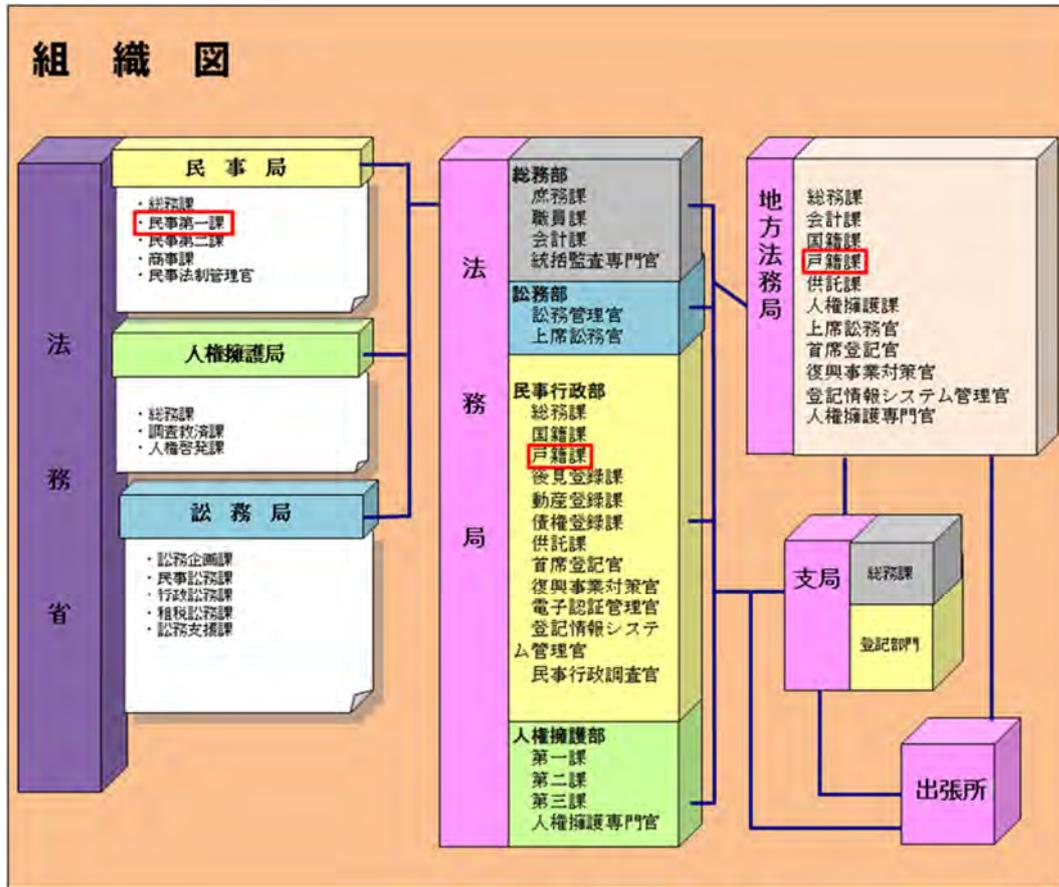
	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	タイ	アメリカ	ブラジル	英国	ペルー
2001年	14,729	8,665	7,243	1,895	1,591	590	360	277
2019年	5,640	3,442	3,931	1,023	1,275	650	285	217
2020年	3,022	2,875	2,143	656	1,265	502	259	179

(注) 人口動態統計に基づき、当省が作成した。

(3) 法務局の組織概要

戸籍事務については、図5のとおり、法務省に置かれた法務局及び地方法務局に分掌される。また、法務局又は地方法務局の所掌事務の一部を分掌させるため、支局を置くことがある。

図5 法務省の組織図



(注) 法務省民事局の提供資料による。

2 調査結果、分析等

(1) 渉外戸籍事務の制度

戸籍事務については、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）及び戸籍事務取扱準則²に基づいて処理されており、市区町村長が管掌し、第一号法定受託事務とされている。戸籍事務のうち、戸籍事件本人の一部若しくは全部が外国人（日本国籍を有しない者）であるもの又は身分行為の行われた場所等が外国であるもの等である場合、その事務を「渉外戸籍事務」といい、渉外戸籍事務も日本人に係る戸籍事務と同様に第一号法定受託事務とされている。法務省は、戸籍事務に関して、全国統一的な処理・手続がなされるよう、市区町村に対し基準を定めることができるとされ、法務局、地方法務局及びこれらの支局（以下「法務局」という。）は、市区町村に対し、必要があると認めるときは、助言、勧告、指示等を行うことができるとされている（戸籍法第 3 条第 1 項及び第 2 項）。外国人が日本の方式で婚姻する場合には、届出人の所在地で届出をしなければならないとされているが（同法第 25 条第 2 項）、届出人の一方が日本人の場合には、その日本人の本籍地でも届出をすることができる。

なお、婚姻届には、創設的届出と報告的届出があり、創設的届出とは届出が受理されることによって一定の身分関係が形成され、又は戸籍法上の効力が発生するものをいい、報告的届出とは既に発生した事実又は法律関係についての届出を行うものをいう。

また、日本人の非本籍地の市区町村において婚姻届を受理した場合、本籍地の市区町村において戸籍の記載をする必要があるため、届書を受理した市区町村は、届書の謄本を作成し（同法第 36 条第 3 項）、本籍地の市区町村に送付しなければならない（戸籍法施行規則第 26 条）とされている。

※この項の参考資料：「令和 2 年戸籍研修教材」（東京法務局）

(2) 調査の結果（概要）

今回、48 市区町村及び 16 法務局における渉外戸籍事務の処理状況、受理照会³の処理状況等について調査した結果、次のような状況が認められた。

- ① 市区町村は、法令、通達等のほか、法務局のマニュアルや市販の参考書籍等を参照して事務を遂行しており、参照した書籍が最新のものでない場合や最新のものであっても書籍によって記載内容が異なっている場合は、同一国に係る類似事件であっても市区町村による対応が異なることがある。市区町村から受理照会等を受けた法務局が参照する情報が異なる場合や参照できる情報がない場合は、法務省に照会しない限り、当該法務局のみの判断に委ねられることから、結果的に法務局によって異なる対応となることがある。また、照会を受けた法務省が参照する書籍に参考となる情報がない場合は、駐日外国公館や外国への照会等を要し、受理までに相当の時間を要することとなる。
- ② このような事態を未然に防止するためには、従前から市区町村が要望しているように、全国統一的な審査基準並びに参考となる外国法令等のデータベース及び国別に必要な添付書類

² 法務局又は地方法務局が戸籍事務取扱準則を制定するための参考として、法務省民事局が「戸籍事務取扱準則制定標準」（平成 16 年 4 月 1 日付け法務省民一第 850 号民事局長通達）を策定している。

³ 第 2 の 2 (3) ②で詳しく説明するが、市区町村は、届書を受理に関して疑義が生じた場合、管轄法務局を経由して、法務大臣に指示を求める（照会する）ことができるとされている。

の一覧に基づき、市区町村及び法務局が事務を遂行することが考えられるが、これまで法務省は、在外公館を通じて各国の最新の情報を網羅的に把握することは困難であるとして応えていない。

③ 涉外戸籍の婚姻届の窓口である市区町村では、各国の制度や運用の変更に伴い従前と異なる書類が届出事件本人から届書と併せて提出されるなど、各国の制度や運用の変更に係る情報等、言わば外国の法制に関する新たな情報に接することとなるが、各市区町村が把握したこれらの情報について、法務局への報告に関する仕組みが定められておらず、市区町村の判断により受理照会等された場合に法務局に共有されることがあるにとどまる。また、外国の法制に関する新たな情報を市区町村から把握した法務局が法務省に報告するルールや管内の市区町村及び他の法務局に共有するルールについても、同様に定められておらず、法務局の判断に委ねられている。その結果、市区町村が把握した外国の法制に関する新たな情報が的確に報告・共有されず、複数の市区町村や法務局が同一国の制度や運用の変更に伴う確認作業に携わるといった不合理な事態を招いている。

(3) 各課題に関する検討

① 市区町村における涉外戸籍の事務処理状況

a) 制度

市区町村は、涉外的な婚姻の創設的婚姻届が提出されると、届書及び添付書類を受領し、婚姻要件を満たしているかどうかについて審査の上、受理又は不受理決定を行っている。審査の手順は、当事者の国籍により対応が異なるが、大きな流れは次のとおりである。

I. 準拠法の決定

当事者の国籍をパスポート等で確認し、どの国の法律を適用するのか決定する（法の適用に関する通則法(平成 18 年法律第 78 号。以下「通則法」という。))。

II. 婚姻要件の審査

当事者について適用される本国法に照らして、実質的婚姻要件を満たしているかどうかを審査するため、原則として、婚姻要件具備証明書を届書に添付することとされている（昭和 24 年 5 月 30 日付け民事甲第 1264 号民事局長回答）。婚姻要件具備証明書とは、本国官憲が、本国法上の実質的成立要件を具備していることを証明した書面のことであり、婚姻の審査に当たっては、当事者に適用される外国の法律の内容を調査し、確認する必要があるが、全ての国の規定内容を逐一調査・確認することは事実上困難であるため、戸籍事務においては原則として婚姻要件具備証明書で要件を審査することとしている。

III. 婚姻要件具備証明書の添付がない場合の対応

婚姻要件具備証明書が発給されない国である場合又は当事者の事情により持参できない場合は、当事者の本国法の内容（婚姻の要件）を明らかにした上で、当事者が各要件を満たしているかどうかの審査を行うが、一般的には以下の書類の添付を求めることとしている。

- ・ 出生証明書（婚姻年齢のほか、父母の氏名、本人特定のため）
- ・ 身分関係を証する書面（独身性等の確認のため）
- ・ 申述書（婚姻要件具備証明書を添付できない理由を記載）

IV. 添付書類の真正性の確認

市区町村は、提出された添付書類の真正性について、法務省からの通達・事務連絡、参考書籍、過去の届出実績等にて確認するほか、必要があれば駐日外国公館に問合せを行う。

なお、アポスティーユ⁴や領事認証等を取得している証明書については、発給した国の権限ある者が真正なものであると証明しているものと判断して差し支えないとされている。

上記 I から IV までの手順において、市区町村は、届出人に適用される法律や必要な添付書類、その記載内容を法務省からの通達・事務連絡、参考書籍や戸籍情報システム⁵等を用いて確認を行い、さらに、必要に応じて管轄法務局へ照会を行う場合もある。

なお、今回調査したところ、参考書籍に関しては、法務省から市区町村に対して、購入が必要な書籍の指定はしていないが、多くの市区町村では、以下を参考としている。また、末尾の（ ）内の数値は、今回調査した 48 市区町村のうち、業務の参考としていると回答した市区町村の数である。

- ✓ 戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」（月刊誌・全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会／編・（株）テイハン発行。以下「戸籍誌」という。）（47）
- ✓ 「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」（全 6 巻・木村三男／監修 篠崎哲夫・竹澤雅二郎・野崎昌利／編著・日本加除出版（株）発行。以下「各国法律と要件」という。）（43）
- ✓ 「レジストラブックス 140 改訂 設題解説 涉外戸籍実務の処理 II 婚姻編」（涉外戸籍実務研究会／著・日本加除出版（株）発行）（32）
- ✓ 「戸籍時報」（月刊誌・戸籍時報編集部／編・日本加除出版（株）発行）（29）

※この項の参考書籍：戸籍誌第 490 号、第 897 号、第 940 号

b) 調査結果

b-1) 相談者や届出人に速やかな対応ができない

今回調査したところ、涉外的な婚姻の届出に関する相談や、届出のあった涉外的婚姻届について必要な添付書類を市区町村が確認する際、短時間で正しい情報を確認することができないことが多く、相談者や届出人に速やかな対応ができない事例がみられた。

市区町村からは、国別に必要な情報が散在しており、法務省から添付書類一覧の提供がなされていないことが原因であるとする意見も聴かれた。

⁴ 第 2 の 2 (3) ① b-3) で詳しく説明するが、外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ国際私法会議条約）により、公文書の真正性を保証するために付与するものをアポスティーユという（参考書籍：戸籍誌第 940 号）。

⁵ 戸籍情報システムとは、法務省民事局が標準仕様書を示し、それに基づき各ベンダーが開発した戸籍事務を処理するシステムで、全ての市区町村が導入し戸籍事務の電算化を行っている。オプション機能として市販の参考書籍に基づいた形で、根拠法令や届書の添付書類の様式の検索等が可能となっている（当省の調査結果による。）。

〔短時間で正しい情報を確認することができなかつたため、相談者や届出人に速やかな対応ができなかつた事例〕

- ・カナダ国籍の方と日本国籍の方の婚姻について、市区町村に相談があつたが、どのような書類が必要なのか説明しきれなかつた（後日、外務省経由で市区町村に報告的婚姻届が送付されたため、日本方式での婚姻を断念したものと推測される。）。
- ・ネパール国籍の方から婚姻届の提出があつたが、婚姻要件具備証明書に代わる必要な添付書類について、書籍等に十分な情報が掲載されておらず、対応に苦慮した。
- ・離婚歴のあるフィリピン国籍の方から、婚姻届の提出があつたが、婚姻記録証明書の提出を求めたところ、以前ほかの市区町村に婚姻届を提出した際には求められなかつたと詰問された。

（注） 当省の調査結果による。

特に、涉外戸籍の取扱実績（審査の参考となる実績）が少ないことや、予算上の制約から参考書籍や検索ツールを十分に購入できない市区町村では、短時間で正しい情報を確認することができないことがあり、相談者や届出人に速やかな対応ができない実態が把握できた。

〔取扱実績が少ないことや、予算上の制約から参考書籍や検索ツールを十分に購入できないことにより短時間で正しい情報を確認することができないため、相談者や届出人に速やかな対応ができなかつた事例〕

- ・涉外婚姻の届出数が少ないため先例の蓄積や情報量も少なく、また、予算的な余裕もないことから、各国法律と要件（1巻約8,000円、全6巻）は最新版を3巻しか購入しておらず、戸籍誌の検索用CD-ROMも購入していない。その結果、涉外的婚姻届の提出を希望する方からの相談について、最新版には記載のあつた情報を探することができず、最終的には管轄法務局へメールにて照会したが、その対応には約1か月かかつてしまった。

（注） 当省の調査結果による。

b-2) 同一国に係る事務処理が市区町村により異なる

今回調査したところ、ペルー国籍の方の婚姻に当たり、適用する法律を確定させるための住所確認の手順について、しつ皆的にIDカードの裏面に記載の住所確認を行うように指示する法務局及びその指示に従う市区町村と、届出人から反致⁶を適用したい旨の依頼があつた場合に限りIDカードの裏面に記載の住所確認を行うように指示する法務局及びその指示に従う市区町村があり、対応が異なる状況がみられた。

ペルーの婚姻関係法令では、「各配偶者が住所を有する地の法律が準拠法となる」旨の反致の規定があり、ペルー国籍の方の婚姻については、戸籍誌第804号によると、「日本に「住所」を有すると認められれば、反致が適用されるものとして、その婚姻要件について日本法を適用して差

⁶ 通則法第41条は、当事者の本国法によるべき場合に、その国の法律に従えば日本の法律によることとなるときは、日本の法律によると規定している。例えば、婚姻の実質的成立要件は、各当事者の本国法による（通則法第24条第1項）が、当事者の本国の国際私法によれば、当事者の住所地法によるべきこととされており、しかも、事件本人が日本に住所を有しているときは、日本の法律によることとなる。これを反致という（出典：各国法律と要件I巻18ページ）。

し支えない」（平成 18 年 7 月 25 日付け法務省民一第 1690 号民事局民事第一課長回答）とされているが、対応が異なる原因としては、どのような手順を踏めば住所を有すると認められるのか（しつ皆的に確認を要するのか、届出人が主張した場合に限るのか）明らかにされていないことが挙げられる。

〔同一国に係る事務処理が市区町村により異なる事例〕

- ・ A 支局管轄の B 市では、原則、ペルー法を準拠法として適用している。ペルー国籍の届出人の反致について、A 支局と B 市で協議した結果、ペルー国籍の届出人から「反致を適用してほしい」旨の依頼があった場合に限り、その対象となるか確認する取扱いになったとしている。このため、反致適用の申出がない限り ID カードの確認及び写しの提出も求めている。
- ・ C 地方法務局管轄の D 市では、ペルー国籍の届出人が所持している ID カード裏面を目視で確認し、カードに記載された住所が日本国内であるか否かにより、準拠法を判断している。

(注) 当省の調査結果による。

このほか、「第 2 の 3 渉外的婚姻の届出時に係る添付書類について」に記載のとおり、今回調査の対象とした 48 市区町村において、調査対象 12 か国の必要添付書類について調査を実施したが、同一国に係る同一添付書類について、市区町村により対応が異なる実態が判明した。

また、総務省中部管区行政評価局が受け付けた行政相談（フィリピン人との婚姻届を提出しようとしたところ、コロナ禍で来日できないにもかかわらず、パスポートの原本提出を求められた）を契機として、他の地域でも同様の問題が生じている可能性があることに鑑み、「第 4（参考）令和 3 年 11 月 12 日公表 総務省行政評価局レポートについて」に記載のとおり、今回の調査の一環として、追加調査（国籍確認にパスポートの原本しか認めていないのか写しでも認めているのか）を実施し、令和 3 年 11 月 12 日に総務省行政評価局レポートとして公表している。

b-3) 認証又はアポステイーユの要否に係る事務処理が市区町村により異なる

今回調査したところ、認証又はアポステイーユの要否に係る事務処理について、市区町村によって異なる状況がみられた。

一般的に、市区町村では、提出された証明書（届書の添付書類）の様式が過去の資料や事例、参考書籍等において同様であるかどうか、その外形の確認を行うが、同様であると確認することができれば、証明書が真正なものであると判断して差し支えないとされている。

認証に係る制度については、アポステイーユという制度があり、アポステイーユとは外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ国際私法会議条約）により、公文書に付与し文書が真正であることを保証するものであり、一方締約国で作成され、ほかの締約国に提出される公文書について（同条約第 1 条）、外交又は領事機関による認証を全面的に廃止し、その認証を免除しようとするもの（同条約第 2 条）である。

外国で発給された証明書については、アポステイーユの取得や領事認証が必要との法務省の基準はないため、法務省からの通知により示された様式や、保管されている証明書の様式などを確

認の上、真正な証明書であると認められる場合には、提出された証明書が真正なものとして、必要な審査を行うことになる。

アポスティーユや領事認証等を取得している証明書については、発給した国の権限ある者が、その証明書が真正なものであると証明していることになるので、可能であれば、届出人はアポスティーユ等を取得したものを提出することが望ましいと考えられるとされている。

なお、調査対象とした12か国のハーグ国際私法会議条約締約状況は、次のとおりである。

表 2 調査対象とした12か国のハーグ国際私法会議条約締約状況

締約	韓国、フィリピン、ブラジル、アメリカ、ペルー、アルゼンチン、オーストラリア
未締約	中国、ベトナム、ネパール、タイ、インドネシア

(注) 外務省ホームページ (https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000610.html) に基づき、当省が作成した。

※この項の参考書籍：戸籍誌第940号

認証の要否に係る事務処理が市区町村によって異なる原因としては、法務省が届書の添付書類への認証（ハーグ国際私法会議条約締約国はアポスティーユ）の取扱いについて明らかにしていないことが挙げられる。

〔認証又はアポスティーユの要否について市区町村により対応が異なる事例〕

- ・令和2年に日本国籍の方とネパール国籍の方の婚姻届を受理し、本籍地へ送付した。受理地では、添付書類について届出人に対し、権限のある官憲で発給された証明書であることの確認を行ったため、認証は必要ないと判断したところ、本籍地からは認証が必要ではないのかと問合せがあった。
- ・日本国籍の方とペルー国籍の方の婚姻届の相談があり、添付書類に認証を求めたところ、「他の市区町村に1回目の婚姻届を提出した際は認証を求められなかったのに、なぜ認証を求めるとか」と言われ、対応に苦慮した。
- ・ハーグ国際私法会議条約未締約国の証明書でも、認証なしで受理する市区町村がある一方、認証を求める市区町村もある。届出人に添付書類に認証を求めたところ、届出人からなぜ領事認証を求めるとかと言われ、対応に苦慮した。

(注) 当省の調査結果による。

b-4) 事務処理の改善に向けた市区町村の取組

今回調査したところ、法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないことから、一部の市区町村では、独自に国別の渉外戸籍に関するマニュアルを作成し、業務に活用している事例がみられた。

マニュアルには、国ごとに婚姻要件や必要な添付書類などが示されており、担当者が審査時に活用するほか、届出人に必要な書類一覧が分かるように配布する事例もみられるが、単独でマニュアルを作成するには負担が大きいとする市区町村もみられた。

〔法務省から国別の婚姻要件や必要な書類一覧が提供されていないことから、市区町村が独自に国別の渉外戸籍に関するマニュアルを作成し、業務に活用している事例〕

- ・ E 市では、これまでの実績を基に、市独自の渉外戸籍に関するマニュアルを作成し、特に創設的婚姻届については、21 개국又は地域について、婚姻適齢や必要な書類一覧を作成し、審査時に活用している。
- ・ F 市では、9 개국又は地域について、必要な書類一覧を作成し、届出人に添付書類を説明する際に配布し、担当職員が審査時にマニュアルとしても活用している。
- ・ G 市では、渉外戸籍の審査事務の負担を軽減するために、各種参考書籍やこれまでの実績を基に、国籍ごとに必要な添付書類を独自に整理中である。ただし、婚姻要件具備証明書の発給の有無や、必要な添付書類の種類や様式等の確認に苦慮している。

(注) 当省の調査結果による。

② 法務局における受理照会等の対応状況

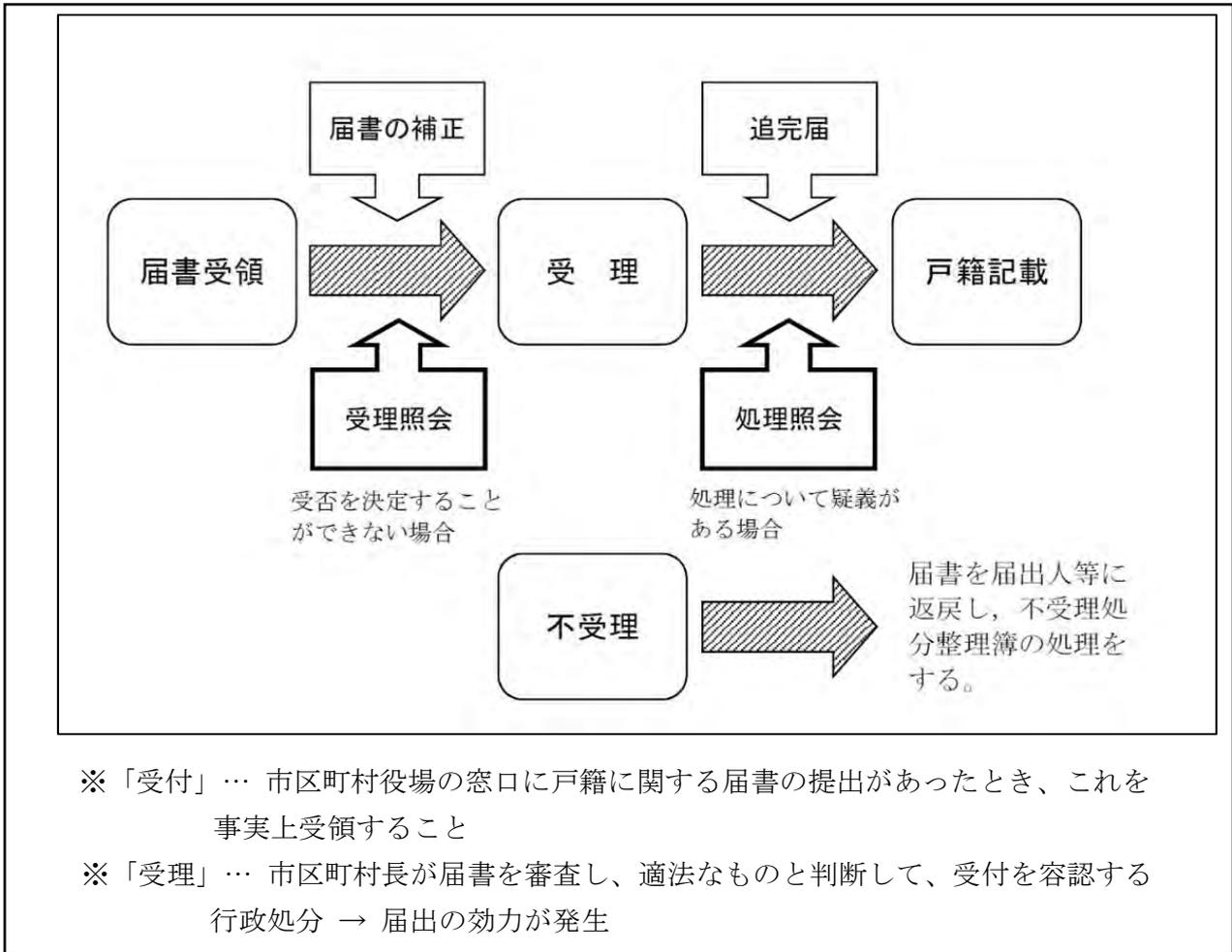
a) 制度

市区町村は、届書の受理に関して疑義が生じた場合、管轄法務局を經由して、法務大臣に指示を求める（照会する）ことができる（戸籍法施行規則第 82 条）。照会がなされた場合、法務省又は法務局は、照会に対して回答（指示）を行う。

届書受領（受付）後、受否を決定することができない場合になされる照会を「受理照会」といい、一旦、受理決定したものの、戸籍の記載ができない等処理ができない場合になされる照会を「処理照会」という。

また、これらの受理照会及び処理照会以外に、軽微な事案を中心に市区町村から管轄法務局へ電話や FAX での照会も行われている。

図 6 戸籍届出受理の流れ



(注) 「戸籍届出受理照会処理の手引き」(平成 29 年 1 月版。東京法務局民事行政部戸籍課)による。

受理照会がされた場合、法務局における処理方法については、明確な決まりはないとされているが、標準的な処理の流れは以下のとおりである。

- ① 受理照会の理由について確認する
- ② 添付資料を確認する
- ③ 市区町村担当者に連絡をする (受理照会書の記載内容が十分でない場合もあるため)
- ④ 必要な法令、先例、資料を収集する (過去例や外国法令)
- ⑤ 必要に応じて本人から聴取する
- ⑥ 起案・決裁を行う
- ⑦ 照会元市区町村に回答する

(注) 「戸籍届出受理照会処理の手引き」(平成 29 年 1 月版。東京法務局民事行政部戸籍課)に基づき、当省が作成した。

法務局は、市区町村からの受理照会の内容について、受理審査における疑義が解消しない場合には法務省に指示を求める。さらに、法務省においても、外国の法制度が不明な場合や疑義がある場合は、外務省へ調査依頼を行い、在外公館を通じて関係する外国政府に照会することになる。

一方、法務省は、各法務局に対し、市区町村からの受理照会及び処理照会についてのみ「市区町村長から管轄法務局等の長に照会される涉外戸籍に関する受理照会等の事件索引簿について」（平成30年3月29日付け法務省民事局民事第一課事務連絡）により、法務省統合情報基盤のシステムの共有フォルダ内にある「涉外戸籍に関する受理照会等の事件索引簿」（法務局名、事件の種類、主な添付書類、事件本人らの国籍、事案の概要、処理状況・結果等の欄がある様式。以下「受理照会事件簿」という。）に記載し、事務処理に活用するように依頼している。これにより、全国の法務局限りで、その概要を確認することができ、必要に応じ、関係法務局に詳細な資料を求めることができることとしている。

なお、市区町村での戸籍事務は、戸籍法第127条の規定により、行政手続法（平成5年法律第88号）第二章（審査基準の設定義務、標準処理期間の設定努力義務等）及び第三章（処分基準の設定努力義務、聴聞や弁明の機会の付与の手続等）の適用除外とされている。

b) 調査結果

b-1) 同一法務局管内での指示が異なる

今回調査したところ、同一国に係る市区町村の照会に関して、同一法務局管内での指示が異なる状況がみられた。原因として、法務局内での受理照会における判断基準等がないことや、受理照会事件簿への記載内容が乏しいことなどから情報共有が不十分であることが挙げられる。

〔同一国に係る市区町村の照会に関して、同一法務局管内での指示が異なる事例〕

- ・市区町村にネパール国籍の方から婚姻届の提出があったが、参考書籍における記述や過去の実績等の情報が乏しく、添付書類の真正性が判断できなかったため、管轄法務支局へ受理照会を行った。その後、管轄法務支局からは、添付資料に認証なしのまま届出人に宣誓書を書かせただけで「受理すべき」と回答があった。一方、当該法務支局の上部組織である地方法務局及び管区法務局における同様の受理照会の事例では、認証を取得させた上で市区町村が受理する対応を行っていた。

(注) 当省の調査結果による。

〔受理照会事件簿への記載内容が乏しい事例〕

- ・ネパールについて、受理照会事件簿への記載内容を確認したところ、「主な添付書類」欄には全ての事件について記載がなされているが、「事案の概要」及び「処理状況・結果」については、大半が空欄となっている。

(注) 当省の調査結果による。

b-2) 受理照会の対応について長期間要している

今回調査対象とした16法務局が市区町村から受けた渉外的な婚姻届に関する受理照会のうち、平成29年4月から令和2年10月末までの間に回答した181件を調査したところ、受理照会に係る状況は以下のとおりである。

表 3 受理照会に係る状況

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・受理照会から回答までの平均日数：40.5日・うち100日以上要した事例：14件・最も日数を要した事例：528日 |
|--|

(注) 当省の調査結果による。

調査により確認された事例の中には、以下のとおり、法務局から受理照会の回答を得るまでに長期間要したことが原因で婚姻届の受理に時間を要したことから、出生した子への福祉サービスの提供が遅れた事例や、届出人本人が帰国してしまった事例がみられた。

〔処理に長期間かかり届出人に不都合が生じた事例〕

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・市区町村からの受理照会の後、管轄法務局からの受理指示に至るまで3か月以上の日数を要した。その間に届出人に子が出生したが、婚姻届が受理照会中の場合は、出生届を受領していても受理できず、その結果、住民票の作成が不可能であり、出生時点においては、子の公的保険への加入、子ども医療費助成及び乳幼児養育制度の認定がなされなかった。これらについては遡及認定されたものの、届出人への福祉サービスの提供が遅れた。・市区町村からの受理照会の後、管轄法務局は法務省に照会を行ったものの、法務省からの回答が得られないまま1年5か月が経過し、婚姻届の受理に至る前に届出人が母国へ帰国した。なお、届出人から帰国前に、市区町村経由で管轄法務局に取下書が提出されたことから、管轄法務局にて取下処理を行った。 |
|--|

(注) 当省の調査結果による。

b-3) 照会の多い事例について統一的な処理方針が示されていない

今回調査したところ、法務局では、市区町村から同様の事例について多数の受理照会を受けるものの、その都度、当該市区町村に同様の回答をするにとどまっている。その結果、更にほかの市区町村に同様の事例が生じた場合、その都度、法務局に照会せざるを得ない状況となっている。原因として、多数照会を受けている事例について、法務省から統一的な処理方針が示されていないことが挙げられる。

〔照会の多い事例について市区町村から照会の都度、法務局から同様の回答をしている事例〕

- ・H国については、今回の調査では婚姻要件具備証明書の添付が確認できなかったところ、法務局に、市区町村から婚姻要件具備証明書の添付のない場合の事務処理に関する受理照会が多数寄せられており、その都度、当該市区町村に同様の回答をしていた。

(注) 当省の調査結果による。

b-4) 事務処理の改善に向けた法務局の取組

今回調査したところ、法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないことから、一部の法務局では、事務処理に困っている現場の状況を改善するため、独自に国別の涉外戸籍に関するマニュアルを作成し、管内市区町村へ配布している取組がみられた。マニュアルには、国ごとに婚姻要件や必要な添付書類などが示されており、市区町村からは、特異なケースを除いて、適切に対応できているとの肯定的な意見が聴かれた。作成に当たっては、管轄法務局内で国別に執筆担当市区町村を決めて、分担して作成している状況もみられた。

また、法務局では市区町村職員を対象に研修を実施しているが、国別に婚姻要件や必要な添付資料を整理した資料を市区町村に配布する法務局の事例もあり、こちらについても市区町村からは肯定的な意見が聴かれた。

ただし、これらのマニュアル等は法務局間で連携したものではなく、また、共有される仕組みにもなっていない。

〔法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないことから、法務局が独自に国別の涉外戸籍に関するマニュアル等を作成し、管内市区町村へ配布している事例〕

- ・I地方法務局では、管内市区町村から照会の多い7か国及び地域について、国別の法制度や必要添付書類を一覧として整理、記載したマニュアルを作成し、管内市区町村へ配布を行っている。その結果、同法務局は、市区町村からの照会が減少したとしている。また、同マニュアルに記載されている国については特異な場合を除き、法務局へ照会することなく対応可能との回答を寄せた市区町村も存在する。
- ・J地方法務局では、管内市区町村に35か国及び地域を分担させて、国別の婚姻の実質的成立要件や必要な添付書類を一覧として整理、記載したマニュアルを作成し、同法務局が内容を確認した上で、管内市区町村へ配布を行っている。その結果、同法務局は、業務の統一化・効率化が図られたとしている。
- ・法務局主催の研修の場において、国別に婚姻要件や必要な添付資料を整理した資料を市区町村に配布する法務局の事例もあり、複数の市区町村からは、実際の審査に役に立つので活用しているという意見も聴かれた。

(注) 当省の調査結果による。

③ 市区町村、法務局及び法務省における情報の共有状況

a) 制度

法務省は、外国の法令改正・様式変更等について、外務省から情報提供があった場合には、通知等により法務局を通じて全国の市区町村に周知している。

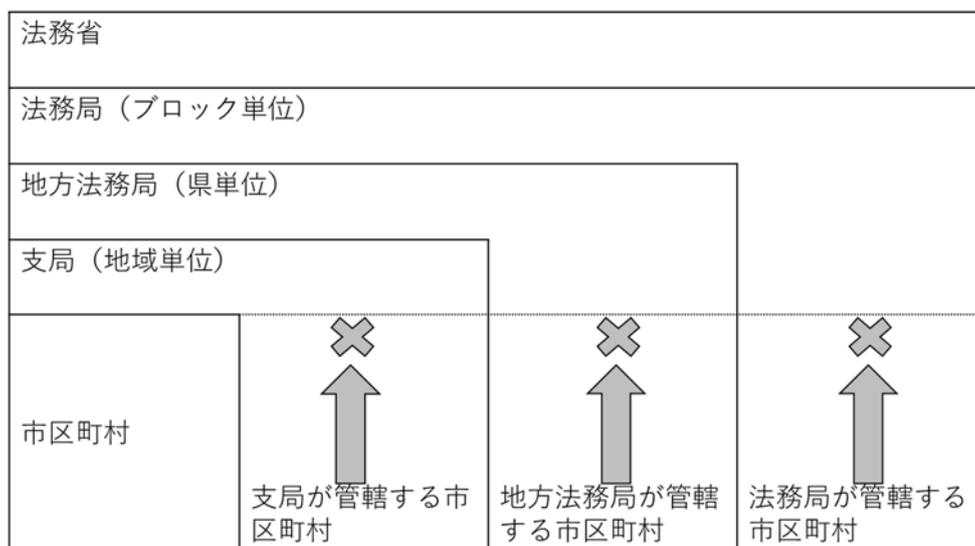
市区町村が管轄法務局へ受理照会又は処理照会した事案で、管轄法務局で受理又は処理の可否が判断できず、法務省まで照会があった事案のうち、回答先市区町村以外の市区町村に対しても周知することが適当である事案については、戸籍誌に掲載し全国の市区町村に周知しているとしている。

b) 調査結果

今回調査したところ、市区町村に渉外的婚姻届が提出されたことが端緒となり、各国の婚姻関係法令の改正や、添付書類の様式変更、発給停止などの市区町村が審査する上で必要な情報について、従前の運用が変わったこと等が判明する場合があるが、把握した市区町村や市区町村から照会を受けた法務局限りで当該情報がとどまっている状況がみられた。

原因として、市区町村から法務局へ報告する仕組みとなっていないことや、受理照会及び処理照会以外の事案について、法務局から法務省へ報告する仕組みとなっていないことが挙げられる。また、市区町村が入手した情報について、その情報共有に係る状況は以下のとおりである。

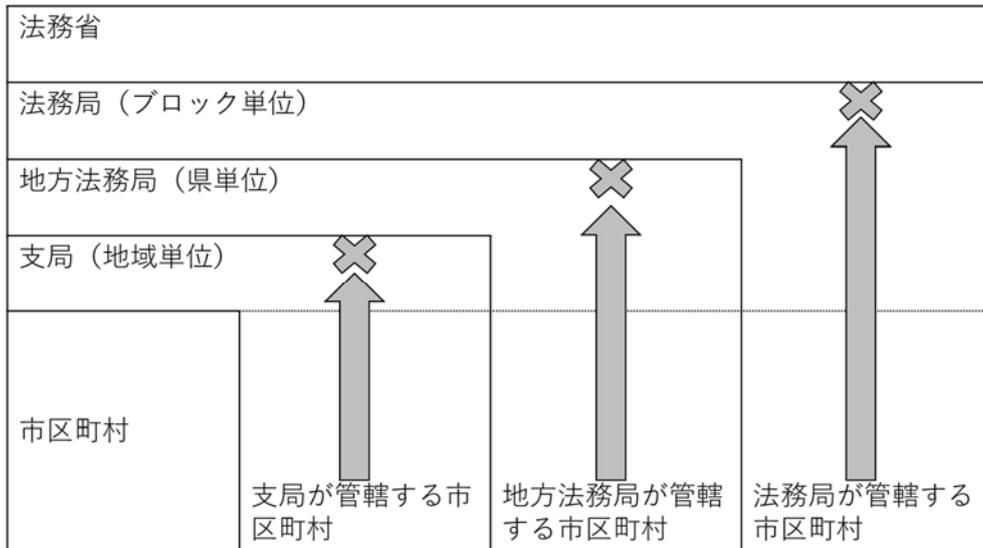
図 7 市区町村が審査途中で入手した情報



（注） 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

→入手した情報が市区町村限りでとどまっている。

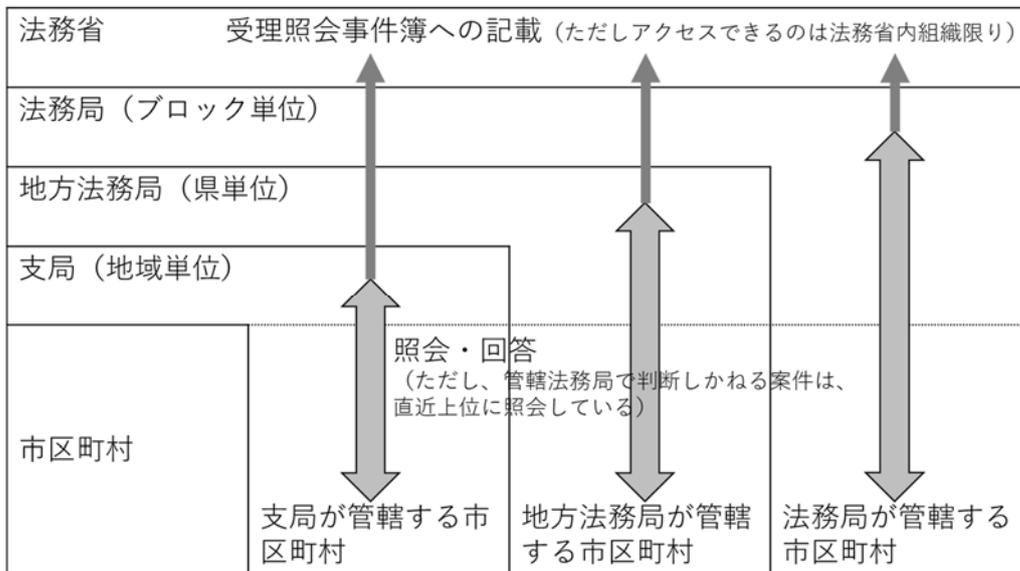
図 8 市区町村が電話又は FAX で管轄法務局に照会した情報



(注) 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

→入手した情報が管轄法務局限りでとどまっている。

図 9 市区町村が管轄法務局に受理照会・処理照会した情報



(注) 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

→管轄法務局で処理が終わった段階で、受理照会事件簿に記載

b-1) 入手した情報が市区町村でとどまっている

今回調査したところ、市区町村が渉外的婚姻届を受理する過程で新たに入手した情報について、市区町村限りでとどまっている事例がみられた。

また、複数の市区町村から駐日外国公館に対し、同一の情報の事実確認を行っている事例もみられた。その原因として、市区町村から法務局への報告義務、仕組みが存在しないことが挙げられる。

〔市区町村で情報がとどまっている・複数の市区町村が駐日外国公館に問い合わせた事例〕

- ・令和2年4月以降、タイ王国大使館では婚姻要件具備証明書の発給を取りやめたが、同月に本情報を入手した市区町村では、10月に管轄法務局にFAX照会するまで、その内容を共有していない。
- ・令和2年4月以降、タイ王国大使館で婚姻要件具備証明書の発給を取りやめたことについて、複数の市区町村が、タイ王国大使館に事実確認を行っていた。

(注) 当省の調査結果による。

b-2) 入手した情報が法務局でとどまっている

今回調査したところ、市区町村が法務局へ照会したことを通じて法務局が把握した新たな情報が、法務局限りでとどまっている事例がみられた。原因として、受理照会及び処理照会については、処理後に受理照会事件簿へ記載することとなっているため、その記載内容については不十分である状況がみられるものの、法務省及び全国の法務局の法務省組織内で共有されるが、法務局が市区町村から入手したそれ以外の情報については、上位機関である法務局及び法務省（縦の関係）並びに他の法務局（横の関係）への情報共有の仕組みが存在しないことが挙げられる。

〔法務局で情報がとどまっている事例〕

- ・タイ王国大使館が婚姻要件具備証明書の発給を取りやめた事例について、一部の法務局では、市区町村からの照会を契機に当該情報を把握した。それを受け、同旨及び婚姻要件具備証明書の代替となる添付書類等を管轄市区町村に周知しているが、法務省への報告や他法務局への周知は行っていない。
- ・トンガについては、参考書籍にて英国大使館がトンガ国籍の方に対して婚姻要件具備証明書を発給する旨が記載されている。しかしながら、市区町村での審査の過程で、同大使館がトンガ人に対する婚姻要件具備証明書の発給を取りやめたこと及び、トンガ王国大使館でも婚姻要件具備証明書を発給していないことが判明し、管轄法務局は市区町村からの受理照会を通じて、当該情報を把握したが、法務省への報告や管内市区町村への周知は行っていない。
- ・ウクライナ大使館発給の婚姻要件具備証明書については、平成19年の法務省からの事務連絡により情報共有が行われている。しかしながら、ウクライナ国籍の方から市区町村に、平成19年の事務連絡の内容と異なる添付書類が提出されたため、市区町村は、管轄地方法務局へ受理照会を行った。同受理照会の審査過程で、管轄地方法務局が管区法務局に、ウクライナの婚姻要件具備証明書について確認をしたところ、管区法務局では数年前の時点で平成19年の事務連絡の内容と異なる書類が発給されるようになったことを把握していたが、本情報は管内の市区町村及び地方法務局に対し周知していない。

(注) 当省の調査結果による。

④ 渉外戸籍事務の処理に関する市区町村からの要望

今回の調査において、渉外戸籍事務の処理に関する要望を聴取したところ、市区町村から多くの要望が寄せられたところであり、その内容については主に以下の三つに集約される。

a) 法制・必要書類が不明なので速やかに対応できるように情報を整理してほしい

- ・国籍別の添付書類等の一覧が法務省から示されておらず、処理方針が分からないこともあるため、審査の参考となる外国法令、必要な添付書類やその様式等を国籍別に整理し、市区町村が検索可能な形でデータベース化し、共有してほしい。
- ・過去に発出した通知、事務連絡を国ごとに整理してホームページ等で共有してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

b) 市区町村が把握した各添付書類の発給状況や、様式変更の状況を書き込むことができるようなデータベース（掲示板のようなもの）を法務省が設けて運用してほしい

- ・市区町村が把握した各添付書類の発給状況や、様式変更の状況を市区町村の担当者が書き込むことにより、把握した情報を共有できるようなデータベース（掲示板のようなもの）を法務省が設けて運用してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

c) 受理照会の回答の検討過程（考え方）を知らせてほしい

- ・受理照会の結果は、管轄法務局から指示書1枚で送付されてくることが多く、今後同様の届出があったとき、再度受理照会をすることを避けるためにも、検討過程も示してほしい。
- ・受理照会等の事例は、戸籍誌に掲載されるまでに時間を要すること、照会した内容の全てが戸籍誌に掲載されないこと等、戸籍誌のみでは最新の情報が得られるとは言い難い。各市区町村から照会された内容について、受理に至った根拠や添付書類を国別に一覧にしてデータベース化し共有してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

(4) まとめと所見

今回の調査の結果、市区町村、法務局及び法務省の間で、渉外戸籍事務の処理に必要な情報の共有などが不十分な実態が判明したことから、これらの課題に対処するため、以下の改善措置が必要である。

① 市区町村、法務局及び法務省が把握した情報等を共有するルール・システムの構築等について

渉外戸籍の届出に関し、外国人が日本の方式で婚姻する場合には、外国人当事者について本国法に基づく婚姻要件を満たしているかを審査する必要があるところ、外国の法制が明らかでなく、市区町村にて必要な要件を確認することができないときは、届出の受理の可否を管轄法務局に照会しており、管轄法務局においても判断することができない場合には、駐日外国公館や法務省に

照会するなどしているところである（市区町村から駐日外国公館に直接問い合わせる事例もみられた。）。

また、涉外戸籍の届出（婚姻届等）や証明書の謄本が市区町村に提出された場合において、市区町村においては提出された外国の証明書（外国人当事者に係る婚姻要件具備証明書等）の真正性（様式、発給機関等）を判断することができないときは、受理の可否を管轄法務局に照会しており、管轄法務局においても判断することができない場合には、駐日外国公館や法務省に照会するなどしているところである（市区町村から駐日外国公館に直接問い合わせる事例もみられた。）。

しかし、過去の同様の事例について、他の市区町村において受理又は処理したものや、市区町村や法務局から駐日外国公館に照会した結果、回答を得られたものがある場合であっても、これらの情報を他の市区町村や法務局に共有するルールやそれを共有するためのシステムが構築されていないことから、市区町村や法務局が同様の照会をそれぞれに行っている事例が散見された。これらの情報を共有するルールや、これらの情報と、相談者や届出人に速やかな対応ができない場合に審査の参考に資する通達、事務連絡等の資料を参照できるシステムが構築されていれば、市区町村の処理がより円滑に行えた可能性がある。

また、同一国の事例であっても、市区町村ごとの事務処理や、法務局ごとの指示が異なる事例、同一の書類であっても、市区町村ごとの事務処理が異なる事例も散見された。

これらの課題については、上記の情報共有や後記【所見②】による措置（涉外戸籍に関するマニュアル等の共有）のほか、市区町村から照会の多い事例に係る全国統一的な処理方針及び処理に長期間を要している事例に係る要因分析の結果を踏まえた処理方針の発出と、市区町村ごとの事務処理や、法務局ごとの指示が異なる事例について法務省から統一的な見解が示されていれば、回避できた可能性がある。

【所見①】

したがって、法務省は、市区町村、法務局及び法務省が駐日外国公館に問い合わせた結果、

- ・婚姻要件に係る外国の法制に関する新たな情報
- ・外国官憲発給の証明書（婚姻要件具備証明書等）の真正性（様式、発給機関等）に関する新たな情報

を入手した際に、全国の市区町村及び法務局とこれらの情報を共有するためのルールを構築すること。

また、市区町村から照会の多い事例に係る全国統一的な処理方針及び処理に長期間を要している事例に係る要因分析の結果を踏まえた処理方針を発出するほか、市区町村の事務処理や法務局の指示が異なる事例について統一的な見解を示すこと。

さらに、市区町村における審査の参考に資するよう、全国の市区町村、法務局及び法務省で速やかに情報共有が可能なシステムを構築し、他の市区町村において届出された類似事例に係る対応状況や駐日外国公館からの回答事項を参照できる環境を整備すること。

なお、そのシステムの構築に当たっては、機能性や効率性などの観点から、実際に使用する市区町村の要望を踏まえたものとする。

② 全国の法務局との連携について

今回調査したところ、法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないことから、相談者や届出人に速やかな対応ができていない事例がみられた一方、法務局が独自に国別の涉外戸籍に関するマニュアルを作成し、管内市区町村へ配布している事例や、市区町村が独自に涉外戸籍に関するマニュアルを作成している事例及び法務局主催の研修資料を業務に活用している事例もみられた。

これらのマニュアル等は、業務の役に立っているとする市区町村がある一方、作成に当たっては、市区町村単位で作成するには負担が大きいとする意見も聴かれた。

また、地方法務局単位（県単位）でマニュアルの作成を市区町村に分担している事例などもあり、法務局が独自に工夫し、実際に困っている現場の状況を改善する取組がみられたが、法務局を横断する形などの連携した取組ではなく、共有される仕組みにはなっていない。

【所見②】

したがって、法務省は、現在一部の市区町村や法務局で作成、活用されている国ごとの婚姻要件や必要な添付書類などを示した涉外戸籍に関するマニュアル等について、全国の法務局との連携を図り、これらを収集し、分類整理した上で、定期的に全国の市区町村に共有すること。

なお、【所見②】については、上記【所見①】における対応が措置されれば、その在り方を見直すことも可能ではないかと考える。

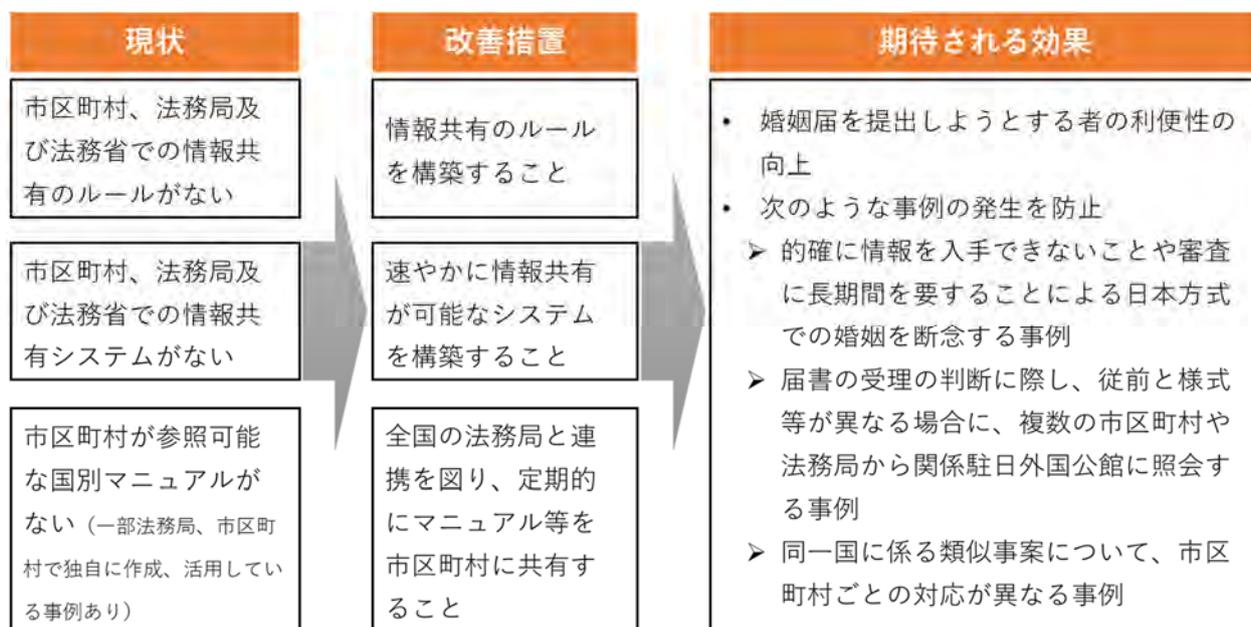
③ 期待される改善効果

以上の改善がなされ、必要な情報が全国の市区町村及び法務局と共有されることとなる措置が採られた場合、次の効果が期待される。

表 4 期待される改善効果

・婚姻届を提出しようとする者の利便性の向上
・次のような事例の発生を防止
➤ 的確に情報を入手できないことや審査に長期間を要することによる日本方式での婚姻を断念する事例
➤ 届書の受理の判断に際し、従前と様式等が異なる場合に、複数の市区町村や法務局から関係駐日外国公館に照会する事例
➤ 同一国に係る類似事案について、市区町村ごとの対応が異なる事例

図 10 渉外戸籍事務処理の現状、今回の改善措置及び期待される効果の関係



(注) 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

(5) その他（研修について）

① 市区町村戸籍事務従事職員研修に関連する取組

今回の調査においては、市区町村戸籍事務従事職員研修についても調査したところである。市区町村戸籍事務従事職員研修について、法務省は、「市区町村戸籍事務従事職員研修要綱」（平成22年10月1日付け法務省民一第2438号法務省民事局長通達。以下「本省要綱」という。）において、渉外戸籍事務を含む戸籍事務の全国統一的な運用を確保しつつ、地域の実情に応じた弾力的な研修の実施が図られるよう、表5のとおり、研修の種類、目的等を定めている。また、法務局・地方法務局は、本省要綱を踏まえ、市区町村戸籍事務従事職員研修実施要領等において、研修の種類、目的等を定めている。

表5 研修の種類、目的等

研修名		目的	実施機関
基本研修	中央研修（管理者研修）	市区町村における戸籍事務主管課長に、その職務の遂行に必要な知識及び管理能力を体得させ、もって戸籍事務処理体制の充実・強化に資することを目的とする。	法務省民事局及び全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会
	管区研修（上級者研修）	市区町村における戸籍事務の指導的職員となり得る者に、必要な専門的知識及び技能を習得させることを目的とする。	法務局※ ※管区法務局で実施することとされるが、地方法務局において実施することも差し支えないとされている。
	地方研修（中級者研修）	市区町村における戸籍事務の中堅職員に必要な法律知識の習得及び技能の向上を目的とする。	法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局
	地方研修（初級者研修）	市区町村における初任の戸籍事務従事職員に、日常の業務を適正に処理するために必要な基礎的法律知識及び技能を速やかに習得させることを目的とする。	法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局
特別研修	導入研修	市区町村において新たに戸籍事務に従事することとなった職員に、戸籍事務を処理する上で必要な基本的意識をかん養することを目的とする。	法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局
	専門研修	市区町村において複雑困難な戸籍事務処理に従事する指導的職員に、必要な高度の専門的知識及び技能を習得させることを目的とする。	法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局

(注) 本省要綱に基づき、当省が作成した。

② 渉外戸籍事務に関する研修に係る市区町村からの意見・要望

今回調査の対象とした 48 市区町村から法務省が行う渉外戸籍事務に関する研修について、意見・要望を聴取したところ、国別に婚姻要件や必要な添付資料を整理した資料の共有や、具体的事例の紹介・演習の充実を望む意見などが聴かれた。

表 6 法務省が行う渉外戸籍事務に関する研修に係る市区町村からの意見・要望（主なもの）

分類	意見・要望
国別に婚姻要件や必要な添付資料を整理した資料の共有※	<ul style="list-style-type: none"> ・実務上役立っている研修資料（中国、韓国、フィリピンの3か国について、婚姻要件、婚姻要件具備証明書の有無別に必要な添付書類が整理された資料）について、3か国以外の国籍についても作成・共有してもらいたい。内容については、様式例等のビジュアル資料もあるとより役立つ。 ・届出相談者等への説明や審査に役に立つと思われるため、日本人との婚姻が恒常的にあり、正確性が担保できる国に限られたものだけでも構わないので、国籍別に必要な要件や添付書面等を、前婚の有無や日本在住・本国在住などの条件別にフローチャート等の形式で作成・共有してもらいたい。 <p>※要望のあった多数の市区町村は、研修の場での配布よりも、市区町村がいつでも利用でき、更新も行いやすいと思われるデータベース化等が望ましいとしている。</p>
具体的事例の紹介・演習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍別の実質的要件及び添付書類を学べる演習を充実させてほしい。 ・届出の多い市区町村での実際の事例の紹介等を増やしてほしい。 ・例えば、中国・韓国・ベトナム・フィリピン・ブラジルなど、一般的に人口や婚姻件数が多いと考えられる国の事例が参考になる。
渉外戸籍に特化した研修	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の戸籍事務研修は、連続した4日間での開催など、日程的にも職員派遣が難しい場合が多いが、渉外戸籍事件等の専門分野に特化した1日の研修などがあれば、派遣のハードルが下がると思われる。 ・当市の場合、渉外的婚姻届の件数が少ないので実務経験を積むのは難しい。また、渉外的婚姻に関係する情報も散在しているので、基本的な必要書類が何になるのかも分からないことがあるため、渉外戸籍に特化した研修で学べると有り難い。
e-ラーニング、リモート研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各市区町村における戸籍担当職員については減員されてきており、業務多忙となっていることから、決まった日でなくともいつでも都合に合わせて受講できるe-ラーニングは、特に新人育成に役立つと考える。 ・昨今の新型コロナウイルス感染症の流行等により集合研修の開催が難しい場合があり、実務に必要な知識を得る機会を失ってしまう可能性があるため、e-ラーニング、リモート研修等を実施してほしい。 ・中級者研修については、当市管轄支局ではなく管区法務局で実施されているが、人手不足と旅費捻出困難により、職員の派遣が難しい状況にある。中級

	者研修がリモート開催され、管轄法務支局で受講できるようになれば、移動の負担が減り、職員派遣のハードルが下がると考える。
--	---

(注) 当省の調査結果による。

3 渉外的婚姻の届出時に係る添付書類について

今回調査の対象とした48市区町村において、選定した12か国の各国籍の当事者に対して渉外的婚姻の届出時に求める添付書類について調査を実施した。

調査においては、次のⅠに該当する当該国籍の最新の実績に基づき回答、Ⅰの実績がない場合は、次のⅡに該当する当該国籍の最新の実績に基づき回答、Ⅰ及びⅡのいずれにも当該国籍に係る実績がなければ、次のⅢの当該国籍の取扱いに基づき回答を依頼した。

- Ⅰ 平成31年4月1日から調査時点までの間に受理した「当事者が外国人と日本人（非本籍人）である婚姻届」の添付書類
- Ⅱ 平成31年4月1日から調査時点までの間に受理した「当事者が外国人同士である婚姻届」の添付書類
- Ⅲ 調査時点で、当該国籍に係る婚姻届を受け付ける際に当該婚姻届の当事者に求める添付書類

また、婚姻要件具備証明書が提出された場合と、同証明書が提出されなかった場合に分け、日本方式の婚姻（創設的届出）で当該国籍の当事者に前婚がないケースについて回答を依頼した。

回答結果は以下のとおりであり、同一国に係る同一添付書類について、市区町村により対応が異なる実態が判明した。

なお、本項目に記載の各図（グラフ）は、当省の調査結果を基に作成しており、市区町村からの回答及び提出された添付書類を踏まえ、「婚姻要件具備証明書が提出された場合」の回答と「婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合」の回答間の補正を行っているものがあるため、回答の総数が48とならない場合がある。また、割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

(1) 国籍証明書（又は旅券）

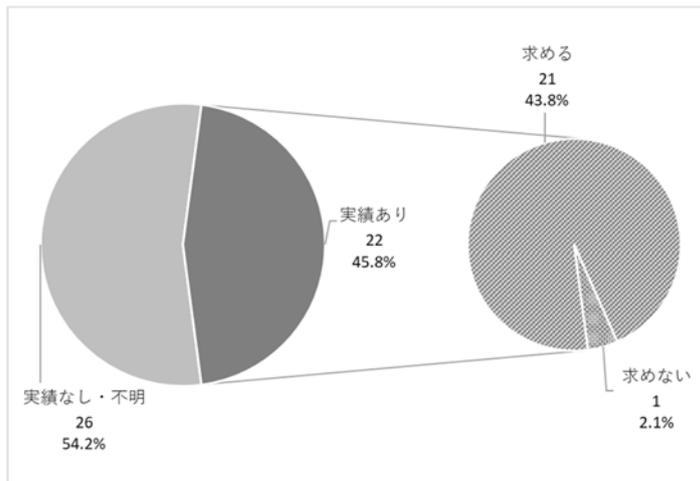
① 中国

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 22/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 21/22 であった。

なお、求めるとした回答のうち 2/21 は、他の添付書類で国籍が明らかな場合は不要としている。

図 11 届出人が中国国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況

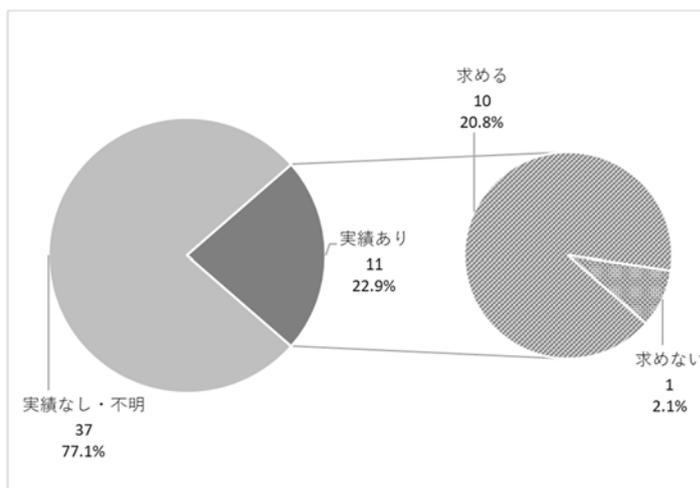


b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 11/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 10/11 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/10 は、他の添付書類で国籍が明らかな場合は不要としている。

図 12 届出人が中国国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



② 韓国

法務省は「韓国人の婚姻要件審査の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 7 日付け法務省民事局民事第一課事務連絡）により、駐日韓国領事館において、婚姻要件具備証明書の発給を取りやめる予定であるとしている。また、今回の調査対象の市区町村からも、数年前に取りやめた模様との回答があった。参考書籍には、韓国が婚姻要件具備証明書の発給を取りやめた旨の掲載は見当たらなかったが、市区町村からの回答でも同証明書の現物は確認できなかったため、取りまとめにおいては、婚姻要件具備証明書の発給がなされない国として整理している。

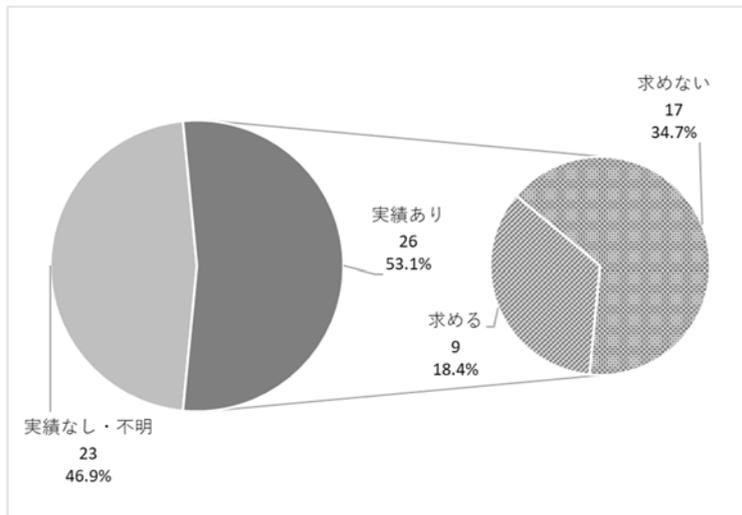
なお、婚姻要件具備証明書が提出された実績があるとの回答が 2 件あったが、一方は婚姻要件具備証明書とは異なる婚姻関係証明書、基本証明書、家族関係証明書（いずれも韓国の身分関係等を示す証明書）を提出された場合を回答していたため、婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合の回答と整理し、もう一方は、回答内容が不明瞭であったため、実績なしと整理している。

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 26/49 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 9/26 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/9 は、婚姻関係証明書、基本証明書、家族関係証明書が国籍証明書にもなるため、添付は必須ではないとしている。

図 13 届出人が韓国国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



③ ベトナム

ベトナム国内に居住するベトナム人に対して発給される婚姻状況証明書は、婚姻要件具備証明書として取り扱うことができるとされている。そのため、婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合の回答として、婚姻状況証明書が提出された実績があると回答していた 11 件については、婚姻要件具備証明書が提出された場合の回答として整理している。

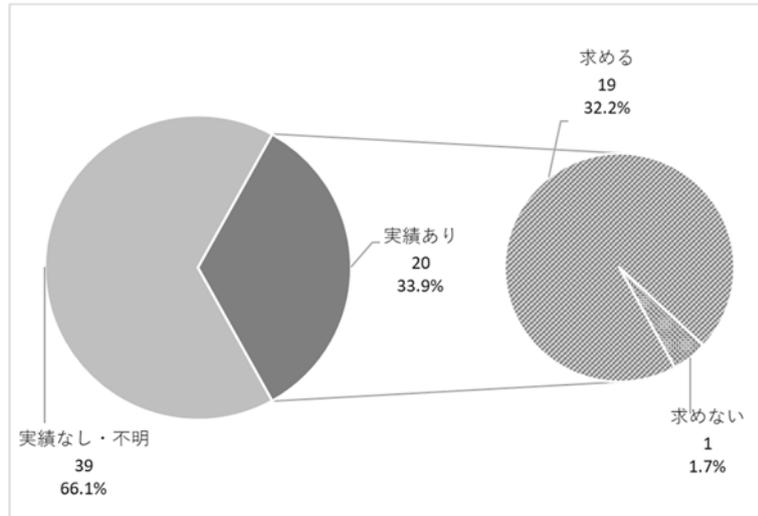
※この項の参考書籍：戸籍誌第 904 号、各国法律と要件 V 巻

a) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 20/59 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 19/20 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/19 は、他の添付書類で国籍が明らかな場合は不要としている。また、求めないと回答した 1/1 は、婚姻状況証明書が提出された場合の回答で、同証明書が国籍証明書を兼ねているため求めなかったとしている。

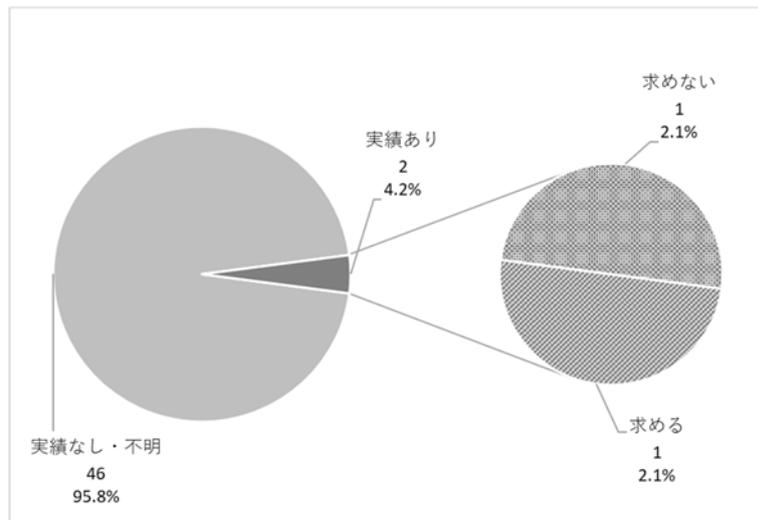
図 14 届出人がベトナム国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 2/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 1/2 であった。

図 15 届出人がベトナム国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



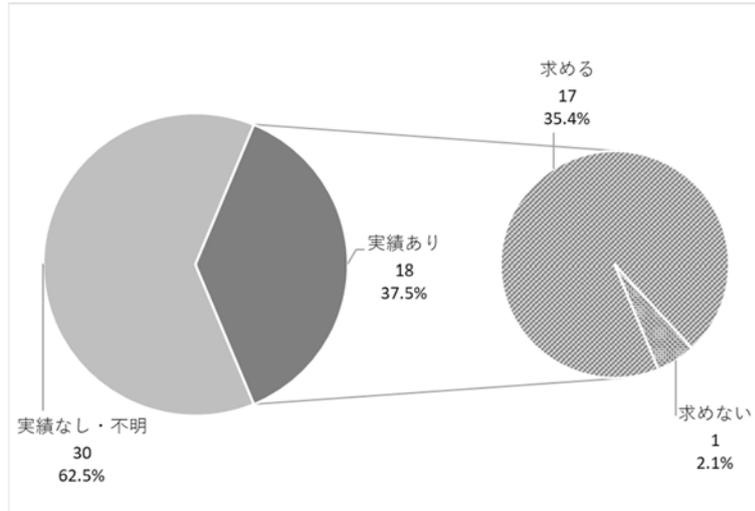
④ フィリピン

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 18/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 17/18 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/17 は、他の添付書類で国籍が明らかな場合は不要としている。

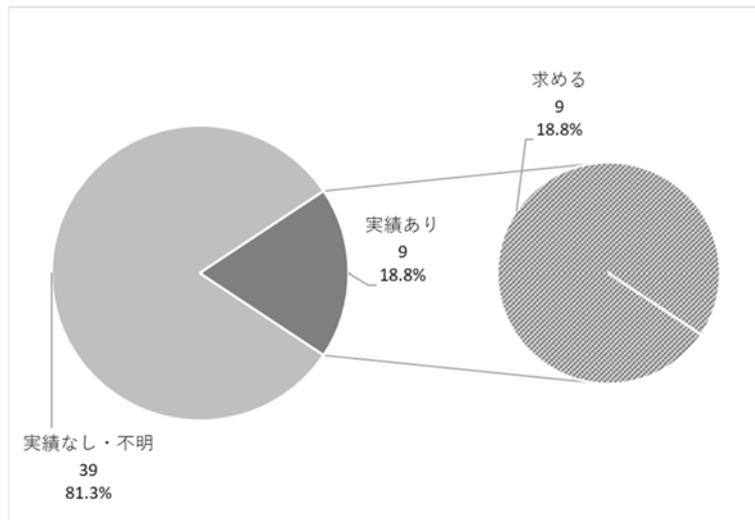
図 16 届出人がフィリピン国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 9/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 9/9 であった。

図 17 届出人がフィリピン国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



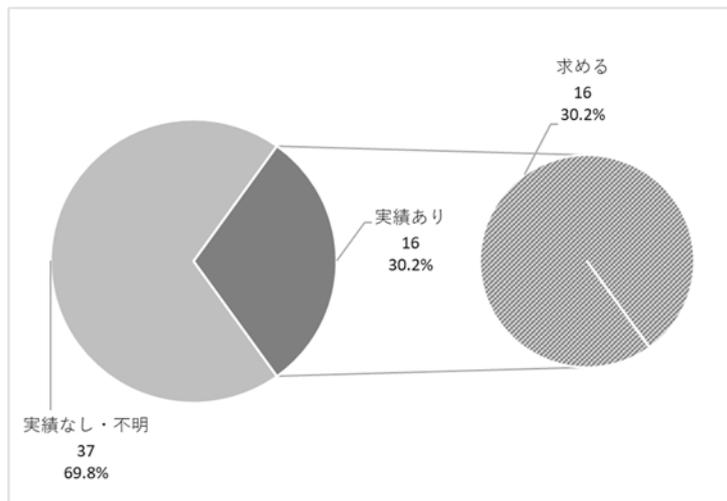
⑤ ブラジル

婚姻要件具備証明書を発給していないとされ、今回の調査対象の市区町村からも、同証明書を発給していないとの回答が複数得られた。そのため、同証明書を提出されなかった場合のみを取りまとめている。

a) 婚姻要件具備証明書を提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 16/53 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 16/16 であった。

図 18 届出人がブラジル国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



⑥ ネパール

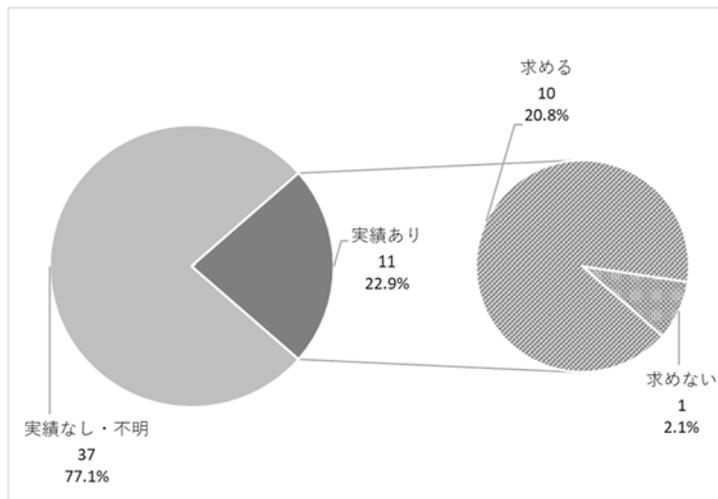
参考書籍では婚姻要件具備証明書に関する記載が確認できず、調査対象の市区町村からは、同証明書を発給していないとの回答が複数得られた。また、同証明書が提出された実績があると回答した市区町村もなかったため、同証明書が提出されなかった場合のみを取りまとめている。

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 11/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 10/11 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/10 は、他の添付書類で国籍が明らかな場合は不要としている。

図 19 届出人がネパール国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



⑦ アメリカ

アメリカ合衆国大使館が発給した婚姻要件具備証明書以外に、在日アメリカ合衆国領事の面前で婚姻に障害がないことを宣誓し領事の署名がある宣誓書、当該国籍の届出人が所属する州の公証人が発給した婚姻要件具備証明書等も婚姻要件具備証明書に代える取扱いとされている。そのため、同宣誓書等が提出された場合について、婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合として回答した 18 件については、婚姻要件具備証明書が提出された場合の回答として整理している。

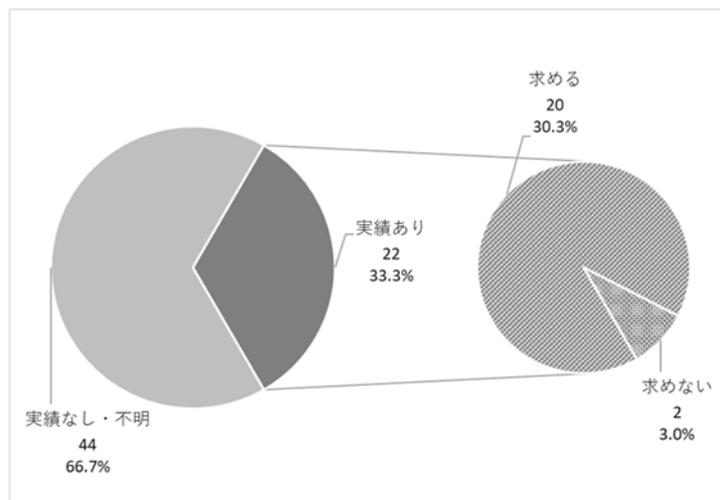
※この項の参考書籍：各国法律と要件 I 巻

a) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 22/66 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 20/22 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/20 は、他の添付書類で国籍が明らかな場合は不要としている。

図 20 届出人がアメリカ国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出されなかった場合

調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑧ タイ

令和 2 年 4 月以降、婚姻要件具備証明書の発給を取りやめていることが、市区町村からの回答で得られ、また、当省において、在東京タイ王国大使館に直接確認したところ、文書にて「2020 年 4 月 1 日より、在東京タイ王国大使館、大阪総領事館、福岡総領事館は「婚姻要件具備証明書」の発行を停止致します。その代わりに、在東京タイ王国大使館は、タイ市区役所発行の「婚姻状況証明書」（タイ外務省で認証を受けてから 3 ヶ月以内）等の書類を認証致します。」との情報が得られた。また、調査対象期間は平成 31 年 4 月から調査時点までとしていたが、今後、婚姻要件具備証

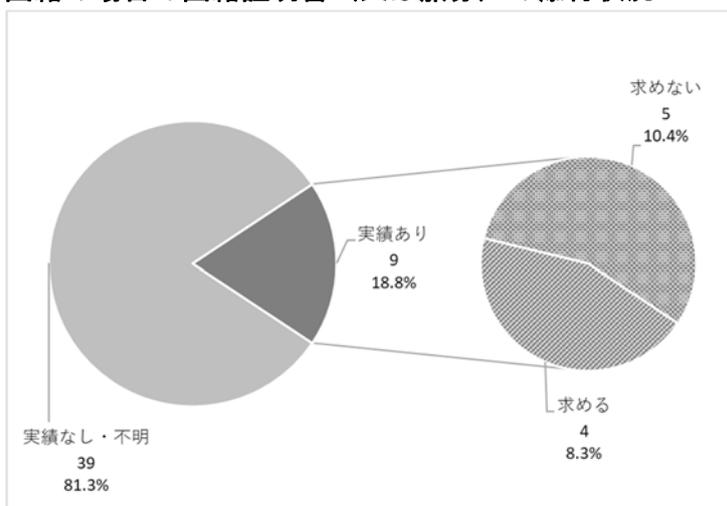
明書が提出される場合の届出が発生しないことを考慮し、婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合のみを取りまとめている。

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは9/48であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは4/9であった。

なお、求めるとした回答のうち1/4は、別途添付を求めている居住証明書でも国籍の証明は可能としている。

図 21 届出人がタイ国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況

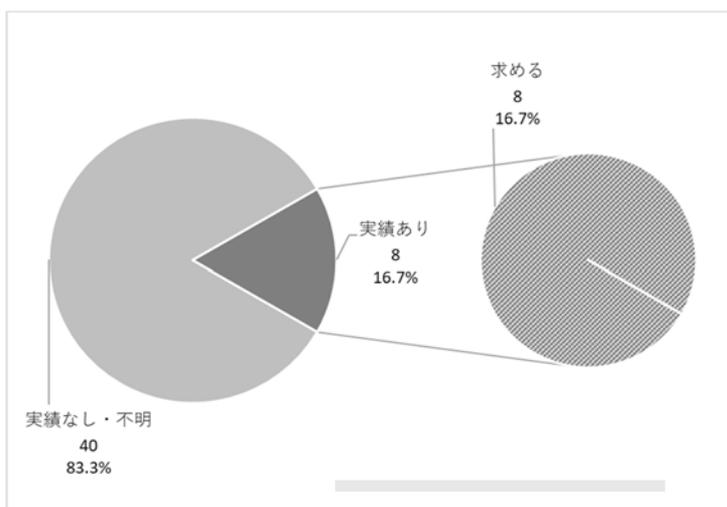


⑨ インドネシア

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは8/48であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは8/8であった。

図 22 届出人がインドネシア国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

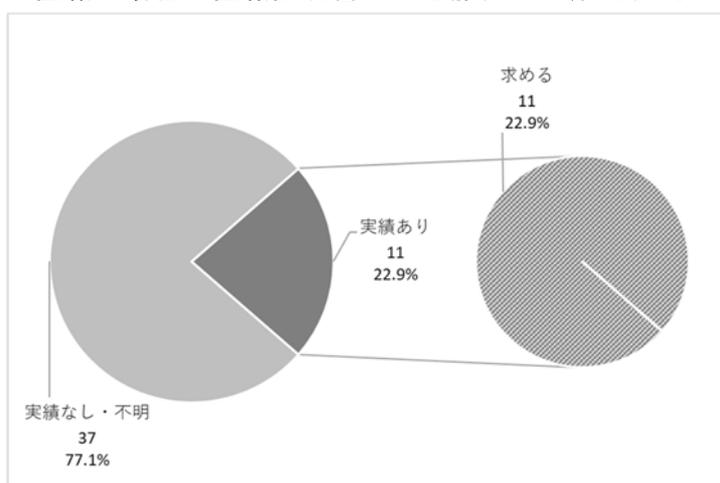
⑩ ペルー

参考書籍では婚姻要件具備証明書に関する記載が確認できず、調査対象の市区町村からは、同証明書を発給していないとの回答が複数得られた。また、同証明書が提出された実績があると回答した市区町村もなかったため、同証明書が提出されなかった場合のみを取りまとめている。

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 11/48 であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは 11/11 であった。

図 23 届出人がペルー国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



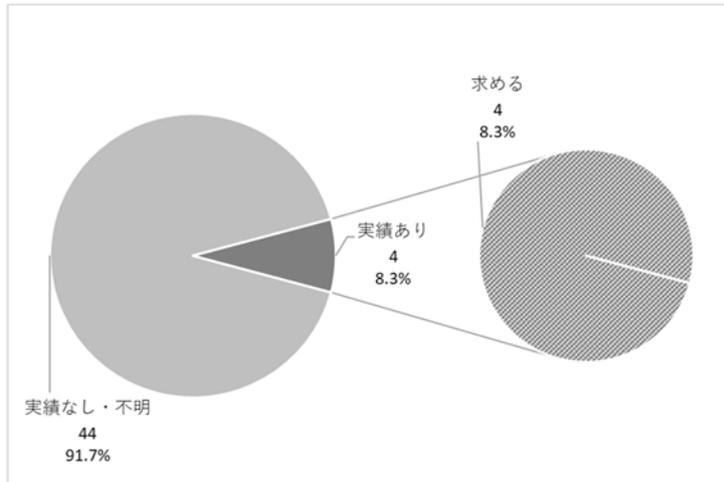
⑪ アルゼンチン

参考書籍では婚姻要件具備証明書に関する記載が確認できず、調査先の市区町村からは、同証明書を発給していないとの回答が複数得られた。また、同証明書が提出された実績があると回答した市区町村もなかったため、同証明書が提出されなかった場合のみを取りまとめている。

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは4/48であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは4/4であった。

図 24 届出人がアルゼンチン国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



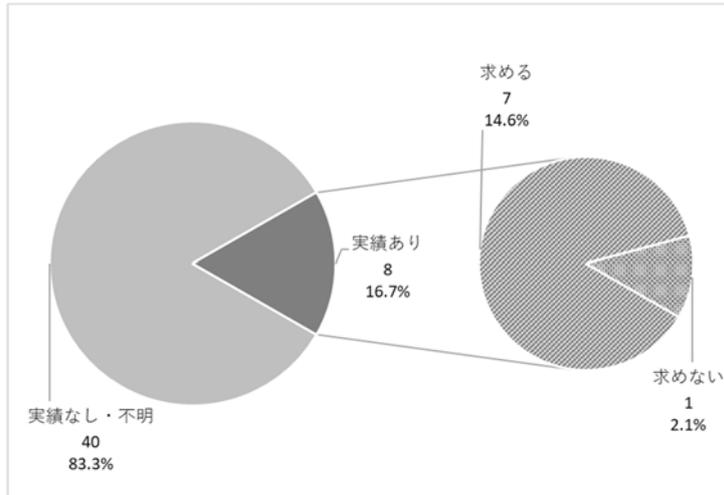
⑫ オーストラリア

参考書籍では婚姻要件具備証明書に関する記載が確認できず、調査先の市区町村からは、同証明書を発給していないとの回答が複数得られた。また、同証明書が提出された実績があると回答した市区町村もなかったため、同証明書が提出されなかった場合のみを取りまとめている。

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは8/48であった。そのうち、国籍証明書（又は旅券）を求めるとしていたのは7/8市区町村であった。

図 25 届出人がオーストラリア国籍の場合の国籍証明書（又は旅券）の添付状況



(2) 出生証明書

今回の取りまとめにおいては、市区町村が、届出人の生年月日や出生した場所等、出生に関する事項を確認するために求める書類（出生届記載事項証明書等）も含め、出生証明書として整理している。

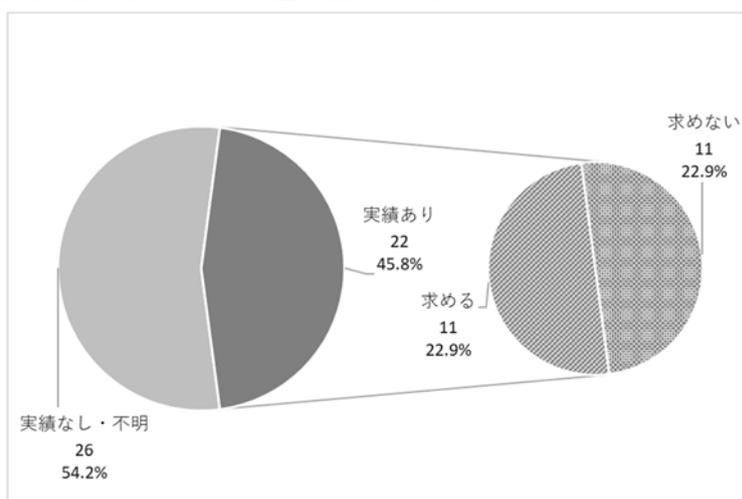
① 中国

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは22/48であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは11/22であった。

なお、求めるとした回答のうち4/11は、受理に必須の添付書類ではないとしており、また、求めるとした回答のうち1/11は、出生証明書が添付できない場合には申述書を求めるとしている。

図 26 届出人が中国国籍の場合の出生証明書の添付状況

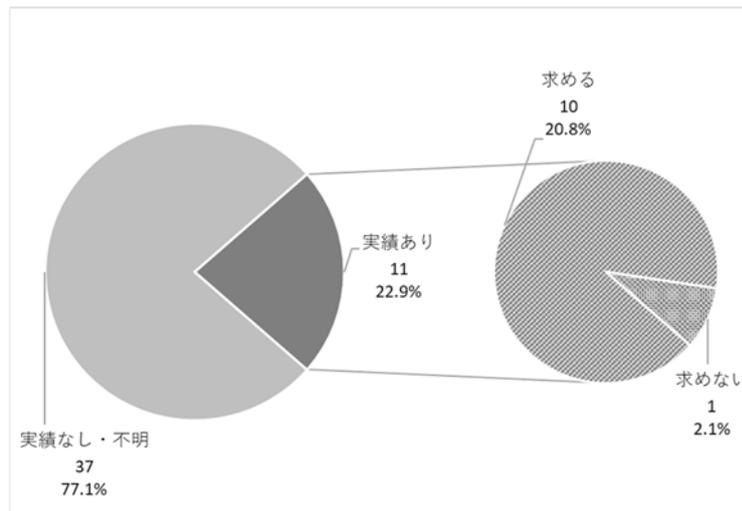


b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは11/48であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは10/11であった。

なお、求めるとした回答のうち1/10は、受理に必須の添付書類ではないとしている。

図 27 届出人が中国国籍の場合の出生証明書の添付状況

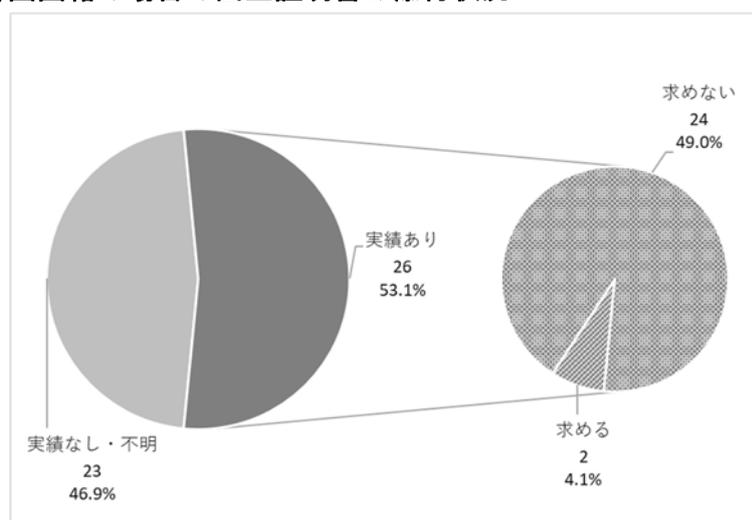


② 韓国

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは26/49であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは2/26であった。

図 28 届出人が韓国国籍の場合の出生証明書の添付状況



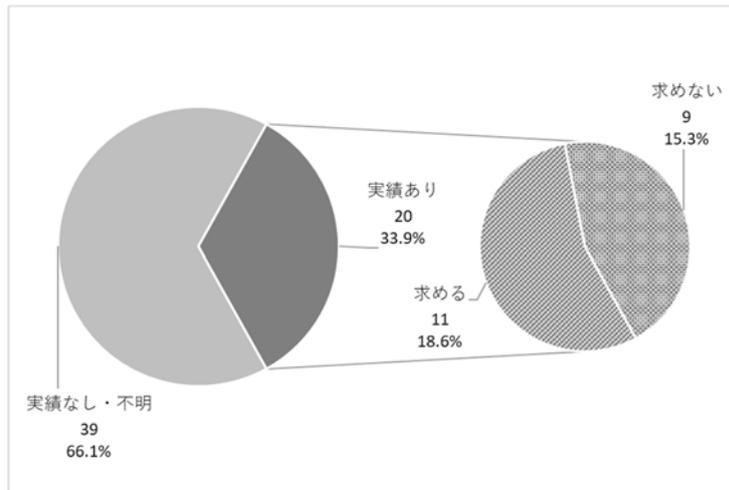
③ ベトナム

a) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは20/59であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは11/20であった。

なお、求めるとした回答のうち1/11は、受理に必須の書類ではないが案内の段階では求めているとしており、また、求めるとした回答のうち2/11は、届出人から提出があったため受け取ったとしている。

図 29 届出人がベトナム国籍の場合の出生証明書の添付状況

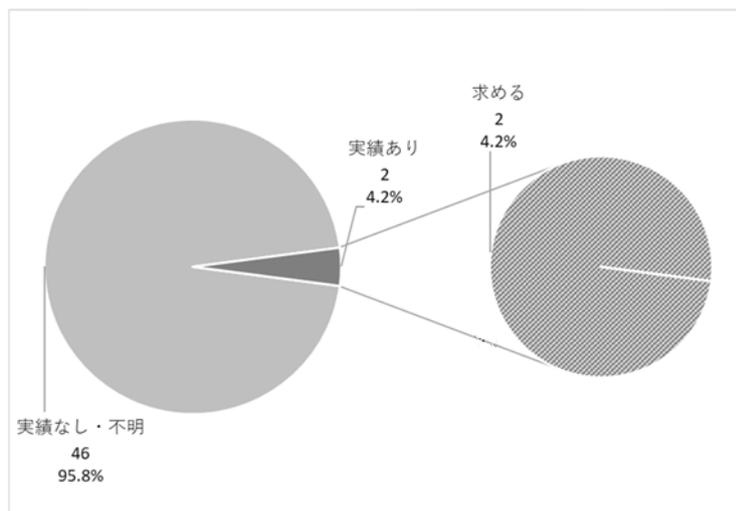


b) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは2/48であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは2/2であった。

なお、求めるとした回答のうち1/2は、受理に必須の書類ではないが案内の段階では求めているとしている。

図 30 届出人がベトナム国籍の場合の出生証明書の添付状況



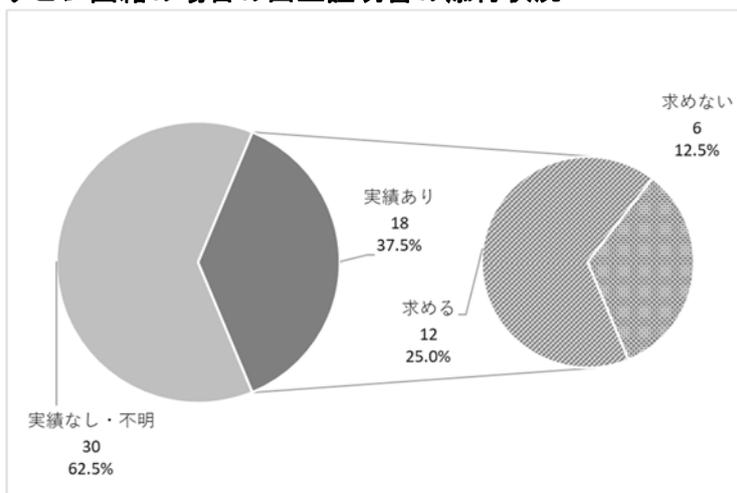
④ フィリピン

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 18/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 12/18 であった。

なお、求めるとした回答のうち 4/12 は、受理に必須の書類ではないが案内の段階では求めているとしており、1/12 は、届出人から提出があったため受け取ったとしており、1/12 は、出生証明書が添付できない場合には申述書を求めるとしている。

図 31 届出人がフィリピン国籍の場合の出生証明書の添付状況

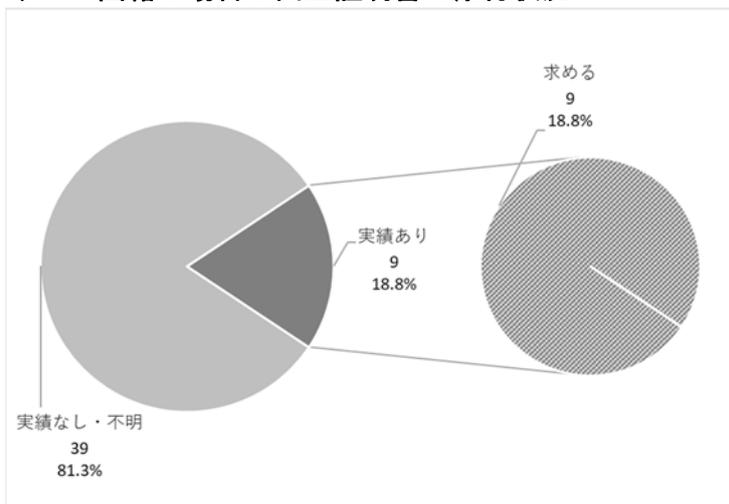


b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 9/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 9/9 であった。

なお、求めるとした回答のうち 2/9 は、受理に必須の書類ではないが案内の段階では求めているとしており、1/9 は、届出人から提出があったため受け取ったとしている。

図 32 届出人がフィリピン国籍の場合の出生証明書の添付状況

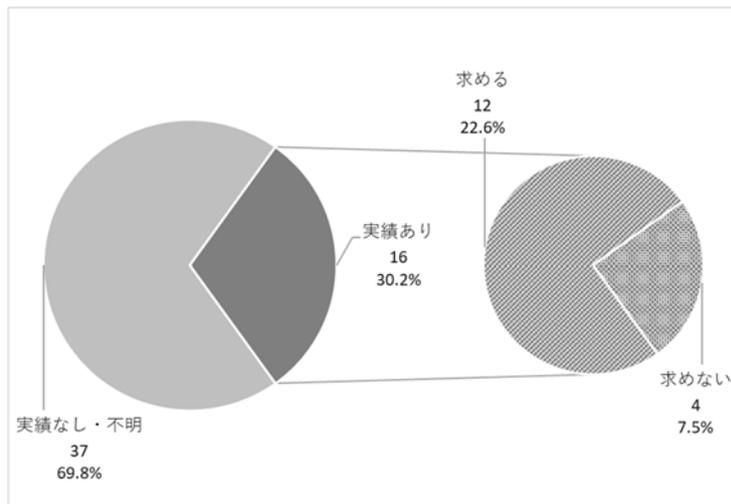


⑤ ブラジル

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは16/53であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは12/16であった。

図 33 届出人がブラジル国籍の場合の出生証明書の添付状況

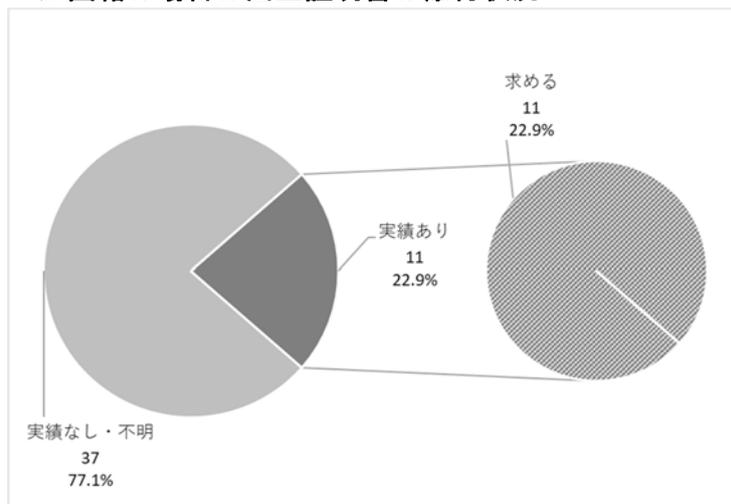


⑥ ネパール

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは11/48であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは11/11であった。

図 34 届出人がネパール国籍の場合の出生証明書の添付状況

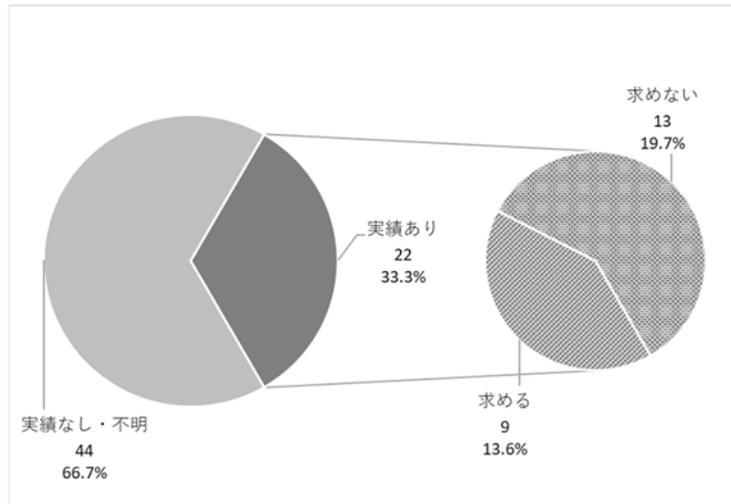


⑦ アメリカ

a) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 22/66 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 9/22 であった。

図 35 届出人がアメリカ国籍の場合の出生証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出されなかった場合

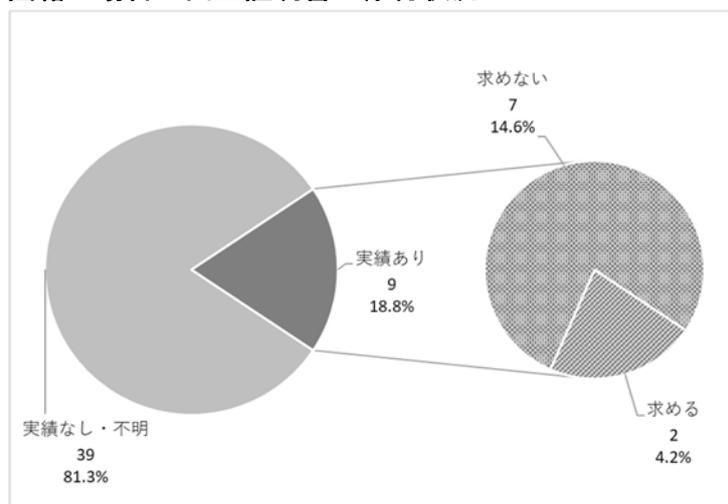
調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑧ タイ

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 9/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 2/9 であった。

図 36 届出人がタイ国籍の場合の出生証明書の添付状況



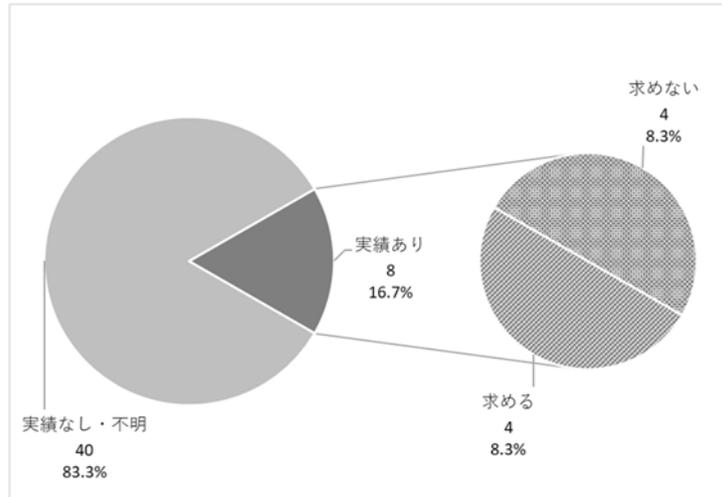
⑨ インドネシア

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 8/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 4/8 であった。

なお、求めるとした回答のうち 2/4 は、受理に必須の書類ではないが案内の段階では求めているとしており、1/4 は、出生証明書が添付できない場合には申述書を求めている。

図 37 届出人がインドネシア国籍の場合の出生証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

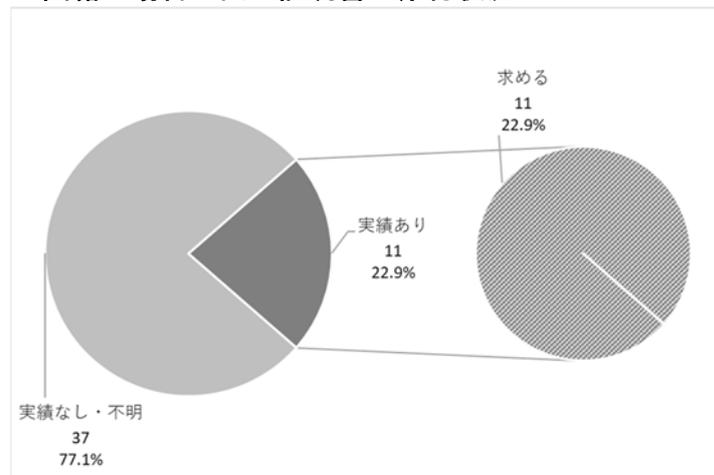
調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑩ ペルー

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 11/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 11/11 であった。

図 38 届出人がペルー国籍の場合の出生証明書の添付状況

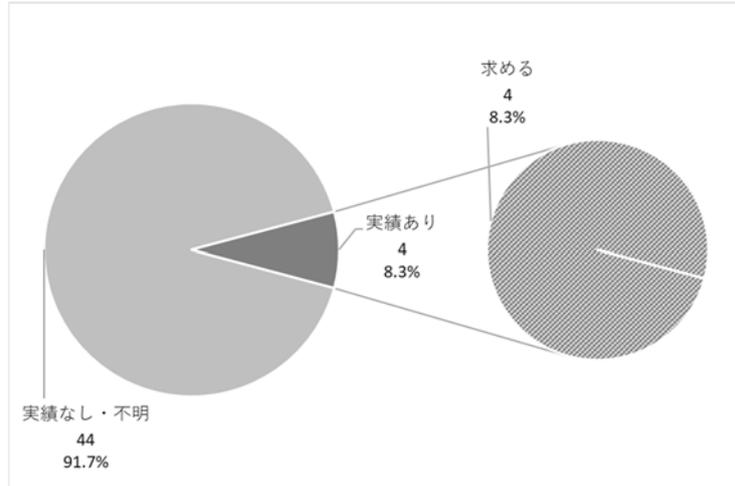


⑪ アルゼンチン

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 4/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 4/4 であった。

図 39 届出人がアルゼンチン国籍の場合の出生証明書の添付状況



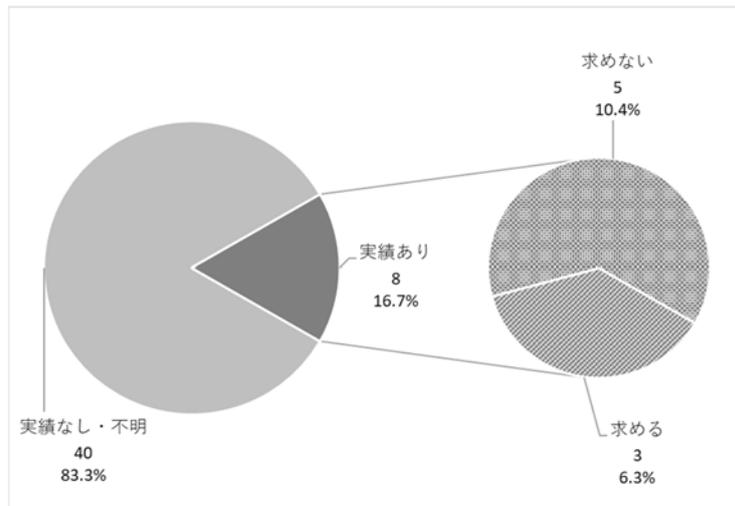
⑫ オーストラリア

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 8/48 であった。そのうち、出生証明書を求めるとしていたのは 3/8 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/3 は、受理に必須の書類ではないが案内の段階では求めているとしている。

図 40 届出人がオーストラリア国籍の場合の出生証明書の添付状況



(3) 独身証明書

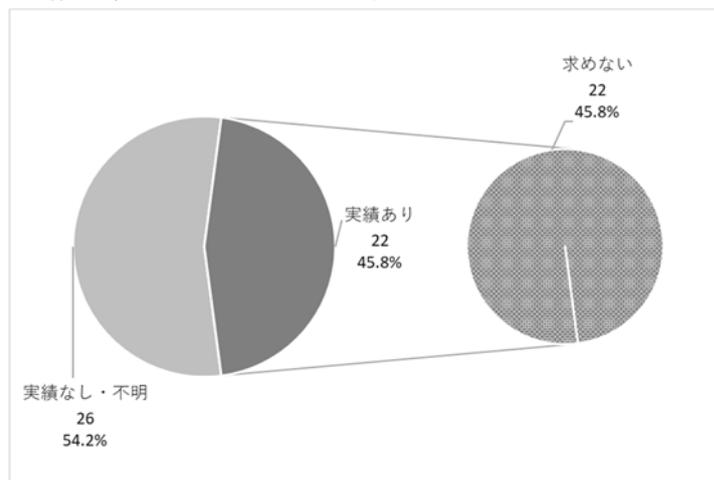
今回の取りまとめにおいては、市区町村が、届出人の独身性を判断することを目的として添付を求める書類を、独身証明書として整理している。したがって、その他の婚姻要件を審査するために求めた申述書や身分関係を示す証明書等に、届出人が独身である旨が記載されており、当該証明書等によって独身性を判断している場合は、独身証明書には含まない。

① 中国

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは22/48であった。そのうち、独身証明書を求めるとしている市区町村はなかった。

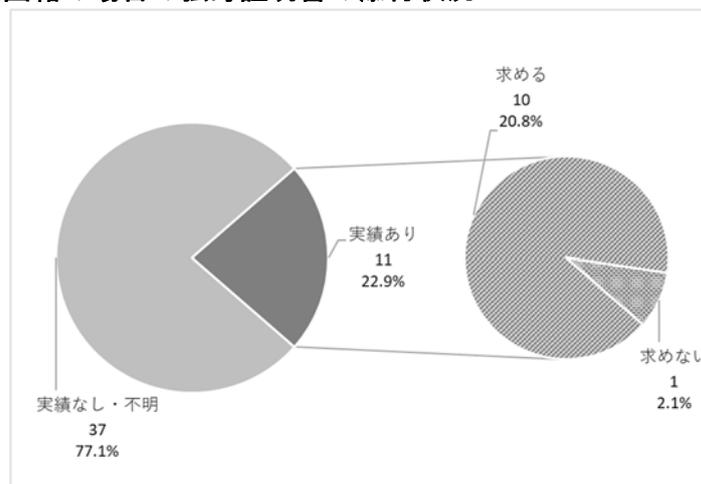
図 41 届出人が中国国籍の場合の独身証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは11/48であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは10/11であった。

図 42 届出人が中国国籍の場合の独身証明書の添付状況

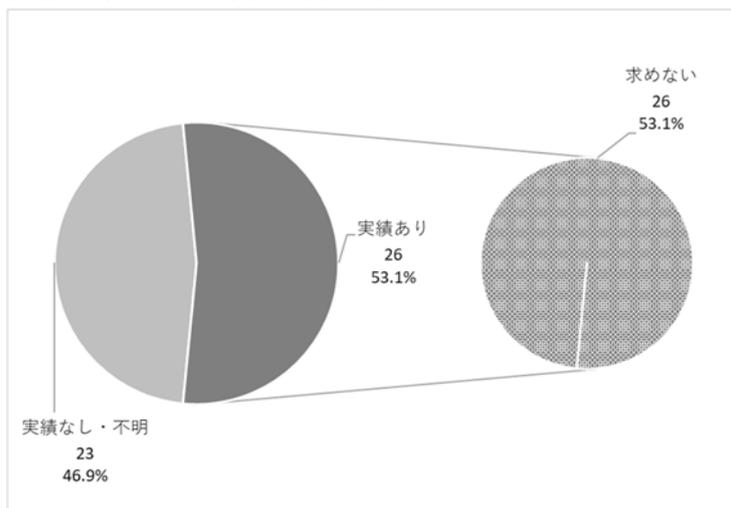


② 韓国

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは26/49であった。そのうち、独身証明書を求めるとしている市区町村はなかった。

図 43 届出人が韓国国籍の場合の独身証明書の添付状況

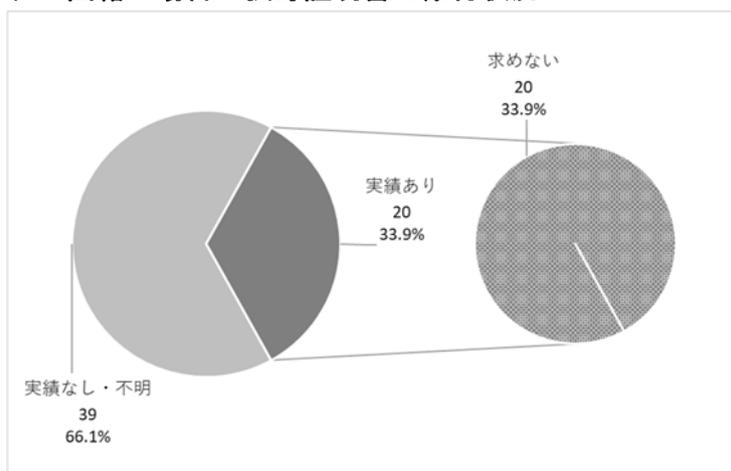


③ ベトナム

a) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは20/59であった。そのうち、独身証明書を求めるとしている市区町村はなかった。

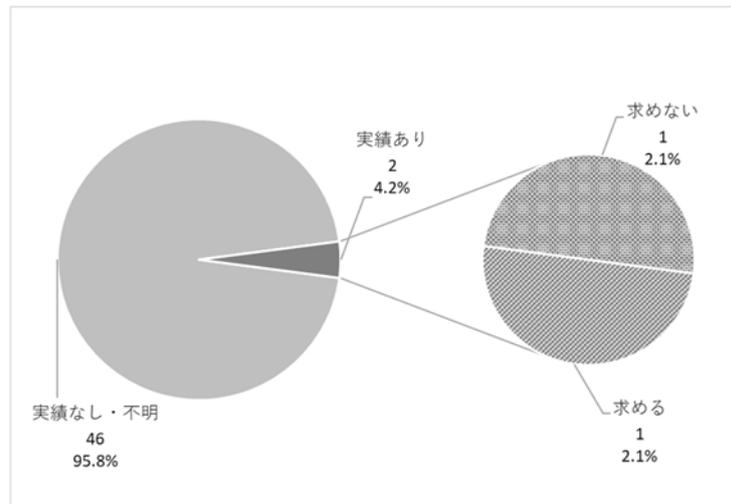
図 44 届出人がベトナム国籍の場合の独身証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 2/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは 1/2 であった。

図 45 届出人がベトナム国籍の場合の独身証明書の添付状況



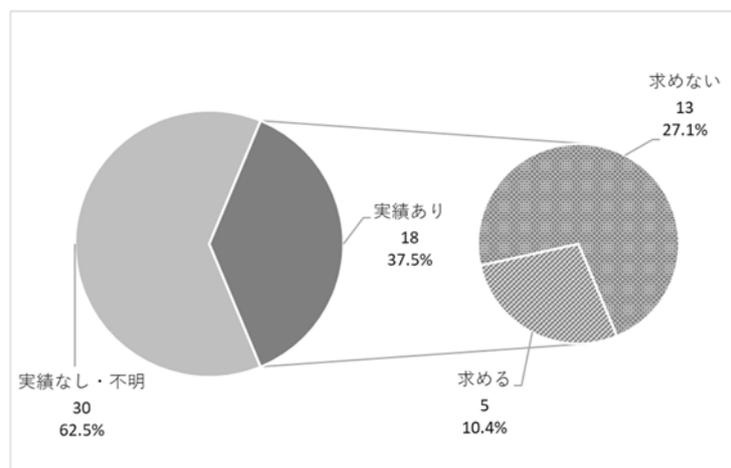
④ フィリピン

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 18/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは 5/18 であった。

なお、求めるとした回答のうち 1/5 は、届出人から提出があったため受け取ったとしている。

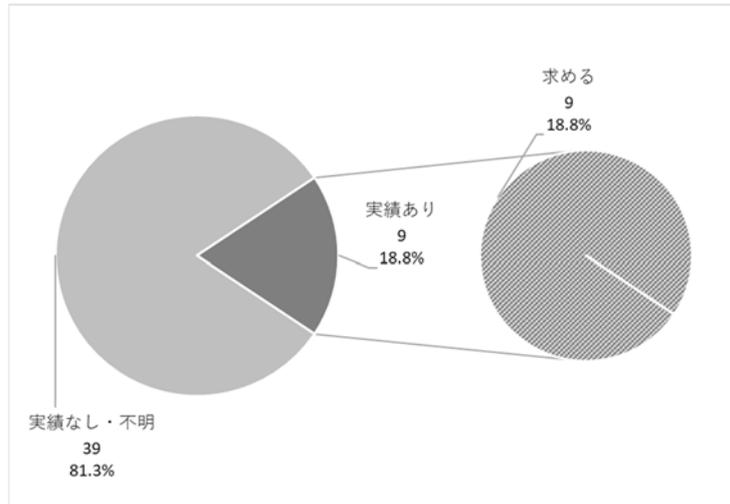
図 46 届出人がフィリピン国籍の場合の独身証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 9/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは 9/9 であった。

図 47 届出人がフィリピン国籍の場合の独身証明書の添付状況

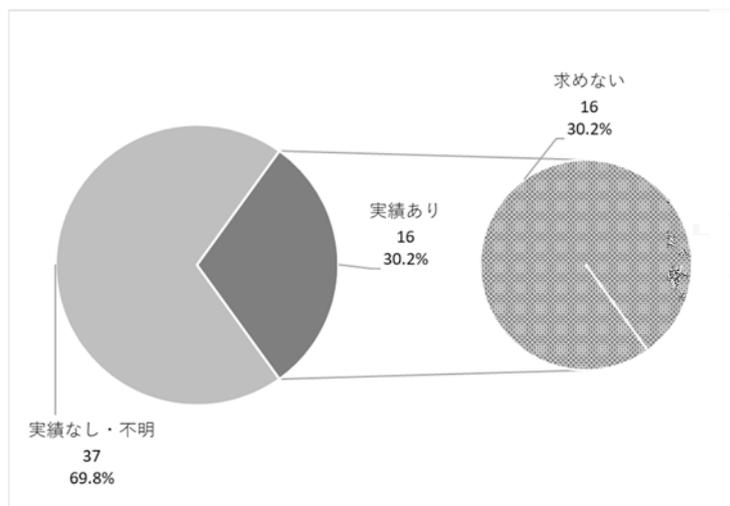


⑤ ブラジル

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 16/53 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしている市区町村はなかった。

図 48 届出人がブラジル国籍の場合の独身証明書の添付状況

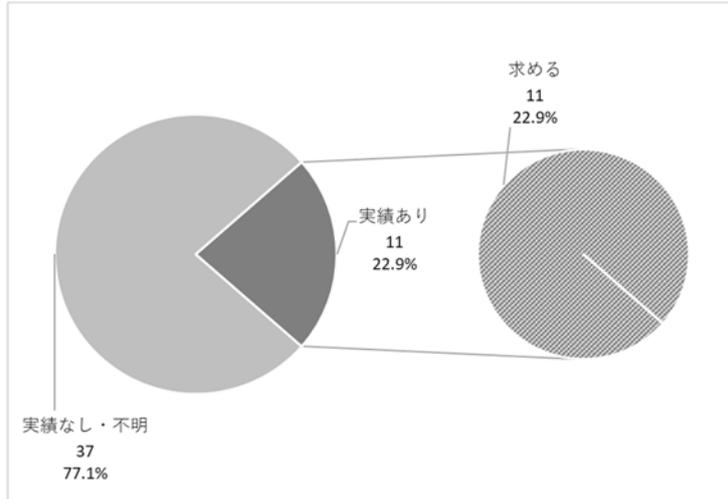


⑥ ネパール

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは11/48であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは11/11であった。

図 49 届出人がネパール国籍の場合の独身証明書の添付状況

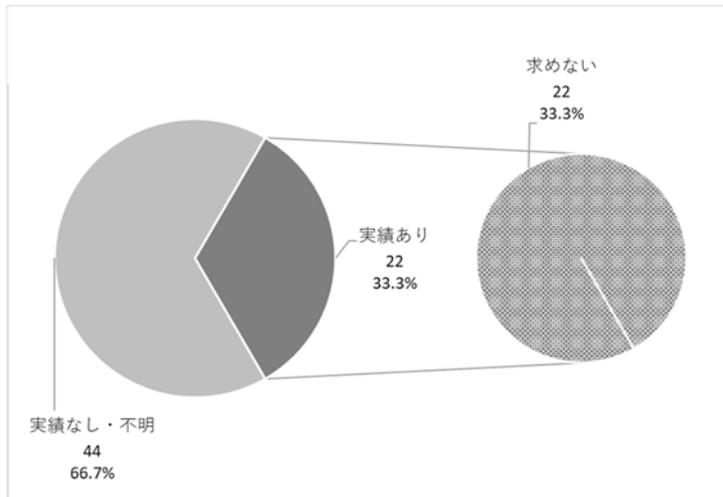


⑦ アメリカ

a) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは22/66であった。そのうち、独身証明書を求めるとしている市区町村はなかった。

図 50 届出人がアメリカ国籍の場合の独身証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出されなかった場合

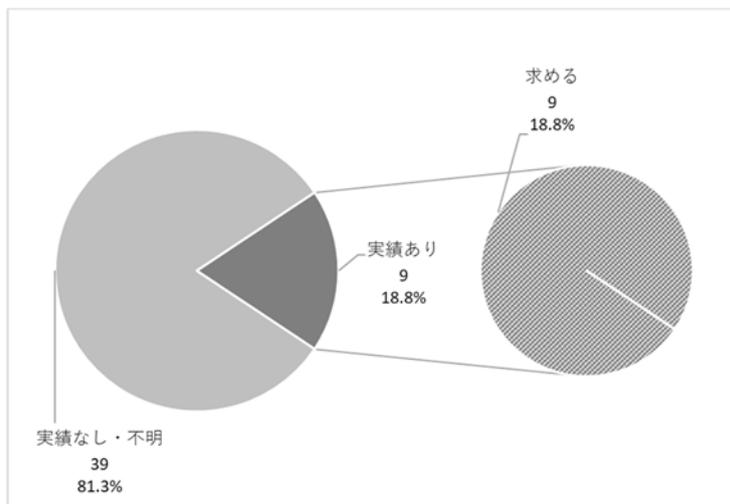
調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑧ タイ

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 9/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは 9/9 であった。

図 51 届出人がタイ国籍の場合の独身証明書の添付状況

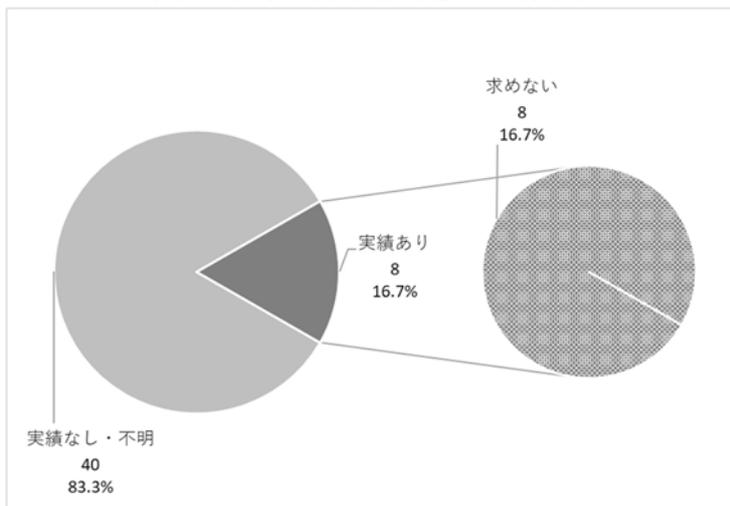


⑨ インドネシア

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 8/48 であった。そのうち、独身証明書を求めている市区町村はなかった。

図 52 届出人がインドネシア国籍の場合の独身証明書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

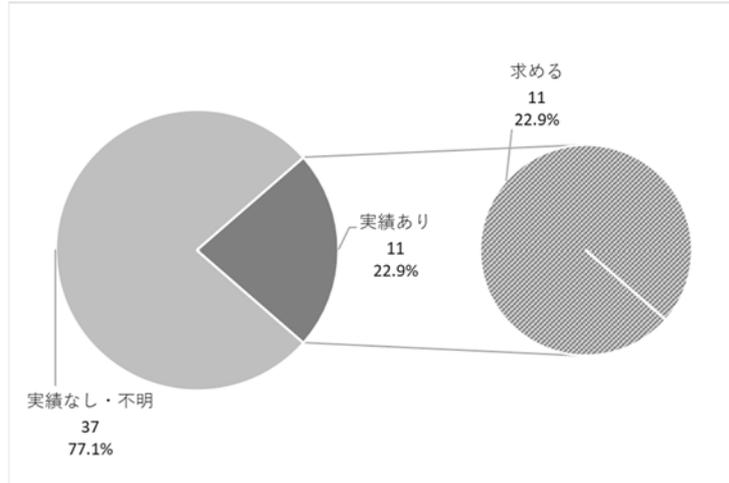
調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑩ ペルー

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 11/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは 11/11 であった。

図 53 届出人がペルー国籍の場合の独身証明書の添付状況

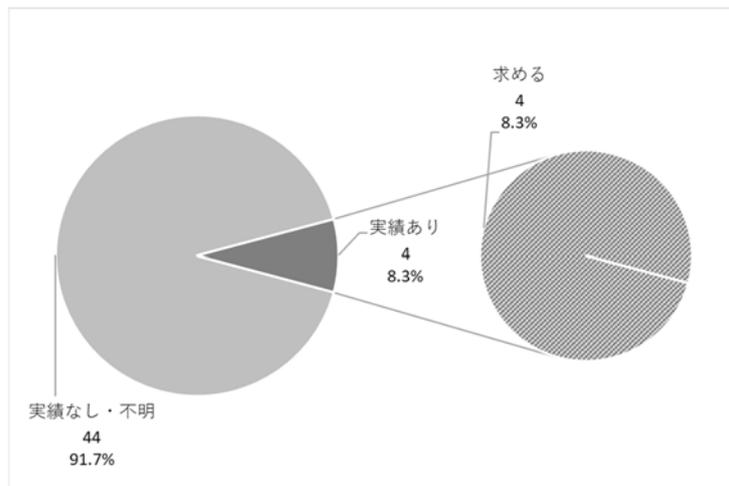


⑪ アルゼンチン

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 4/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしていたのは 4/4 であった。

図 54 届出人がアルゼンチン国籍の場合の独身証明書の添付状況

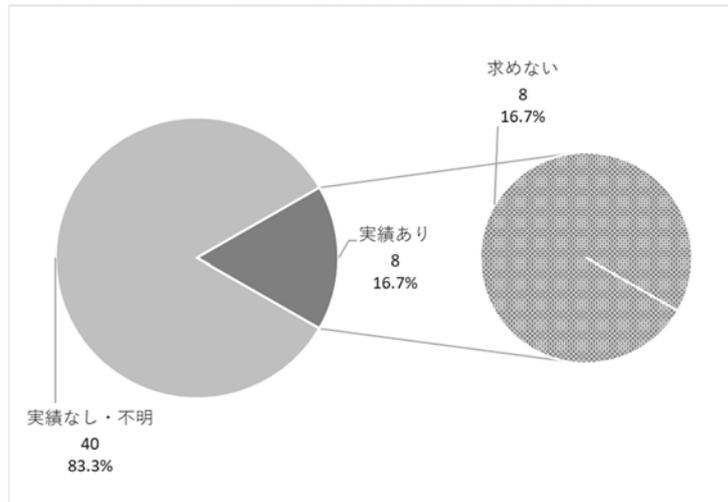


⑫ オーストラリア

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 8/48 であった。そのうち、独身証明書を求めるとしている市区町村はなかった。

図 55 届出人がオーストラリア国籍の場合の独身証明書の添付状況



(4) 申述書

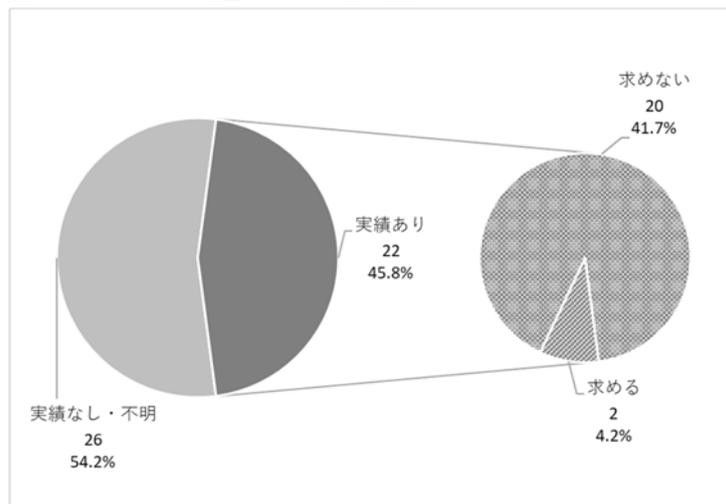
今回の取りまとめにおいては、婚姻等について障害がないこと（本国法上の婚姻年齢に達している、重婚とならない等）を、当該外国の領事など、その宣誓を受理する権限を有する者の前で宣誓し、その旨を領事などが署名したものを宣誓書としている。したがって、市区町村からの回答では添付書類名が「宣誓書」等となっても、届出人本人による宣誓内容に対して領事などの署名がない場合は、「申述書」として整理している。

① 中国

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは22/48であった。そのうち、申述書を求めるとしてしたのは2/22であった。

図 56 届出人が中国国籍の場合の申述書の添付状況

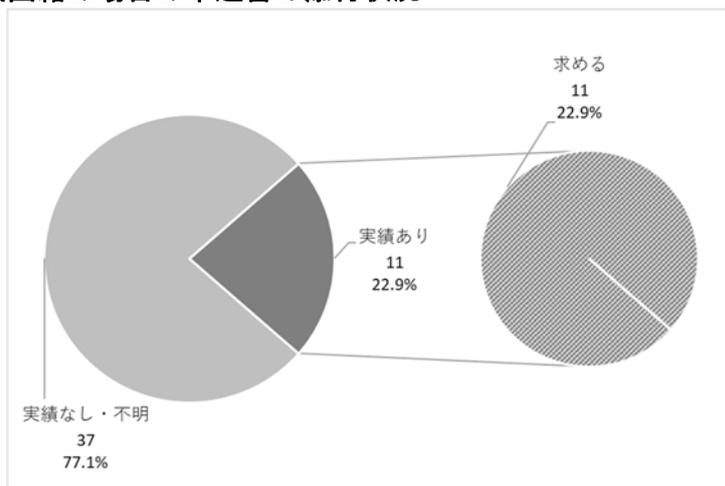


b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは11/48であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは11/11であった。

なお、求めるとした回答のうち1/11は、中国法上の婚姻要件を満たしていることを担保するために求めているが、中国国籍の届出人には反致が適用されるため、申述書がなくても受理は可能としている。

図 57 届出人が中国国籍の場合の申述書の添付状況

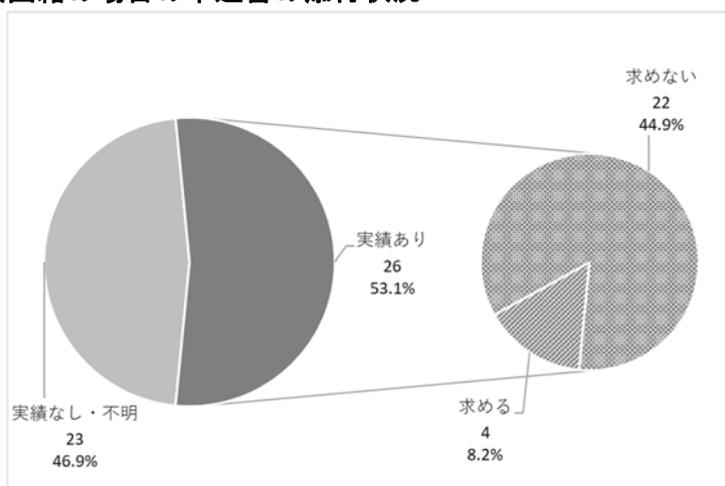


② 韓国

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは26/49であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは4/26であった。

図 58 届出人が韓国国籍の場合の申述書の添付状況

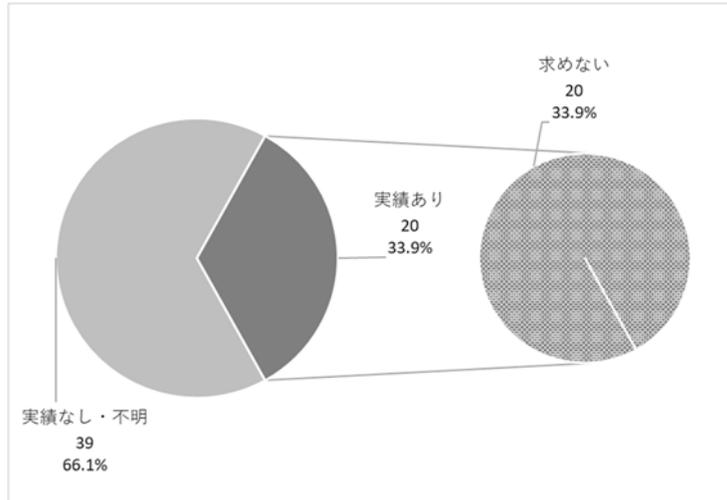


③ ベトナム

a) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは20/59であった。そのうち、申述書を求めるとしている市区町村はなかった。

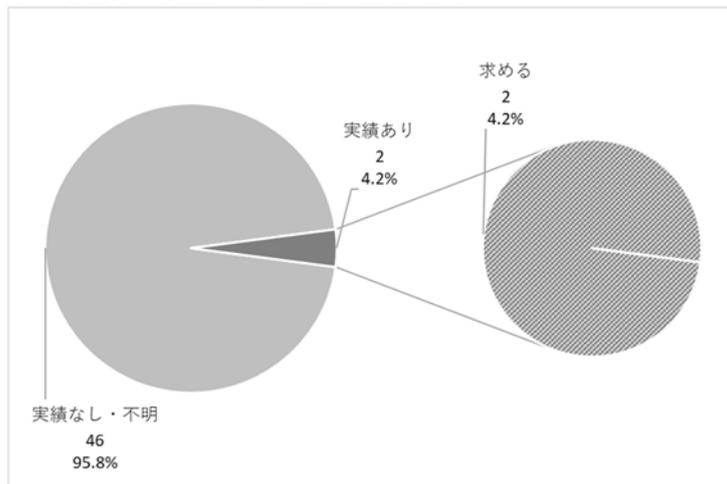
図 59 届出人がベトナム国籍の場合の申述書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（又は婚姻状況証明書）が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは2/48であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは2/2であった。

図 60 届出人がベトナム国籍の場合の申述書の添付状況

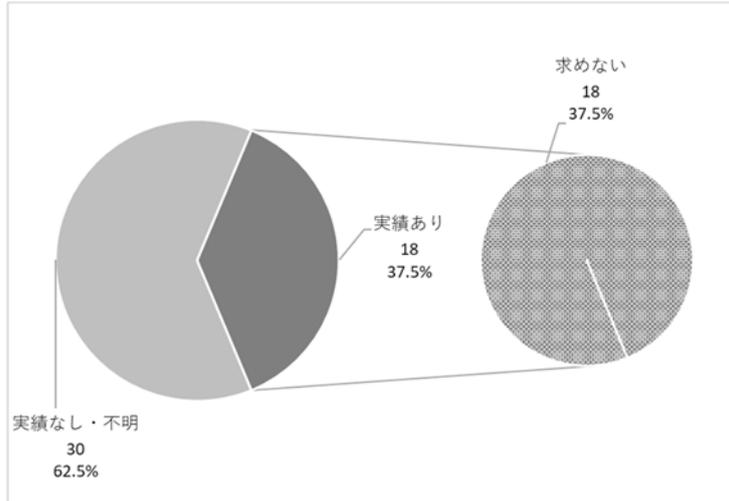


④ フィリピン

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは18/48であった。そのうち、申述書を求めるとして
いる市区町村はなかった。

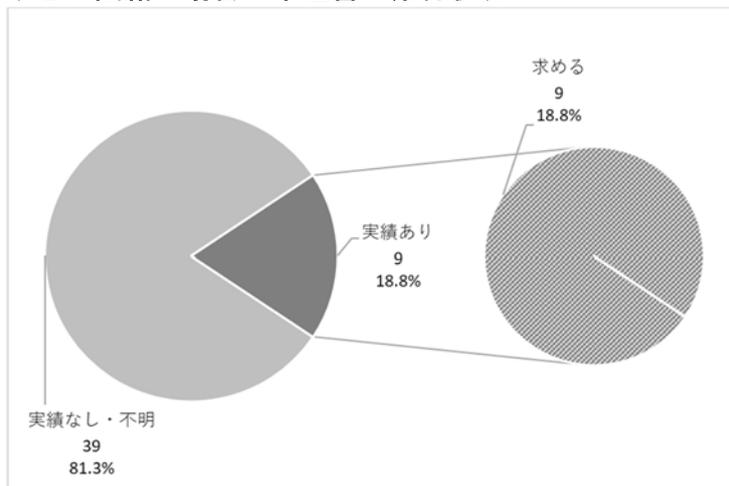
図 61 届出人がフィリピン国籍の場合の申述書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは9/48であった。そのうち、申述書を求めるとして
いたのは9/9であった。

図 62 届出人がフィリピン国籍の場合の申述書の添付状況

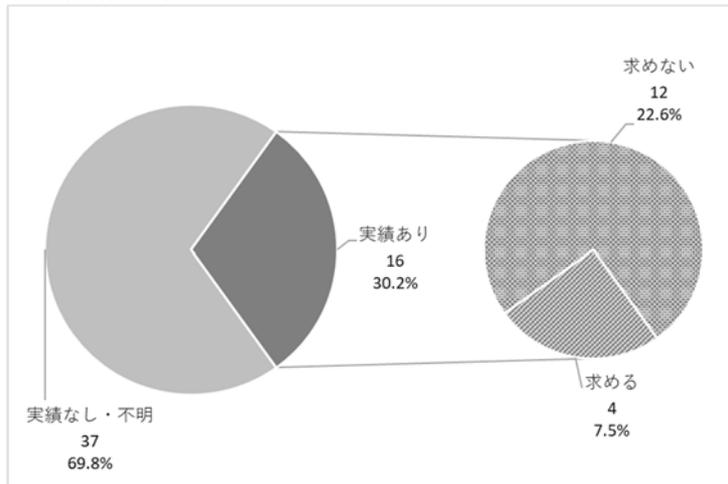


⑤ ブラジル

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは16/53であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは4/16であった。

図 63 届出人がブラジル国籍の場合の申述書の添付状況

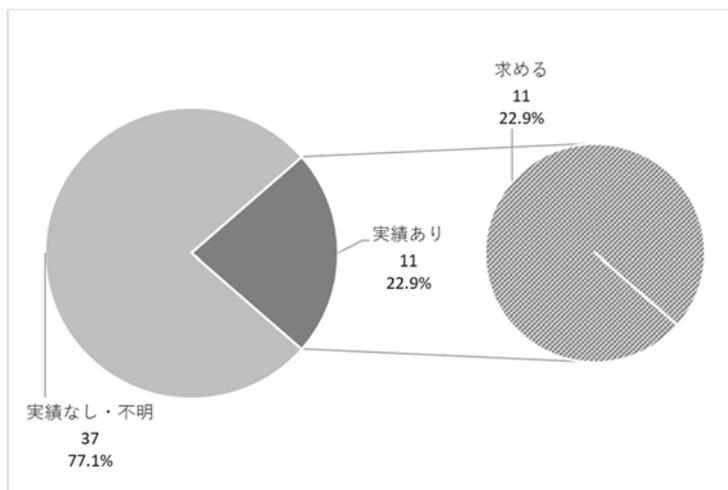


⑥ ネパール

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは11/48であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは11/11であった。

図 64 届出人がネパール国籍の場合の申述書の添付状況

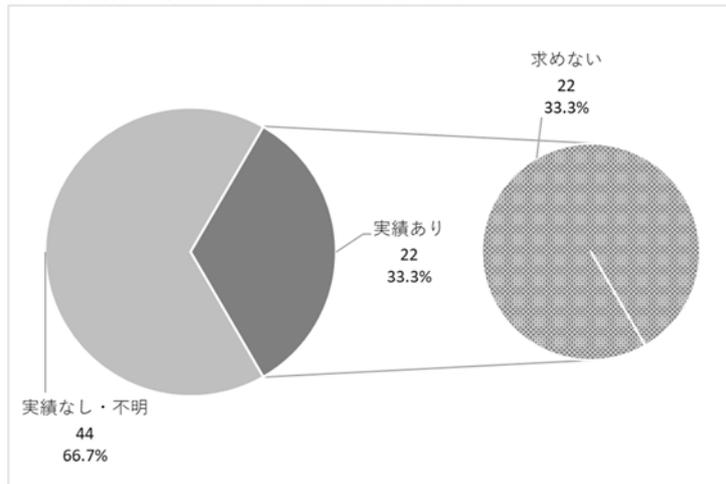


⑦ アメリカ

a) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは22/66であった。そのうち、申述書を求めるとしている市区町村はなかった。

図 65 届出人がアメリカ国籍の場合の申述書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書（領事の署名がある宣誓書等を含む。）が提出されなかった場合

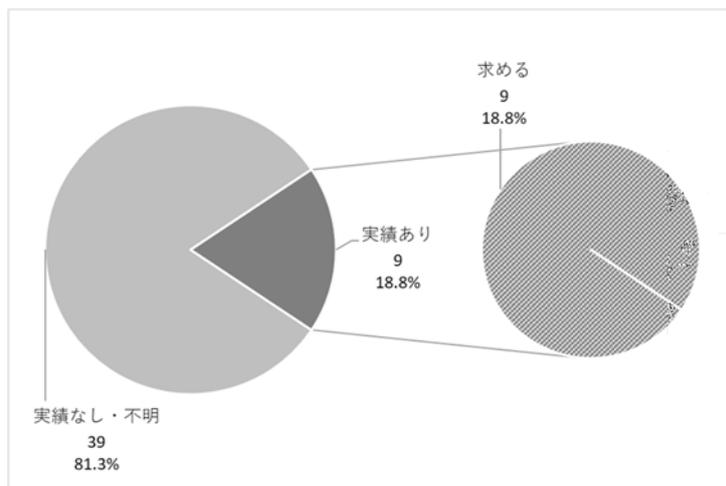
調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑧ タイ

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは9/48であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは9/9であった。

図 66 届出人がタイ国籍の場合の申述書の添付状況

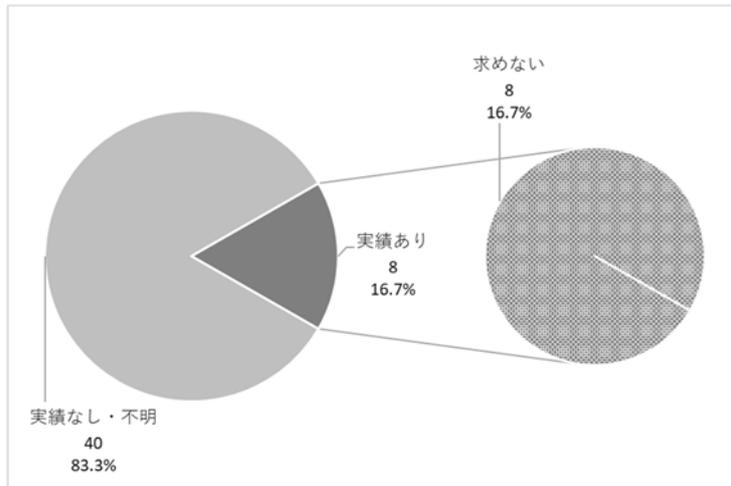


⑨ インドネシア

a) 婚姻要件具備証明書が提出された場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 8/48 であった。そのうち、申述書を求めるとしている市区町村はなかった。

図 67 届出人がインドネシア国籍の場合の申述書の添付状況



b) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

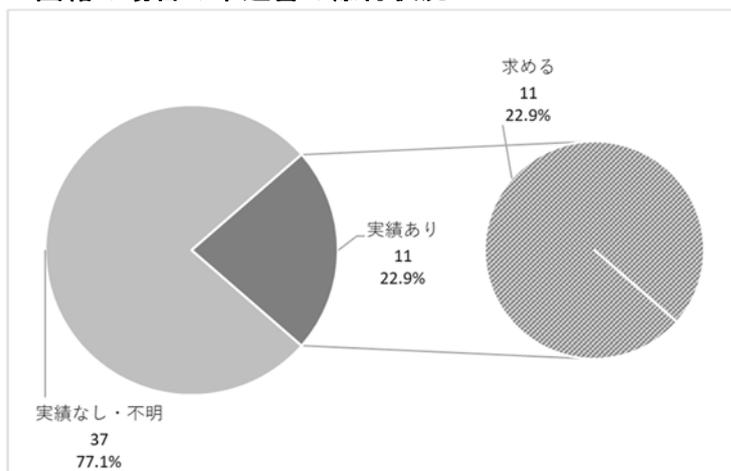
調査対象期間内に実績があった市区町村はなかった。

⑩ ペルー

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 11/48 であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは 11/11 であった。

図 68 届出人がペルー国籍の場合の申述書の添付状況

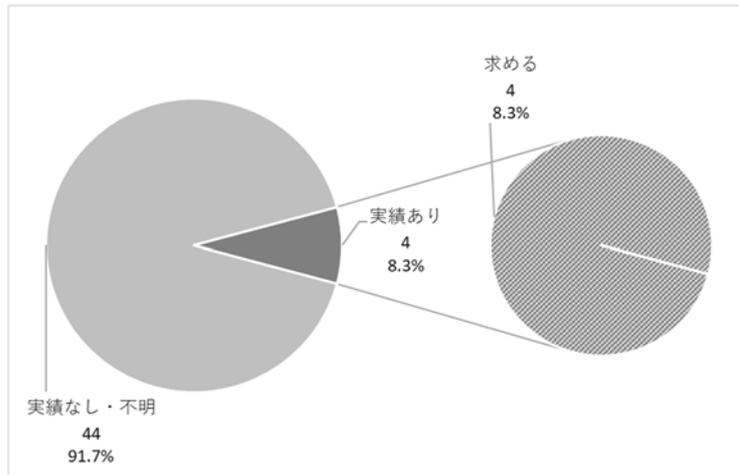


⑪ アルゼンチン

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 4/48 であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは 4/4 であった。

図 69 届出人がアルゼンチン国籍の場合の申述書の添付状況

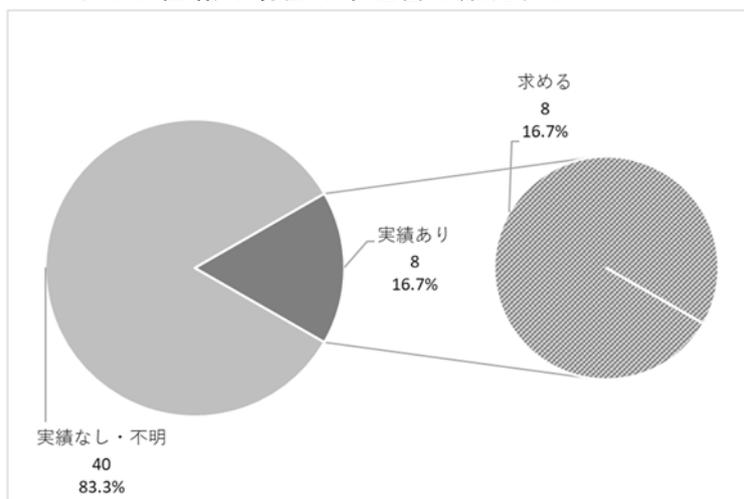


⑫ オーストラリア

a) 婚姻要件具備証明書が提出されなかった場合

調査対象期間内に届出実績があったのは 8/48 であった。そのうち、申述書を求めるとしていたのは 8/8 であった。

図 70 届出人がオーストラリア国籍の場合の申述書の添付状況



第3 資料編

目次

資料①	戸籍法（昭和22年法律第224号）（抄）	66
資料②	戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）（抄）	67
資料③	「戸籍事務取扱準則制定標準」（平成16年4月1日付け法務省民一第850号 民事局長通達）（抄）	67
資料④	受理照会の様式	69
資料⑤	法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号）（抄）	70
資料⑥	「戸籍制度に関する研究会最終取りまとめ」（平成29年8月戸籍制度に関する 研究会）（抄）	70
資料⑦	「令和2年戸籍研修教材」（東京法務局）（抄）	70
資料⑧	地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）	71
資料⑨	戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」（全国連合戸籍住民基本台帳事務 協議会／編・（株）テイハン発行）第897号（平成26年4月号）（抄）	71
資料⑩	戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」第940号（平成29年5月号）（抄）	72
資料⑪	昭和24年4月18日付け戸第180号山梨県南都留郡谷村町長照会・昭和24年 5月30日付け民事甲第1264号民事局長回答（抄）	74
資料⑫	「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」（木村三男／監修 篠崎哲夫・ 竹澤雅二郎・野崎昌利／編著・日本加除出版（株）発行）I巻（平成27年11月 27日発行）（抄）	75
資料⑬	「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」VI巻（平成29年11月24日発行） （抄）	75
資料⑭	戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」第804号（平成19年9月号）（抄）	75
資料⑮	「ペルー人男と中国人女の婚姻届の受否について」（平成14年6月10日付け 戸第419号名古屋法務局長照会、平成18年7月25日付け法務省民一第1690号 民事局民事第一課長回答）（抄）	76
資料⑯	外国公文書の認証を不要とする条約（昭和36年10月5日ハーグ国際私法会議条約） （抄）	77
資料⑰	「戸籍届出受理照会処理の手引き」（平成29年1月版。東京法務局民事行政部 戸籍課）（抄）	77
資料⑱	「市区町村長から管轄法務局等の長に照会される涉外戸籍に関する受理照会等の 事件索引簿について」（平成30年3月29日付け法務省民事局民事第一課事務連絡） （抄）	78
資料⑲	涉外戸籍に関する受理照会等の事件索引簿	78
資料⑳	行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）	78

資料⑳	「市区町村戸籍事務従事職員研修要綱の改定について（通達）」（平成 22 年 10 月 1 日付け法務省民一第 2438 号法務省民事局長通達）（抄）	84
資料㉑	「韓国人の婚姻要件審査の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 7 日付け法務省 民事局民事第一課事務連絡）（抄）	85
資料㉒	戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」第 904 号（平成 26 年 11 月号）（抄） ..	86
資料㉓	「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」 V 巻（平成 29 年 8 月 9 日発行） （抄）	87
資料㉔	「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」 I 巻（平成 27 年 11 月 27 日発行） （抄）	87

【共通】

資料① 戸籍法（昭和22年法律第224号）（抄）

第一条 戸籍に関する事務は、この法律に別段の定めがあるものを除き、市町村長がこれを管掌する。

② 前項の規定により市町村長が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三条 法務大臣は、市町村長が戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

② 市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（以下「管轄法務局長等」という。）は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは、指示をすることができる。

③ 管轄法務局長等は、市町村長から戸籍事務の取扱いに関する照会を受けたときその他前項の規定による助言若しくは勧告又は指示をするために必要があると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができる。

④ （略）

第四条 この法律中市、市長及び市役所に関する規定は、特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の区役所にこれを準用する。

第八条 戸籍は、正本と副本を設ける。

② 正本は、これを市役所又は町村役場に備え、副本は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局がこれを保存する。

第二十五条 届出は、届出事件の本人の本籍地又は届出人の所在地でこれをしなければならない。

② 外国人に関する届出は、届出人の所在地でこれをしなければならない。

第二十七条の三 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができる。

一 届出の受理に際し、この法律の規定により届出人が明らかにすべき事項が明らかにされていないとき。

二 その他戸籍の記載のために必要があるとき。

第三十六条 二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合には、市役所又は町村役場の数と同数の届書を提出しなければならない。

② 本籍地外で届出をするときは、前項の規定によるものの外、なお、一通の届書を提出しなければならない。

③ 前二項の場合に、相当と認めるときは、市町村長は、届書の謄本を作り、これを届書に代えることができる。

第二百二十七条 戸籍事件に関する市町村長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（注） 下線は当省が付した。

資料② 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）（抄）

第十五条 次に掲げる場合には、市町村長は、一箇月ごとに、遅滞なく戸籍又は除かれた戸籍の副本をその目録とともに、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に送付しなければならない。

- 一 あらたに戸籍を編製したとき。
- 二 戸籍編製の日から二十五年を経過したとき。
- 三 戸籍の全部を消除したとき。

② （略）

第二十五条 本籍が一の市町村から他の市町村に転属する場合には、届出又は申請を受理した市町村長は、戸籍の記載をした後に、遅滞なく届書又は申請書の一通を他の市町村長に送付しなければならない。

第二十六条 前条の場合を除く外、他の市町村長が戸籍の記載をすべき必要がある場合には、届出又は申請を受理した市町村長は、遅滞なく届書又は申請書の一通を他の市町村長に送付しなければならない。

第四十八条 戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、本籍人と非本籍人とに区別し、事件の種類によつて、受附の順序に従い各別にこれをつづり、且つ、各々目録をつけなければならない。但し、市町村長は、相当と認めるときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

② 前項の書類で本籍人に関するものは、一箇月ごとに、遅滞なく管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局にこれを送付しなければならない。

③ 第一項の書類で非本籍人に関するものの保存期間は、当該年度の翌年から一年とする。

第四十九条 前条第二項の規定によつて送付された書類は、受理し、又は送付を受けた市役所又は町村役場の区別に従い、年ごとに各別につづつて、これを保存しなければならない。但し、分けてつづることを妨げない。

② 前項の書類の保存期間は、当該年度の翌年から二十七年とする。

③～⑤ （略）

第六十三条 届書に添付する書類その他市町村長に提出する書類で外国語によつて作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

第八十二条 戸籍事務の取扱に関して疑義を生じたときは、市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を経由して、法務大臣にその指示を求めることができる。

第八十三条 この省令中市、市長及び市役所に関する規定は、特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の区役所にこれを準用する。

（注） 下線は当省が付した。

資料③ 「戸籍事務取扱準則制定標準」（平成 16 年 4 月 1 日付け法務省民一第 850 号民事局長通達）
（抄）

（事件数の報告）

第二十一条 市町村における各年度（四月一日から翌年三月三十一日まで）の事件数は、その翌年度の四月二十日までに報告しなければならない。

2 前項の報告をするときは、付録第十八号様式による。

（届書類の受理照会）

第二十三条 届書類（届書、申請書その他の書類をいう。以下同じ。）の受理について疑義が生じたときは、その受理について照会しなければならない。

2 前項の照会をするときは、付録第二十号書式による。

（届書類の整理及び管轄局への送付方法）

第三十六条 規則第四十八条第一項の規定によって届書類をつづるときは、丁数を記入し、付録第二十七号様式の表紙及び目録を付けなければならない。ただし、同項ただし書の場合には、目録に代えて受付帳の写しを付けることができる。

2 規則第四十八条第二項の規定による本籍人に関する届書類の送付は、各月分をその翌月の二十日までに行う。

（注） 下線は当省が付した。

資料④ 受理照会の様式

付録第20号書式（第23条第2項関係）						
〇〇届受理照会		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">受</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">付</td> <td style="text-align: center;">戸収第 号</td> </tr> </table>	受	令和 年 月 日	付	戸収第 号
受	令和 年 月 日					
付	戸収第 号					
〇〇法務局（〇〇支局）長 氏 名 殿		戸発第 号 令和 年 月 日申請 〇〇市（町村）長 氏 名 職印				
(1) 事 件	本 籍					
	筆頭者氏名					
(2) 本 人	住 所					
	氏 名					
(3)	生 年 月 日					
	受 理 照 会 を す る 理 由					
(5)	添 付 書 類					
令和 年 月 日		第 号				
〇〇法務局（〇〇支局）長 氏 名 職印						

(注) 1 本受理照会には、照会書副本1通を添付する。
2 事件本人が二人以上であるときは、必要に応じ該当欄を区切り記載する。

(注) 「戸籍事務取扱準則制定標準」付録第20号書式による。

資料⑤ 法の適用に関する通則法（平成 18 年法律第 78 号）（抄）

（婚姻の成立及び方式）

第二十四条 婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による。

2 婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。

3 前項の規定にかかわらず、当事者の一方の本国法に適合する方式は、有効とする。ただし、日本において婚姻が挙行された場合において、当事者の一方が日本人であるときは、この限りでない。

（注） 下線は当省が付した。

【涉外戸籍事務の制度（2-(1)）関係】

資料⑥ 「戸籍制度に関する研究会最終取りまとめ」（平成 29 年 8 月戸籍制度に関する研究会）

（抄）

第 2 戸籍制度と現状の事務の処理について

1 （略）

2 戸籍事務に関する機関

戸籍に関する事務は、本来国が果たすべき役割に関するものであるが、国民生活と密接な関係があり、市区町村の行政の基礎資料ともなっていることから、第一号法定受託事務とされ、市区町村の長（注 2）のみがこれを管掌しており（戸籍法（昭和 22 年法律第 242 号。以下「法」という。）第 1 条、第 4 条）、法務省は、市区町村が戸籍事務を処理するに当たりよるべき処理基準を定め、法務局は、戸籍事務の処理に関する助言、指示等を行うこととされている（法第 3 条第 1 項、第 2 項）。これを踏まえ、市区町村は、法令及び法務省の発出した通達等に則り、市区町村ごとに、戸籍の届出等の受領、その受理・不受理の審査・決定を行うほか、本籍と定められた場所（以下「本籍地」という。）のある市区町村は、戸籍の記載や戸籍簿・除籍簿の管理・保存などの戸籍事務を行う。これに対し、法務局は、戸籍事務の処理について、市区町村から照会を受けて、必要に応じて、審査を行い、市区町村に対し、指示又は助言をしている。

（注 2） 戸籍事務は全て市町村長の名において行われるが、東京都の特別区及び政令指定都市（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項）においては、区長が管掌する（法第 4 条）。

3 戸籍事務の処理

(1)・(2) （略）

(3) 戸籍の記載を要する市区町村への届書の送付

非本籍地の市区町村において届出を受理した場合、本籍地の市区町村において戸籍の記載をする必要があるため、届出を受理した市区町村は、届出書の謄本を作成し（法第 36 条 3 項）、本籍地の市区町村に送付しなければならない（規則第 26 条）。

(4) （略）

（注） 下線は当省が付した。

資料⑦ 「令和 2 年戸籍研修教材」（東京法務局）（抄）

1 届出の種類

(1) 報告的届出

既に発生した事実又は法律関係についての届出をいい、届出義務者及び届出期間について規定があります。

届出期間を経過した届出については、過料の制裁があります（戸135, 136）。

(例) 出生, 死亡, 裁判上の離婚又は離縁, 縁組又は婚姻の取消し, 離縁又は離婚の取消し, 未成年後見開始, 失踪宣告, 就籍, 国籍取得, 帰化等

(2) 創設的届出

届出が受理されることによって一定の身分関係が形成され又は戸籍法上の効力が発生するものをいい, 届出期間の定めがなく, 過料の制裁也没有せん。

(例) 任意認知, 縁組, 婚姻, 協議離縁, 協議離婚, 復氏, 姻族関係の終了, 入籍, 分籍, 転籍, 国籍選択等

(3) (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑧ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第二条 (略)

②～⑧ (略)

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 (略)

⑩～⑰ (略)

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一～十三 (略)

2 (略)

(注) 下線は当省が付した。

【市区町村における涉外戸籍の事務処理状況（2-3）-①）共通】

資料⑨ 戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」（全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会／編・（株）テイハン発行）第897号（平成26年4月号）（抄）

1 外国人と日本人を当事者とする創設的婚姻届の審査をする場合の基本的な考え方

(1) 通則法による準拠法の決定

(略)

国際的な法律関係について、適用すべき法律を指定し、これに適用根拠を与える法律を国際私法といいます。日本における親族的身分関係に係る国際私法である、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）において、婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法によることとされています（通則法第24条第1項）。

したがって、日本人と外国人を当事者とする婚姻の場合、日本人については民法が、外国人についてはその外国人の属する国の法（本国法）が準拠法になり、準拠法を決定するために国籍証明書の提出が必要になります。当該外国人が日本に入国している場合は、一般的にはパスポートの提示を求めることとなります。

（略）

（2）婚姻要件の審査

以上のように、外国人の要件審査については、その本国法が準拠法となります。当該外国人が本国法に照らして、婚姻の実質的成立要件を満たしているかどうかは、当該外国人が市区町村長に対して立証することとしており（大正8年6月26日付け民甲第841号民事局長回答、昭和22年6月25日付け民甲第595号民事局長回答）、立証する方法として、原則として、本国の権限を有する官憲が当該外国人の身分関係事実と事件本人がその本国法上必要な要件を具備している旨を証明した書面、いわゆる婚姻要件具備証明書を届書に添付することとされています（昭和24年5月30日付け民甲第1264号民事局長回答）。

それでは、婚姻要件の審査について、以下に検討します。

ア 婚姻要件具備証明書が添付されている場合

婚姻要件具備証明書の内容については、本国法に定められている個々の要件を掲げて、それぞれの要件を具備していることを証明する必要はなく、当該婚姻について本国法上何ら障害がないといった婚姻に係る全ての要件を満たしていることを証明する形式のものでも差し支えないとされています（昭和30年2月24日付け民甲第394号民事局長回答）。

（略）

イ 婚姻要件具備証明書の添付がない場合

この場合は、外国人当事者の準拠法たる本国法の内容（婚姻の要件）を明らかにした上で、当該当事者が各要件を満たしているかどうかを審査することとなります。

そのため、一般的には（ア）国籍を確認できる資料により当事者の本国を決定した上で、（イ）申述書（婚姻要件具備証明書を添付できない理由）、（ウ）出生証明書（婚姻年齢のほか、父母の氏名、本人特定のための資料となる）、（エ）身分関係を証する書面（本人の独身性のほか、身分関係事実を明らかにするための資料となる）、（オ）（ア）から（エ）の書面について外国語で作成されている場合は訳文（戸籍法施行規則第63条の2）の添付が必要となり、必要に応じて管轄法務局に受理照会をする必要があると考えられます。

（注） 下線は当省が付した。

資料⑩ 戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」第940号（平成29年5月号）（抄）

2 基本的な審査方法

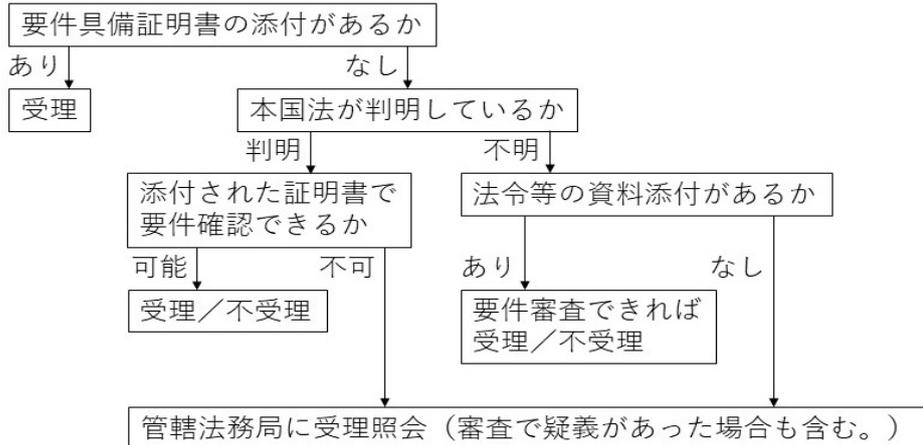
（略）

よって、外国人当事者の本国の官憲が発給した要件具備証明書が添付されていれば、原則として届出を受理することができます。

ただ現実には、全ての国が要件具備証明書を発行しているとは限らず、国の事情によって発行されない場合も少なくありません。そのような場合には、当該事件の各当事者から、当事者の本国法の内容を明らかにする書面及び当事者の身分関係事実（年齢、独身であること等）を証明する書面を添付させることとなりますが、当事者の本国法が明らかでない場合には、本国法を熟知している本国の領事、弁護士、その他の法律事務に従事している者等の意見書又は法規の内容を記載した書面の添付を求めることとなります。

そして、このような意見書等も添付することができない場合は、宣誓書等を添付させた上、管轄法務局に受理照会をすることとなります。

（略）



3 証明書の確認について

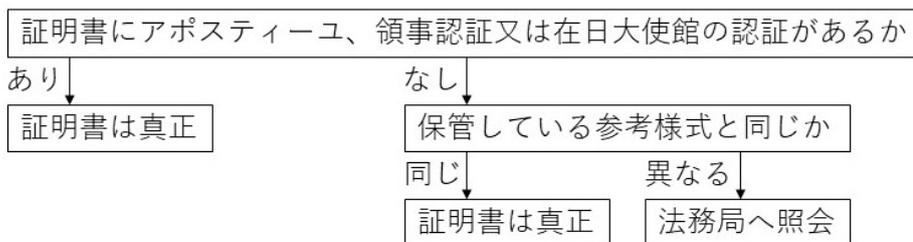
(略)

なお、届書に添付する外国で発行された証明書については、アポステイーユを取得しなければならないとか、領事認証が必要であるとかといった定めはありません。したがって、法務省からの通知により示された様式や、保管されている証明書の様式などを確認の上、真正な証明書であると認められる場合には、提供された証明書が真正なものとして、必要な審査を行うこととなります。

(略) アポステイーユ等を取得することが必ず求められるわけではありませんが、アポステイーユや領事認証等を取得している証明書については、発行した国の権限ある者が、その証明書が真正なものであると証明していることとなりますから、真正な証明書であることについては、別途審査する必要はなく、そのために法務局への照会等により受否の決定に時間を要することはありません。

したがって、可能な限り届出人にアポステイーユ等を取得してもらおう方が速やかに届出を受理することができることから、届出人にとっても有益であると考えられます。

(略)



4 アポステイーユについて

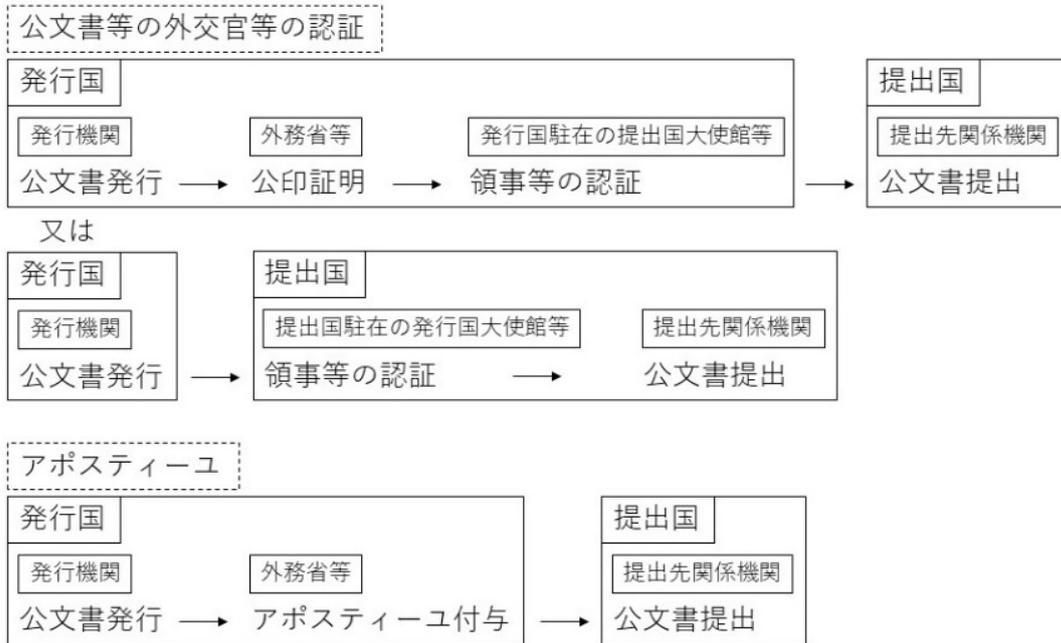
アポステイーユ (APOSTILLE) とは、外国公文書の認証を不要とする条約 (ハーグ国際私法会議条約) により、公文書に付与し文書が真正であることを保証するものです。

この条約は、「連鎖的な認証の慣行は、国際関係がこうむっている一つの害悪である」として、署名国は、外国の公文書に外交官又は領事館の認証を求めないようにすることを希望し、締結されたものであり (条約前文)、一方締約国で作成され、他の締約国に提出される公文書について (同 1 条)、外交又は領事機関による認証を全面的に廃止し、その認証を免除しようとするものです (同 2 条)。

そして、外交又は領事機関による認証に代わって文書が作成された国の特定の機関が証明文を付与することにより、文書が真正であることを保証することとしています。(略)

証明文は、文書の署名者又は所持人の請求に応じて付与されますが、正当に記載された証明文は、署名の真正、文書の署名者の資格及び文書に押されている印影の同一性を証明するものである、証明文中の署名及び印影は、全ての証明に免除されます（同5条）。

(略)



(注) 下線は当省が付した。

資料⑪ 昭和24年4月18日付け戸第180号山梨県南都留郡谷村町長照会・昭和24年5月30日付け民事甲第1264号民事局長回答（抄）

左記のものの婚姻につき何分の御教示に預りたく婚姻届書及び関係書類を添えて御願ひします（添附書類は目録のみを記載し、内容を省略する）。

(略)

記

(1) 婚姻能力、同意その他の要件が当町にて判明しないが別添届書にて受理し差支えありませんか。

(2)～(4) (略)

添附書類

- 一、婚姻届書
- 一、妻の独身証明書
- 一、婚姻承諾書写
- 一、同意書訳文
- 一、出生証明書写
- 一、国籍証明書写
- 一、両親婚姻証明書
- 一、子供洗礼書写

回 答

- (1) 妻の本国の権限ある官庁が発行した婚姻能力を証する書類を添附せしめて受理するのが相当である。
(2)～(4) (略)

(注) 下線は当省が付した。

【同一国に係る事務処理が市区町村により異なる (2-(3)-①-b-2) 関係】

資料⑫ 「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」(木村三男/監修 篠崎哲夫・竹澤雅二郎・野崎昌利/編著・日本加除出版(株)発行) I巻(平成27年11月27日発行)(抄)

第11 反致

通則法第41条は、当事者の本国法によるべき場合に、その国の法律に従えば日本の法律によることとなるときは、日本の法律によると規定している。例えば、婚姻の実質的成立要件は、各当事者の本国法による(通則法24条1項)が、当事者の本国の国際私法によれば、当事者の住所地法によるべきこととされていて、しかも、事件本人が日本に住所を有しているときは、日本の法律によることとなる。これを反致という。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑬ 「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」VI巻(平成29年11月24日発行)(抄)

151 ペルー(ペルー共和国)

第2 婚姻

1～5 (略)

6 反致

ペルー法上ペルー人が日本に住所を有すると認められる場合は、反致が適用されるものとして、ペルー人男の婚姻要件について日本法を適用して差し支えないとされた事例がある(平成18.7.25民一1690号回答)。

①ペルー民法第2075条は、ペルー民法第10編国際私法第3章準拠法の中の規定であり、「各配偶者が住所を有する地の法律が準拠法になる。」との内容である、②ペルー民法第10編国際私法は、住所について具体的に定めていないため、原則として、ペルー民法第33条から41条の規定による。

したがって、ペルー法上住所が日本にあることを事件本人に証明させ、日本に住所があることが確認できた場合には、ペルー国の国際私法たるペルー民法第2075条に規定の反致により、日本法が準拠法となる(戸籍804-91)。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑭ 戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」第804号(平成19年9月号)(抄)

1 照会の趣旨

本件は、ペルー人男と中国人女の創設的婚姻の届出がされたところ、ペルー人男が、法例第13条により指定されたペルー国の国際私法によれば反致の規定があるため婚姻の準拠法は日本法になると主張して日本法により婚姻の実質的要件を審査するよう求めているが、ペルー国の国際私法上反致の規定があるのかにつき不明であるとして、照会があったものである。

2 検討

涉外的婚姻の実質的要件については、法の適用に関する通則法第24条第1項により婚姻当事者のそれぞれの本国法によることとされている。

ペルー人男について、本件婚姻の実質的成立要件はペルー法になるところ、届出人は、ペルー民法には反致の規定があると主張し、日本法による実質的婚姻要件の審査を希望している。ここ

で問題となったのは、①ペルー民法第 2075 条以下の規定が反致の規定であるか否かが不明であること、②仮に反致の規定であるとしても、その住所が日本にあるとの認定はペルーの国際私法の規定によるものとされる（溜池良夫・国際私法講義 159 ページ、山田鎌一・国際私法 69 ページ）が、ペルーにおける住所地の認定方法が不明であるということであった。

これらの点について外務省に照会したところ、①ペルー民法第 2075 条はペルー民法第 10 編国際私法第 3 章準拠法の中の規定であり、「各配偶者が住所を有する地の法律が準拠法になる。」との内容である、②ペルー民法第 10 編国際私法は住所について具体的に定めていないため、原則としてペルー民法第 33 条ないし第 41 条の規定によるとの回答を得た。

よって、ペルー人男が本国法上反致の規定があるので日本法により婚姻要件を審査するよう主張する場合、ペルー法上住所が日本にあることを事件本人に証明させ、日本に住所があることを確認できた場合には、ペルー国の国際私法たるペルー民法第 2075 条に規定の反致により日本法が準拠法となると考える。

(略)

(注) 1 下線は当省が付した。

2 法例（明治 31 年法律第 10 号）第 13 条は、法の適用に関する通則法第 24 条と同様の内容を定めていた。

資料⑮ 「ペルー人男と中国人女の婚姻届の受否について」（平成 14 年 6 月 10 日付け戸第 419 号名古屋法務局長照会、平成 18 年 7 月 25 日付け法務省民一第 1690 号民事局民事第一課長回答）
(抄)

標記について、当局管内春日井支局長から、別添のとおり照会がありました。

標記前段については、涉外的婚姻の実質的成立要件は各当事者の本国法によるところ（法例一三条第一項）、当事者からその本国法によれば住所地法（ペルー民法第二〇七五条）及び婚姻締結地の法律（中華人民共和国民法通則第一四七条）によると規定があるので、反致により日本の法律を適用されたいとして届出がされたものです。当職としては、本件ペルー人男につきその本国法上、日本に「住所」を有しているものとして反致が適用されるか不明であることから、受否を決しかねますので、何分のご指示を賜りたく照会します。

(別添)

(略) ペルー人につき、ペルー国民法典第二〇七五条及び二〇七六条の反致に基づき、ペルー法ではなく日本法が準拠法になるとして届出がなされましたが、反致を認めるのは、問題となる法律関係について、当事者の本国の国際私法が日本法を指定していることが明白でなければならないとされており（昭和五四年一二月一二日付け民二第六一二一號回答）、法務局備付けの資料では関係法令等確認することができず、現時点では法制が不明とする事案のため受否を決しかねます（略）。

回 答

平成一四年六月一〇日付け戸第四一九号をもって貴局長から当局長あて照会のありました標記の件については、ペルー人男の本国法上、同人が日本に「住所」を有すると認められれば、反致が適用されるものとして、その婚姻要件について日本法を適用して差し支えありません。

(注) 下線は当省が付した。

【認証又はアポステイーユの要否に係る事務処理が市区町村により異なる（2-(3)-①-b-3) 関係】

資料⑯ 外国公文書の認証を不要とする条約（昭和 36 年 10 月 5 日ハーグ国際私法会議条約）（抄）

前文 この条約の署名国は、外交官又は領事官による外国公文書の認証を不要とすることを希望し、そのため条約を締結することに決定して、次のとおり協定した。

第一条 この条約は、いずれかの締約国の領域において作成された公文書で他のいずれかの締約国の領域において提出されるべきものにつき、適用する。

この条約の適用上、次のものを公文書とみなす。

- (a) 国の司法権に係る当局又は職員が発する文書（検察官、裁判所書記又は執行吏が発するものを含む。）
- (b) 行政官庁の文書
- (c) 公正証書
- (d) 登記済み又は登録済みの証明、確定日付証明、署名証明その他これらに類する公的な証明であつて、私署証書に付するもの

ただし、この条約は、次の文書については適用しない。

- (a) 外交官又は領事官が作成する文書
- (b) 行政官庁の文書で商業活動又は税関の事務と直接の関係があるもの

第二条 各締約国は、自国の領域において提出される文書でこの条約の適用を受けるものにつき、認証を免除する。この条約の適用上、「認証」とは、当該文書の提出されるべき国の外交官又は領事官が、署名の真正、文書の署名者の資格及び場合により文書に押されている印影の同一性を証明する手続のみをいう。

(注) 下線は当省が付した。

【法務局における受理照会等の対応状況（2-(3)-②）共通】

資料⑰ 「戸籍届出受理照会処理の手引き」（平成 29 年 1 月版。東京法務局民事行政部戸籍課）（抄）

第 3 受理(処理)照会の処理の流れ

受理(処理)照会の処理方法について明確な決まりはありません。要は効率よく速やかに処理できればいいのですが、そのためにはいくつかポイントがありますので、標準的な処理を例に処理のポイントを解説します。

【標準的な処理の流れ】

- 1 受理(処理)照会の理由(疑義)について確認する
- 2 添付資料を確認する
- 3 市区町村担当者に連絡する
- 4 必要な法令、先例、資料を収集する
- 5 本人から聴取する(必要に応じて)
- 6 起案・決裁

1～3を早
めに行うの
がポイント
です。



資料⑱ 「市区町村長から管轄法務局等の長に照会される涉外戸籍に関する受理照会等の事件索引簿について」(平成30年3月29日付け法務省民事局民事第一課事務連絡)(抄)

(略)

そこで、各局において、他の局が保有する外国法令や各種証明書等の様式に関する情報を効率的に把握することが可能になるよう、市区町村長から管轄法務局等の長に照会される涉外戸籍に関する事件の概要を記載するための索引簿を作成し、法務局通信ネットワークシステムの共有フォルダ内において情報を共有することとしました。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑲ 涉外戸籍に関する受理照会等の事件索引簿

涉外戸籍に関する受理照会等の事件索引簿												
① 通番 号	② 局 NO	③ 局名	④ 庁名	⑤ 受付 年度	⑥ 受付 年月日	⑦ 事件の種類	⑧ 主な添付書類	⑨ 事件本人らの国籍		⑩ 事件の概要	⑪ 処理状 況・結果	⑫ その他参考事項

(注) 「市区町村長から管轄法務局等の長に照会される涉外戸籍に関する受理照会等の事件索引簿について」別紙様式による。

【法務局における受理照会等の対応状況 制度(2-(3)-②-a)関係】

資料⑳ 行政手続法(平成5年法律第88号)(抄)

第二章 申請に対する処分

(審査基準)

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかななければならない。

(標準処理期間)

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定

めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査、応答)

第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第九条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第十条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第十一条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第三章 不利益処分

第一節 通則

(処分の基準)

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第二節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

（参加人）

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（文書等の閲覧）

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

（聴聞の主宰）

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一 当該聴聞の当事者又は参加人

二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人

四 前三号に規定する者であった者

五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
(陳述書等の提出)

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができる。

(聴聞調書及び報告書)

第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。
(聴聞の再開)

第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第二十六条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

(審査請求の制限)

第二十七条 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第二十八条 第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三条第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第三節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

【市区町村戸籍事務従事職員研修に関連する取組（2-(5)-①）関係】

資料② 「市区町村戸籍事務従事職員研修要綱の改定について（通達）」（平成22年10月1日付け
法務省民一第2438号法務省民事局長通達）（抄）

（略）戸籍事務の全国統一的な運用を確保しつつ、地域の実情に応じた弾力的な研修の実施が図られるよう、今般、別紙のとおり、新たな市区町村戸籍事務従事職員研修要綱（以下「新研修要綱」という。）を定めました。

（略）

（別紙）

市区町村戸籍事務従事職員研修要領

第1 研修の目的

この研修は、市区町村の戸籍事務従事職員に、その事務の遂行に必要な知識、技能等を習得させることによって、戸籍事務処理体制を充実・強化し、もって戸籍事務の適正かつ円滑な処理を確保することを目的とする。

第2 研修の種類等

1 基本研修

(1) 中央研修（管理者研修）

ア 目的

市区町村における戸籍事務主管課長に、その職務の遂行に必要な知識及び管理能力を体得させ、もって戸籍事務処理体制の充実・強化に資することを目的とする。

イ 対象者

市区町村の戸籍事務を主管する課の長の職にある者又はこれに準ずる職にある者

ウ～オ （略）

カ 実施機関

法務省民事局及び全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会

(2) 管区研修（上級者研修）

ア 目的

市区町村における戸籍事務の指導的職員となり得る者に、必要な専門的知識及び技能を習得させることを目的とする。

イ 対象者

市区町村において戸籍事務に従事している係長又はこれに準ずる職にある者で、原則として、中級者研修を了したもの

ウ～オ （略）

カ 実施機関

法務局

(3) 地方研修

ア 中級者研修

(ア) 目的

市区町村における戸籍事務の中堅職員に必要な法律知識の習得及び技能の向上を目的とする。

(イ) 対象者

市区町村において戸籍事務に従事している中堅職員で、2年以上の実務経験を有するもの又はこれに準ずる者で初級者研修を修了したもの

(ウ)～(オ) （略）

(カ) 実施機関

法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局

イ 初級者研修

(ア) 目的

市区町村における初任の戸籍事務従事職員に、日常の業務を適正に処理するために必要な基礎的法律知識及び技能を速やかに習得させることを目的とする。

(イ) 対象者

市区町村において初めて戸籍事務を担当することになった者

(ウ) ～ (オ) (略)

(カ) 実施機関

法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局

2 特別研修

(1) 導入研修

ア 目的

市区町村において新たに戸籍事務に従事することとなった職員に、戸籍事務を処理する上で必要な基本的意識をかん養することを目的とする。

イ 対象者

市区町村において新たに戸籍事務に従事することとなった者

ウ～オ (略)

カ 実施機関

法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局

(2) 専門研修

ア 目的

市区町村において複雑困難な戸籍事務処理に従事する指導的職員に、必要な高度の専門的知識及び技能を習得させることを目的とする。

イ 対象者

市区町村において戸籍事務に従事している係長、主任等の指導的な職にある者

ウ～オ (略)

カ 実施機関

法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局

(注) 下線は当省が付した。

【渉外的婚姻の届出時に係る添付書類について 韓国 (3-(1)-②) 関係】

資料② 「韓国人の婚姻要件審査の取扱いについて」(平成 20 年 3 月 7 日付け法務省民事局民事第一課事務連絡)(抄)

大韓民国家族関係の登録等に関する法律(以下「家族関係登録法」という。)施行(平成 20 年 1 月 1 日施行)後における韓国人の婚姻要件の審査等に関する暫定的な取扱いについて、本年 1 月 11 日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡によりお知らせしていたところですが、今般、関係機関を通じて調査中であった事項が判明したことにより、今後は、韓国人の婚姻要件の審査等については、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

記

1～4 (略)

5. 以上をまとめると、韓国人を当事者とする創設的婚姻届の添付書類については、次のようになる。

男女とも同じ	
成年	①婚姻関係証明書 ②基本証明書 ③除かれた韓国戸籍の謄抄本 (注1) 事件本人が禁治産者であり、父母が同意している場合は家族関係証明書も必要になる。 (注2) 家族関係登録法施行後6か月経過後に発行された婚姻関係証明書が添付されている場合には、③は不要となる。
未成年	①婚姻関係証明書 ②家族関係証明書 ③基本証明書 ④除かれた韓国戸籍の謄抄本 (注) 家族関係登録法施行後6か月経過後に発行された婚姻関係証明書が添付されている場合には、④は不要となる。

6. 婚姻要件具備証明書について

駐日韓国領事館においては、これまで韓国人について婚姻要件具備証明書を発行してきたところであるが、近日中に婚姻要件具備証明書の発行を取りやめる予定であるとのことである。

よって、本通知発出後の韓国人の創設的婚姻届に添付すべき書類は、5に記載した書類で足りることとする。

(注) 下線は当省が付した。

【渉外的婚姻の届出時に係る添付書類について ベトナム (3-(1)-③) 関係】

資料⑳ 戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」第904号(平成26年11月号)(抄)

ベトナム社会主義共和国において発行される婚姻状況証明書の書式について

法務省民事局民事第一課

今般、外務省領事局政策課長を經由して、ベトナム外務省から、ベトナム当局が同国内に居住するベトナム人に対して発行する婚姻状況証明書について、規則改正により全国統一の所定の書式が別添のとおり新たに定められたとして、同書式を関係機関に周知願いたい旨の要請を受けました。

新書式については、婚姻要件具備証明書として取り扱うことができますので、念のため申し添えます。

(注) 下線は当省が付した。

資料②④ 「全訂新版 渉外戸籍のための各国法律と要件」 V 巻（平成 29 年 8 月 9 日発行）（抄）

第 3 婚姻

1 婚姻要件具備証明書

ベトナム社会主義共和国において発行される婚姻状況証明書は、(略) 婚姻要件具備証明書として取り扱うことができる（戸籍 904-59）。

(注) 下線は当省が付した。

【渉外的婚姻の届出時に係る添付書類について アメリカ (3-(1)-⑦) 関係】

資料②⑤ 「全訂新版 渉外戸籍のための各国法律と要件」 I 巻（平成 27 年 11 月 27 日発行）（抄）

5 アメリカ合衆国・米国（アメリカ合衆国）

第 2 婚姻

1 (略)

2 婚姻要件具備証明書

(1) (略)

(2) 具体例

ア 日本に在住するアメリカ人が日本の方式により婚姻する場合

在日アメリカ合衆国領事の面前で、合衆国のその者の所属する州法により婚姻適齢に達していること、日本人と婚姻することについて法律上の障害がないことを宣誓した旨の領事の署名のある宣誓書をもって婚姻要件具備証明書に代える取扱いとなっている（昭和 29. 10. 25 民事甲 2226 号回答）。

イ 州の公証人が発給した婚姻要件具備証明書

合衆国のその者の所属する州の公証人が婚姻要件具備証明書を発給したときは、それを我が国が要求する婚姻要件具備証明書とみる取扱いである（昭和 29. 9. 25 民事甲 1986 号回答）。

ウ 米軍関係者に係る婚姻要件具備証明書の取扱い

(中略) 米軍関係者の婚姻要件具備証明書については、アメリカ合衆国大使館等の領事の証明に代えて米軍の法務部長が所定の様式により発行する証明で差し支えない（平成 4. 9. 28 民二 5673 号回答、平成 4. 9. 28 民二 5674 号通知（民月 47-12-107、戸籍 598-61））。

(注) 下線は当省が付した。

第4 （参考）令和3年11月12日公表 総務省行政評価局レポートについて

① 調査に至った経緯及び背景

総務省中部管区行政評価局は、「外国人との婚姻届をA市に提出するに当たり、窓口で国籍証明書としてパスポートの原本提出を求められた。コロナ禍で本人の来日が困難であり、写しでも受理してほしい。」との行政相談を受け、関係機関に適切な措置を講ずるようあつせんし、個別の相談の解決が図られた。

総務省行政評価局では、他の地域でも同様の問題が生じていないか、本行政評価・監視の一環として全国の状況を追加調査し、令和3年11月12日に総務省行政評価局レポートとして公表した。

② 調査結果と法務省における対応

調査の結果、パスポートの原本提出を求める市区町村が見られたため、総務省行政評価局は速やかに対処する必要があると判断し、国籍証明書としてのパスポートは原本以外でも受付可能で、受理できる場合がある旨を市区町村に対して周知するよう、法務省に依頼した。

依頼を受けて、法務省は市区町村に周知を行い、改善が図られた。

③ 総務省行政評価局レポート

次ページ以降に掲載し、併せて総務省行政評価局ホームページの以下のURLにて掲載している。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_211112000152927.html

涉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視
—婚姻届を中心として— (第一報)

＜国籍証明書であるパスポートの原本提出が困難な場合の取扱いの提示＞

＜ポイント＞

コロナ禍で来日できないフィリピン人と日本人の婚姻届が市区町村に提出された際に、多くの市区町村では、国籍証明書としてのパスポートを「原本のみ認める」としている。しかし、海外からパスポートの原本を提出することは困難

- ⇒ 原本以外でも受付可能で、受理できる場合がある
- 旨を市区町村に対し周知するよう、法務省に依頼
- ⇒ 依頼を受けて、法務省は市区町村に周知

＜経緯＞

- 1 中部管区行政評価局（以下「中部管区局」という。）は、「A市にフィリピン人との婚姻届を提出しようとしたところ、窓口でパスポートの原本提出を求められた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で本人の来日が困難であり、写しでも受理してほしい。」との行政相談を受付
- 2 中部管区局がB法務局に対し適切な措置を講ずるようあつせんし、解決
- 3 他の地域でも同様の問題が生じていないか、総務省行政評価局は全国の状況を調査。調査の結果、A市と同様の取扱いをする市区町村が見られたため、国籍証明書としてのパスポートは原本以外でも受付可能で、受理できる場合がある旨を市区町村に対して周知するよう、法務省に依頼
- 4 依頼を受けて、法務省において市区町村に周知を行い、改善を企図

調 査 の 結 果

1. 調査の趣旨・目的

- 中部管区局は、「A市にフィリピン人との婚姻届を提出しようとしたところ、窓口でパスポートの原本提出を求められた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で本人の来日が困難であり、写しでも受理してほしい。」との行政相談を受け付けた。

本相談を受けて、中部管区局は、下記のとおり B 法務局に対してまずは A 市に相談者の婚姻届を受け付けさせることなどをあっせんしたところ、A 市ではパスポートの写しでも婚姻届を受理することとなり、個別の相談の解決が図られた。

- 本件は、他の地域でも同様の問題が生じていないか、総務省行政評価局は令和 2 年 11 月から実施している「渉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視—婚姻届を中心として—」（以下「渉外戸籍調査」という。）の一環として追加で全国の市区町村を調査した。
- 追加調査の結果、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で来日できないフィリピン人と日本人の婚姻届が市区町村に提出された際に、多くの市区町村では国籍証明書としてパスポートを「原本のみ認める」としていた。このため、フィリピン国籍に限らず、原本以外でも受理できる場合がある旨を法務省において市区町村に対し周知するよう依頼した。

依頼を受けて、法務省では、国籍証明書であるパスポートの原本提出が困難な場合の取扱いについて法務局・地方法務局を通じて市区町村に対して速やかに周知を行い、現場運用の改善が図られた。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により浮き彫りとなった行政上の課題について速やかに現場運用の改善が図られたことから、渉外戸籍調査の結果報告に先行し、総務省行政評価局レポートとして調査結果を公表するものである。

- なお、人口動態調査によると、夫婦の一方がフィリピン人である婚姻件数は、2017 年から 2019 年までの 3 年間の平均で 3,907 件（※1）となっている。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりフィリピンに滞在歴がある外国人の日本への上陸拒否を開始した 2020 年では 2,143 件となっている。

※1 2017 年：3,846 件、2018 年：3,945 件、2019 年：3,931 件

(行政相談の詳細)

・相談内容

婚約者（フィリピン在住）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で来日できない中、婚姻届を提出するために A 市を訪問したところ、婚約者のパスポートの原本の提出を求められた。パスポートを郵送する場合、その途上の事故が懸念されることから、写しによる届出を認めてほしい。

・あっせん内容と措置結果

本相談を受けて、「B 法務局は、まずは A 市に相談者の婚姻届を受け付けさせた上で、今後の対応について A 市と受理の協議をしてほしい」と中部管区局から B 法務局に対してあっせんを行った。その結果、A 市では、相談者からフィリピン国籍に相違ない旨の申述書とパスポートの写しを提出させ、婚姻届を受理することとなった。

2. 事務処理の仕組み

- ・ 戸籍事務は、第一号法定受託事務（※2）とされており（戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項）、また、市区町村において戸籍事務の取扱いに関して疑義を生じたときは法務大臣にその指示を求めることができる（戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第82条）など、法務省では、市区町村に対して全国統一的に適正かつ円滑に処理されるよう助言・勧告・指示等を行っている。
- ・ 外国人が日本方式の婚姻（市区町村の窓口にて「婚姻届」を提出し、届出が受理される方法）を有効に成立させるためには、その人にどの国の法律が適用されるか確定させ（一部の国を除き、その人の本国法が適用）、適用される国の法律が定めている婚姻要件（婚姻することができる年齢に達していること、独身であることなど）を満たしていることを確認することが必要である。
- ・ 外国人にどの国の法律が適用されるか確定させるためには、市区町村では外国人当事者の国籍証明書が必要となるところ、法務省によると、フィリピン国籍の者の国籍証明書とは、パスポートが一般的であるとしている。

※2 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第2条 1～8 略

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 略

10～17 略

3. 調査結果

- ・ 渉外戸籍調査で調査対象としている48市区町村（※3）を追加調査した結果、以下の状況がみられた。

※3 札幌市東区、滝川市、共和町、八戸市、五戸町、田子町、秋田市、仙北市、五城目町、江戸川区、小平市、稲城市、川口市、富士見市、寄居町、横浜市鶴見区、秦野市、寒川町、浜松市中区、静岡市葵区、長泉町、津市、伊勢市、朝日町、大阪市中央区、池田市、貝塚市、京都市南区、亀岡市、南丹市、福山市、広島市東区、竹原市、出雲市、隠岐の島町、海士町、徳島市、板野町、神山町、大分市、臼杵市、玖珠町、鹿児島市、いちき串木野市、知名町、沖縄市、豊見城市、座間味村

(1) 調査対象市区町村では、フィリピン人との婚姻に際して、フィリピン国籍の証明書としてパスポートの原本が提出できない場合に、次の対応をとっている。

- ① 原本のみ認める（写しは認めない） 37/48 市区町村（77%）
- ② 原本・写しどちらでも認める 8/48 市区町村（17%）
- ③ 対応が定まっていない 3/48 市区町村（6%）

(2) 調査対象市区町村において「① 原本のみ認める（写しは認めない）」、「② 原本・写しどちらでも認める」とした理由は以下のとおりとしている。

① 原本のみ認める（写しは認めない）

- i 法務省からの通知等（「戸籍法施行規則等の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」
（平成 22 年 5 月 6 日付け法務省民一第 1080 号法務省民事局長通達）、
過去の法務局からの個別指導）
- ii 参考書籍（戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」（全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会
/編・（株）テイハン発行。以下「戸籍誌」という。）第 851 号（平成 23 年 1 月）（※4）、
「レジストラブックス 140 改訂 設題解説 涉外戸籍実務の処理Ⅱ 婚姻編」（涉外戸
籍実務研究会/著・日本加除出版（株）発行。以下「レジストラブックス」という。）
問 77（※5）など）
- iii 市区町村独自の判断（写しでは資料の真正性を判断できない など）

※4 旅券のようにその性質上原本の添付が想定されていないものまで、原本還付手続によらなければいけ
ないかというところです。この点、2 でも述べたように旅券を国籍証明書とする場合は、旅券を提示す
るだけでは足りず、コピーをも添付する取扱いです。当然にそのコピーは、原本と照合しなければなら
ず、コピーに原本確認をした旨を記載すべき（戸籍誌第 851 号・東京法務局民事行政部戸籍課 古関 美
弘）

※5 「旅券」については、その性質上、原本そのものを添付することはできないので、旅券を提示した上、
その写しを添付することになりますが、その場合は、市区町村において原本を確認した上、その写しに
「原本確認済」又は「原本還付」と記載することによって原本と相違ないことを明示しておく必要があ
ります。（レジストラブックス・問 77）

② 原本・写しどちらでも認める

- i 参考書籍（戸籍誌第 828 号（平成 21 年 5 月）（※6）、戸籍誌第 897 号（平成 26 年 4 月）（※7））
- ii 市区町村独自の判断（届出人が本国におり出頭できない場合に原本と相違ないと自署、署
名したパスポートの写しの提出を求めている など）

※6 フィリピン国で国籍を確認できる書面はパスポートくらいしかない（中略）フィリピン在住でパスポー
トを所持していない等の事情がある場合は、国籍を証する書面を得られない旨及び出生により取得した
フィリピン国籍を現に有しており他に国籍を有しない旨の申述書等を徴し、これを出生証明書とともに
添付させた上で、総合的に判断するのが相当（戸籍誌第 828 号・東京法務局民事行政部戸籍課 久野 綾）

※7 （婚姻要件具備証明書の添付がない場合の代替書類の一つとして）パスポート（有効期限内のもの。期
限切れ又は写しのみでの添付である場合は、その理由を記した申述書）（戸籍誌第 897 号・前東京法務局民
事行政部戸籍課 平田 圭寿）

なお、対応の理由として挙げられた参考書籍の内容を見ると、「① 原本のみ認める（写しは認めない）」と読み取れる内容や、「② 原本・写しどちらでも認める」と読み取れる内容があり、双方の記述が見られた。

(3) 一部の市区町村では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を理由に入国できず、婚姻届を提出するためにパスポートの原本が提出できないという相談が複数件あり、その場合に飽くまで原本を提出するよう案内していた事例が見られた。

一方で、海外在住者のパスポートの原本の提出を求めた場合に、海外から日本に郵送することが考えられるが、郵送途上の事故が発生する危険性があるため、届出人に対して原本提出の案内はせず、そのほかの証明書について届出人に案内している市区町村の事例も見られた。

- ・ 以上について、法務省では、「国籍証明書が一般的に原本でなければならないことは前提であるものの、国籍証明書であるパスポートの原本が提出できない場合、国籍がフィリピンであることや新型コロナウイルス感染症の感染拡大への影響に限らず、パスポートの写しとともに、パスポートを提出することができない理由について申述書を提出させた上で、婚姻届の受理の可否を総合的に判断することが考えられる」としている。

しかし、国籍証明書であるパスポートの原本提出が困難な場合の取扱いについて法務省では市区町村に対して直接周知していない。

4. 調査結果を踏まえた対応の依頼

したがって、戸籍事務が第一号法定受託事務であることに鑑み、市区町村において全国統一的に適正かつ円滑に処理を行う観点から、フィリピン国籍に限らず、国籍証明書について原本以外でも受付可能で、受理できる場合がある旨を法務省は市区町村に対して直接周知する必要がある。

このことについて、総務省行政評価局は令和3年10月27日に法務省に対応を依頼した。

5. 法務省における対応

依頼を受けて、法務省では、国籍証明書であるパスポートの原本提出が困難な場合の取扱いについて、原本以外でも受付可能で、受理できる場合がある旨を法務局・地方法務局を通じて市区町村に対して速やかに周知した。

第5 参考文献

- ✓ 全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会／編「戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌『戸籍』」第 490 号（昭和 60 年 2 月号）、第 804 号（平成 19 年 9 月号）、第 828 号（平成 21 年 5 月号）、第 851 号（平成 23 年 1 月号）、第 897 号（平成 26 年 4 月号）、第 904 号（平成 26 年 11 月号）、第 940 号（平成 29 年 5 月号）、（株）テイハン発行
- ✓ 渉外戸籍実務研究会／著（平成 26 年 8 月）「レジストラブックス 140 改訂 設題解説 渉外戸籍実務の処理Ⅱ 婚姻編」、日本加除出版（株）発行
- ✓ 木村三男／監修 篠崎哲夫・竹澤雅二郎・野崎昌利／編著（平成 27 年 11 月～29 年 11 月）「全訂新版 渉外戸籍のための各国法律と要件」全 6 巻、日本加除出版（株）発行
- ✓ 東京法務局民事行政部戸籍課（平成 29 年 1 月）「戸籍届出受理照会処理の手引き」
- ✓ 戸籍制度に関する研究会（平成 29 年 8 月）「戸籍制度に関する研究会最終取りまとめ」
- ✓ 東京法務局「令和 2 年戸籍研修教材」